

目 次

○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 議案第 1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	7
日程第 4 議案第 2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例	8
日程第 5 議案第 3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	9
日程第 6 議案第 4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	11
日程第 7 議案第 5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	13
日程第 8 議案第 6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例	14
日程第 9 議案第 7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例	16
日程第10 議案第 8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
日程第11 議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並 びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	19
日程第12 議案第 9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正す る条例	21
日程第13 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	22

日程第14	議案第11号	吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例	23
日程第15	議案第12号	吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例	24
日程第16	議案第13号	吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	26
日程第17	議案第14号	吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例	27
日程第18	議案第15号	町道路線の認定・廃止について	30
日程第19	議案第16号	平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)	32
日程第20	議案第17号	平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	38
日程第21	議案第18号	平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	40
日程第22	議案第19号	平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	42
日程第23	議案第20号	平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	43
日程第24	議案第21号	平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	44
日程第25	議案第22号	平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)	46
日程第26	議案第23号	平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)	47
日程第27	町長施政方針		49
散会			62

○第2号(3月2日)

議事日程 第2号	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	66
欠席議員	66
説明のため出席した者	66
事務局職員出席者	66
開議	67

日程第 1	町長施政方針に対する質問	6 7
日程第 2	議案第 24 号 平成 30 年度吉岡町一般会計予算	7 9
日程第 3	議案第 25 号 平成 30 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	9 4
日程第 4	議案第 26 号 平成 30 年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算	9 5
日程第 5	議案第 27 号 平成 30 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	9 8
日程第 6	議案第 28 号 平成 30 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算	1 0 1
日程第 7	議案第 29 号 平成 30 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	1 0 2
日程第 8	議案第 30 号 平成 30 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	1 0 4
日程第 9	議案第 31 号 平成 30 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	1 0 6
日程第 10	議案第 32 号 平成 30 年度吉岡町水道事業会計予算	1 0 8
散 会		1 1 1

○第 3 号 (3 月 8 日)

議事日程 第 3 号	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 3
出席議員	1 1 4
欠席議員	1 1 4
説明のため出席した者	1 1 4
事務局職員出席者	1 1 4
開 議	1 1 5
日程第 1 一般質問	1 1 5
◇高山武尚君	1 1 5
◇柴崎徳一郎君	1 2 5
◇岩崎信幸君	1 4 2
◇坂田一広君	1 5 8
散 会	1 7 1

○第 4 号 (3 月 9 日)

議事日程 第 4 号	1 7 3
本日の会議に付した事件	1 7 3
出席議員	1 7 4

欠席議員	174
説明のため出席した者	174
事務局職員出席者	174
開 議	175
日程第 1 一般質問	175
◇五十嵐善一君	175
◇小池春雄君	191
散 会	207

○第5号（3月16日）

議事日程 第5号	209
本日の会議に付した事件	211
出席議員	212
欠席議員	212
説明のため出席した者	212
事務局職員出席者	212
開 議	213
日程第 1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）	213
日程第 2 議案第 1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	217
日程第 3 議案第 2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例	218
日程第 4 議案第 3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	218
日程第 5 議案第 4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	219
日程第 6 議案第 5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	219
日程第 7 議案第 6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	219
日程第 8 議案第 7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	220
日程第 9 議案第 8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	220
日程第10 議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	221

日程第11	議案第9号	吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	221
日程第12	議案第10号	吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	222
日程第13	議案第11号	吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例	222
日程第14	議案第12号	吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例	223
日程第15	議案第13号	吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	223
日程第16	議案第14号	吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例	224
日程第17	議案第15号	町道路線の認定・廃止について	224
日程第18	議案第16号	平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)	225
日程第19	議案第17号	平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	225
日程第20	議案第18号	平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	225
日程第21	議案第19号	平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	226
日程第22	議案第20号	平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	226
日程第23	議案第21号	平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	227
日程第24	議案第22号	平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)	227
日程第25	議案第23号	平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)	228
日程第26	委員会議案審査報告(予算決算常任委員会委員長報告)		228
日程第27	議案第24号	平成30年度吉岡町一般会計予算	229
日程第28	委員会議案審査報告(総務・文教厚生・産業建設各常任委員長報告)		230
日程第29	議案第25号	平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	232
日程第30	議案第26号	平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算	233

日程第31	議案第27号	平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	233
日程第32	議案第28号	平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算	233
日程第33	議案第29号	平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	234
日程第34	議案第30号	平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	234
日程第35	議案第31号	平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	235
日程第36	議案第32号	平成30年度吉岡町水道事業会計予算	235
日程第37	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について		236
日程第38	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		236
日程第39	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		236
日程第40	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		236
日程第41	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		236
日程第42	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		236
日程第43	議会議員の派遣について		237
町長挨拶			238
閉会			238

平成30年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成30年3月1日（木曜日）

議事日程 第1号

平成30年3月1日（木曜日）午前9時35分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第 2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第 3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第 4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第 7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第 8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第 9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

- 日程第14 議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第14号 吉岡町文化センターの設置及び管理に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第15号 町道路線の認定・廃止について
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第17号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第19号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 町長施政方針
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君		

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開会・開議

午前9時35分開会・開議

議長（馬場周二君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので平成30年第1回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議長（馬場周二君） 石関町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

久しぶりの雨と申しましょうか、日本中が春の嵐というようなことですが、すっかり青空が見えたきょうでございます。平成30年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

梅の花も咲き、ようやくどこか春らしく感じられる季節となりました。春はもうそこまで来ております。

先ほど、全国町村議会議長会より自治功労者表彰1名、また、群馬県町村議会議長会より3名の議員の方が永年表彰ということで受賞されました。大変喜ばしい限りです。心からお祝いを申し上げるとともに、日ごろの活躍のたまものと、深く敬意をあらわす次第です。今後、さらなるご活躍をご期待申し上げます。まことにおめでとうございました。

さて本日、平成30年第1回定例議会が議員各位の出席のもと開会できますことに、感謝と御礼を申し上げます。

さて、去る2月18日には、町として初めての吉岡町消防防災総合訓練が開催されました。議員皆様も参加していただき、ありがとうございました。成功のうちに終了できたのも、協力をいただきました消防団、自治会、女性防火クラブ、または消防署、警察署、そして自衛隊などの協力によるものと、この場をおかりしまして深く感謝を申し上げます。

また、1月23日には、草津白根の本白根の噴火で12名の死傷者が発生しました。被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げます。災害が比較的少ないと言われる吉岡町ですが、いつ何どき襲われるかわかりません。防災対策はもう一度確認し、いざというときのために備えておかなければなりません。そういったことから、今回の訓練も、今後も定期的に行い、熟練度を高めていくことが必要と思っております。

平成30年度は、吉岡町第5次総合計画の後期基本計画の3年目でもあります。計画の着実なる実施に向けて、予算編成に当たっては厳しい財政状況下にあることには変わりはありませんが、限られた財源の中でいかに最大の効果を生み出すかが課題でもあります。

地方創生における総合戦略、そしてまた総合計画基本構想から踏まえたところの後期基本計画の達成を目指して、各行政分野の一層の充実を図っていきたいと考えております。

一方、まちづくりの基本方針でもある「町民と行政の協働のまちづくり」にさらに一步踏み込み、自助・共助の社会の形成にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。今まで以上に、自治会を初め、地元地域住民、ボランティア、サークルなど幅広く皆さんの協力を得ながら、協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

複雑多岐にわたる住民要望に対して、行政がやるべきこと、町民にできることは何か、改めて行財政運営の工夫に努力していく所存でもあります。

議員皆様には、特段のご配慮とご支援をお願い申し上げます。

さて、本定例会では、平成30年度の一般会計並びに特別会計当初予算を初めとする議案33件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決、承認くださいますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、どうかよろしくお祈りを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきますと思っております。よろしくお祈り申し上げます。

諸般の報告

議長（馬場周二君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程〔第1号〕により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（馬場周二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番高山武尚議員、10番飯島 衛議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（馬場周二君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より委員会報告を求めます。

岸議員。

〔議会運営委員長 岸 祐次君登壇〕

議会運営委員長（岸 祐次君） 15番岸です。

ご報告いたします。

2月26日月曜日、全員協議会室にて、委員全員、議長、執行からは町長、副町長、教育長、関係課長・局長の出席のもと、議会運営委員会を開会いたしました。

本定例会の会期は本日、3月1日木曜日から3月16日金曜日までの16日間でありま

す。
町長の施政に対する質問は、明日3月2日金曜日に行われます。また、一般質問は3月8日水曜日と3月9日金曜日の2日間です。なお、開会時間につきましては9時30分からです。

会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月16日までの16日間とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの16日間と決定しました。会期日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 議案第1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第3、議案第1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本議案は、町長部局の職員が兼ねる職員の定数を見直すことにより、適正な業務分担を図るため、所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長をして説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） それでは、説明させていただきます。

本議案は、条例第2条第1項第8号中、農業委員会の職員の定数を「3人」を「4人」に改めるものでございます。

農業委員会の職員は、町長部局の職員が兼ねるものであり、これにより職員の適正な業務分担を図るものでございます。

附則につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

日程第4 議案第2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第4、議案第2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、公営住宅法施行令の一部が改正されたことにより、吉岡町町営住宅管理条例の一部の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては、財務課長より説明させますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） 説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、公営住宅法施行令において第10条「条例で公営住宅の明け渡し請求に係る収入基準を定める場合の基準」が新たに規定されたことによりまして、それ以降の条項が1条ずつずれたことに伴うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。右側の旧が現行、左欄の新が改正案となります。公営住宅法施行令を引用している右欄の第35条及び第36条中の政令第11条となっているものをそれぞれ左欄の第35条及び第36条中の政令第12条に改正するものがあります。

それでは、議案書の本文にお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第2号は、総務常任委員会に付託します。

日程第5 議案第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第5、議案第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 説明させていただきます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が平成25年12月に公布され、国民健康保険に対する財政支援の充実と国民健康保険の保険者、運営のあり方に関し、国民健康保険の保険料の適正化等の取り組みを推進するとともに、さらなる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、

国民健康保険の運営について、財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保険業務の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切な役割を分担するために必要な方策が掲げられました。

このことによりまして、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正をする法律が公布されたことによりまして、今回、市町村の一般的な運営から都道府県が主体となる運営に移行するための条例改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでございます。よろしくお願いいたします。

第1章は、現行では、「この町が行う国民健康保険」を改正案では、「町が行う国民健康保険の事務」というふうに改め、第2章では、現行では、「国民健康保険運営協議会」を改正案では、「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

第6条は、字句の訂正でございます。

次に、第8条、第11条及び第13条から第15条までの規定の中の「この町」を「町」に改めるものでございます。

議案書を見開きをお願いいたします。

附則といたしまして、1、この条例は平成30年4月1日から施行する。

2、吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。別表中の「国民健康保険運営協議会委員、日額、8,800円」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員、日額、8,800円」に改めるものでございます。

なお、この後、県の主な役割としましては、財政運営の責任主体。国保運営方針に基づき事務の効率化、標準化等を推進。市町村ごとの標準保険料率の算定となります。

町の主な役割としましては、現状どおり資格の管理、国保税の賦課徴収。新たに国保事業費納付金を県に納付する業務等がございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第6、議案第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

平成30年度から国民健康保険の制度の安定化を図るため、県が市町村とともに国民健康保険の運営主体となります。

これまでは、市町村がそれぞれ、市町村内の医療費の見込みを推計しまして、それをもとにしまして保険税を算出しておりました。

平成30年度からは、各都道府県が、都道府県内の全体で必要とされる医療費を推計しまして、市町村ごとの国保事業費納付金の金額を提示し、市町村はその納付金を納めるため国保加入者からの国保税を集めます。

集めた国保税は、市町村から県に納付金として納付され、県から保険給付に必要な費用を交付金としまして交付をいたします。

それに伴い、国保税条例の基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額について定めている条文でございますが、都道府県化に対応する形ということで改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでございます。よろしくお願ひいたします。

第2条の旧は、国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額とし、一項立てにまとめております。新の改正案につきましては、この3種を同条同項の1号から3号までの3つの号に分類したものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

同条第2項から第4項の改正につきましては、3つの号にそれぞれ当てはめたものでございます。

旧の同条第4項の削除文につきましては、改正案の第2条第1項第3号で規定したものであるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条の2第1号は、法律番号を削るものでございます。

議案書を見開きをお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、税率の改正につきましてはですが、今回は条例改正において税率改正は行いません。

税率改正を行わない理由としましては、県が示した標準保険料率をもとにしまして、保険税を試算した結果、現状の保険税で平成30年度の納付金額等の歳出を賄えると見込んでおります。また、広域化の初年度のため今後の動向を考慮し、現状の税率のままで、急激な保険給付費の増大等にも耐えられると判断したものでございます。

そのため、その他一般会計繰入金を例年と比較いたしまして、7,000万円ほど減額をいたしました。

平成30年度の決算等の状況を踏まえて、平成31年度以降の課税の税率等につきまして、検討していきたいというふうに考えています。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第7、議案第5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

第6期吉岡町介護事業計画がことしをもって終了することから、新たに第7期吉岡町介護事業計画の策定及び関係法令の一部を改正するに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

介護保険制度の財政安定化を図るため、介護保険法の規定により3年ごとに介護保険事業計画を策定を行っておるところでございます。

町では、第7期の介護保険事業計画を策定するに当たりまして、懇談会を立ち上げをさせていただきますまして、計画を進めております。

この第7期介護保険事業計画は、平成30年度から32年度までのそれぞれの所得段階により保険料の年額を定めるものであります。平成27年度において介護報酬の見直しによりまして保険給付費の伸びが低調であったため、第6期の運営は安定しておりました。これによりまして、第7期への繰越金も大分見込めることから、第6期の計画の保険料の基準額、年額7万2,000円、月額にしまして6,000円を第7期へそのまま移行しまして、据え置きとさせていただきます。所得段階も10段階としまして、最高値の第10段階につきましては、基準額の2.25倍の額としまして、変更しない計画であります。

なお、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行によりまして、所得段階による判定所得の改定がありましたので、今回はその改正のみを行わせていただくものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんください。

右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでございます。よろしくお願ひいたします。

第2条中の旧「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」と改めるものでございます。

次に、同条同項第6号アの文中「190万円未満」を「200万円未満」に改めるものでございます。この改正によりまして対象となる第6段階層の所得が10万円引き上げられることによりまして、例とすれば、所得金額が200万円の方が現行では基準額の1.5倍の10万8,000円ですが、改正後につきましては、基準額の1.25倍の9万円となり、1万8,000円減額となります。

次に議案書を見開きをお願いいたします。

附則としまして、第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第2条、この条例による改正後の吉岡町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による、であります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第8 議案第6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第8、議案第6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い改めるものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いた

でございますよう、お願いを申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されまして、後期高齢者医療制度の住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いについて、本条例を改めるものでございます。

改正の内容としましては、例えば、吉岡町が住所地であって、後期高齢者医療に加入された方が県外の病院等に入院等され、住所をその県外の病院等に移転した場合、住所地特例が適用されます。よって、吉岡町イコール群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者となっております。

吉岡町が住所地であった国民健康保険に加入されている方が、県外の病院に入院等をされ、その県外の病院等の住所に移転しても、住所地特例が適用されることが、その後、年齢等によりまして後期高齢者医療に切りかわる場合に、住所地特例が適用されませんでした。その県外の病院の住所地の後期高齢者医療の広域連合が保険者となっています。

今回の改正は、後期高齢者の医療に切りかわる場合にあっては住所特例が適用されるよう改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表をごらんください。右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでございます。

旧の第3条第2号中、「第55条第1項」及び同条第3号中、「法第55条第2項第1号」並びに同条第4号中、「法第55条第2項第2号」の次に、「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2号中「同項」を「法第55条第1項」に、同条第4号中「同号」を「法第55条第2項第2号」に改めます。

同条に次の1号を加えまして、第5号としまして、「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により吉岡町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」。

次に、2ページをお願いいたします。

附則第3項をとります。これは、後期高齢者医療に移ったときの特例でありますので、必要がなくなったものでございます。それによる削除でございます。

議案書をお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する、であります。よろし

くお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議長（馬場周二君） 日程第9、議案第7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布されたことによるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

本条例の制定は、現状では、都道府県が都道府県条例によりまして要介護者等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所の指定を行っておりますが、地域包括ケアシステムの構築をすることを通じ、市町村がケアマネジャーや関係機関と連携し、在宅要介護者等の生活支援等を充実するためのことから、都道府県から市町村へ指定権を移譲されるものでございます。

そのため、市町村が本事業所の指定を行うに当たり、現行の県条例とほぼ同様の基準によるものでございます。また、町独自の参酌基準につきましては、「記録の基準」というものが、5年間のものがございしますが、これにつきましては、県の基準と同様でございますので、特に参酌基準はございません。

第1章は、第1条から第4条までを「総則」としまして、第4条で「基本方針」を規定しております。

第2章は、第5条から第6条まで「人員に関する基準」としまして、2ページの第5条は、「従業員の員数」、第6条は、「管理者」の規定を定めております。

第3章は、第7条から第32条まで「運営に関する基準」として、第7条は、「内容及び手続の説明及び同意」について、4ページの第15条及び第16条は、「指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の規定を定めております。

第4章は、「基準該当居宅介護支援に関する基準」としまして第33条では「準用する基準」を規定をしております。

最終ページをお願いいたします。

附則としまして、1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は平成30年10月1日から施行する、でございます。

2、管理者に係る経過措置としまして、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができる。

3、吉岡町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、吉岡町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第14条中の「群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を本条例である「吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に改めるものでございます。県の条例がなくなりますので、本条例を規定といたします。

なお、現在、この対象となる町内の居宅介護支援事業所は、吉岡町地域包括支援センターを含めまして6つの事業所がございます。この4月からは、町が指定ということになります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第10、議案第8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させていただきますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 説明をさせていただきます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の公布に伴い本条例を改正するものでございます。

現行では、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを行う事業者につきましては、法人が行うということとされております。法令の一部改正によりまして、地域密着型サービスの看護小規模多機能型の居宅介護につきまして、法人のほか病床を有する診療所を開設する者を加えたものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表をお願いいたします。

右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでお願いするものでございます。

旧の第3条は、「法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人であるものとする。」とあり、法第78条の2は、地域密着型サービスの事業者の指定の規定であり、法第115条の12は、地域密着型介護予防サービス事業者の指定を規定するもので、条例で定める者の資格は、法人であるものです。

改正案の第3条は、法で定める「地域密着型サービスの事業者の指定」であり、条例で定める申請者の資格は、法人としつつ、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、法人のほか病床を有する診療所を開設する者と改めるものでございます。

第4条は、法で定める「地域密着型介護予防サービス事業者の指定」でありまして、条例で定める申請者の資格は、法人であるものとするものであります。

議案書を見開きお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとあります。

なお、現在、この対象となる看護の小規模多機能型居宅介護の施設は、町内にはございません。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第11、議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 説明させていただきます。

町長の説明のとおり、関係法令の一部改正によりまして、地域包括支援センターが行う包括的支援事業に規定する指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準の一部を改正することによりまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、地域包括ケアシステムをより強化するため、地域包括支援センターの機能の強化を図るものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表をお願いいたします。右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでございます。

第2条第4項は、新たに「障害のある人が日常生活等を営むことができるよう相談支援を行う指定特定相談支援事業者も加えまして連携に努めることとする」というものでございます。

第6条第2項は、「利用者は、地域包括支援センターに対し、希望するサービス計画をもとに複数の介護予防サービスの事業者を求めることができるよう改めるもの」でございます。

2ページをお願いいたします。

同条第3項は、新たに設けるものでございます。「包括支援センターは、サービスの提供の開始に際し、利用者または家族等に対し、利用者について、病院等に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求める」ものでございます。

旧の同条第3項から第7項までを第3項を新たに加えることによりまして項ずれが生じたものでございます。

旧の第6条第6項第1号中の「第3項」を「第4項」に改めます。

3ページをお願いいたします。

第32条第9号中、「作成のために」の次に、「利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加えます。

次に、同条第14号の次に、新たに第14号の2とし、「担当職員は、指定介護予防サービスの事業者から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するものとする」でございます。これを加えるものでございます。

4ページをお願いいたします。

同条第21号中「以下「主治の医師等」という。」を「次号及び第22号において「主

治の医師等」という。」に改め、同号の次に第21号の2を新設いたしまして、「前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成する際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。」といたします。

議案書を見開きをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する、であります。

よろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を10時55分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時55分再開

議長（馬場周二君） 休憩に続き、会議を続けます。

日程第12 議案第9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第12、議案第9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等が施行され、議案第6号と同様に後期高齢者医療制度の住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いについて、本条例を改めるものでございます。

議案第6号で説明いたしましたとおり、国保から後期高齢者医療へ切りかわる際に、住所地特例が継続される改正にあわせまして、福祉医療費につきましても支給について従前地で支給するよう改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。右側の旧が現行、左側の新が改正案というものでございます。

新の第3条中の法律第55条の次に「及び第55条の2」を加えるものであります。

議案書を見開きお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の吉岡町福祉医療費支給に関する条例の第3条第1項の規定により支給対象者となった者に対する福祉医療の支給については、施行日以降に医療を受けた者に限る。であります。

よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第13、議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備の法律の施行に伴い、就業前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律

の一部を改正する法律、（「認定こども園法」といいます）の改正により、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備の法律の施行によりまして、認定こども園の認定権が、今まで都道府県のみを与えられておりましたが、今回の法律改正によりまして、指定都市にも与えられるため、その整備のため認定こども園法等の一部が改正されたことに伴いまして、条例の項ずれが生じたため、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

旧の第15条第1項第2号中の下線「同条第9項」を、新の第15条第1項第2号中の下線「同条第11項」に改めるものでございます。

議案書を見開きをお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する、であります。

よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第14、議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例の趣旨は、道路法施行令の改正に伴い、吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の所

要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては産業建設課長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 町長の補足説明をさせていただきます。

道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年1月18日に公布されております。この政令により、道路占用料の額は地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた額に改正されました。そのため、吉岡町道路占用料・使用料徴収条例においても所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

条例第2条第2項2号の改正は、占用面積の端数処理を細かく精緻化いたしまして、1メートル、1平方メートルの単位から0.01メートル、0.01平方メートル未満の単位を切り捨てて計算することに改めるものでございます。

続きまして、別表の改正につきましては、占用物件ごとの占用料を定めたものでありまして、その全部を改正するものでございます。

議案書にお戻りください。

議案書の4ページ、最後に附則となっております。この条例の施行年月日を平成30年4月1日からとさせていただきます。

以上、町長の補足をさせていただきます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第11号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第15 議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第15、議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

小口資金の融資条件について、資金使途の明確化に伴う吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正及び、小口資金の借りかえの暫定措置延長に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正を受け、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 町長の補足説明をさせていただきます。

2条立てになってございますこの条例につきましては、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例と、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を第2条として改正を行うものでございます。

まず最初に、吉岡町小口資金融資促進条例の新旧対照表をごらんください。

こちら、第1条になっております。小口資金の融資条件における資金使途について、従来から土地は対象外となっておりますが、明記されていなかったため、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正し、「事業に必要な設備資金」の後に、「（土地を除く。）」の文言を付け加えるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の新旧対照表、第2条による改正をごらんください。

県では、平成15年度から実施しております売上減少等の要件を満たす場合の借換制度について、平成30年度も引き続き実施いたします。

このことに伴いまして、この制度の規定を設けました平成14年度の吉岡町条例第21号による吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の改正附則の一部を改正するものでございます。

なお、小口資金に係る返済負担の軽減策といたしまして、平成23年度から実施している融資期間の延長及び平成21年12月24日から実施している借換要件緩和の特例措置については、平成30年度末で廃止されることとなっております。

議案書にお戻りください。

附則についてですが、こちらにつきましては、平成30年4月1日から施行するもので

ございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第12号は、産業建設常任委員会に付託します。

**日程第16 議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び
土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する
条例の一部を改正する条例**

議長（馬場周二君） 日程第16、議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行に伴い、今まで引用していた条文がずれたことに伴い、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

最初に、第1条、吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正につきまして、新旧対照表をごらんください。

現行が旧、改正後が新となっております。

こちらの条文を土地改良法の改正によりまして、農業用水施設の耐震化を目的とした申

請によらない土地改良事業の創設に伴いまして、土地改良施設への突発的な事故に対応する土地改良法の根拠条文を追加したことによる条項ずれに対応するものでございます。

それにつきまして、従来法律の88条の規定が新たに87条の5に規定されることになりましたことに伴う改正でございます。

続きまして、第2条、吉岡町土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部改正につきまして、新旧対照表をごらんください。

次のページとなっております。

第2条中にごございます113条の2の引用条文が条項ずれに伴いまして113条の3にずれたものでございます。

こちらにつきましても、土地改良法の改正により、同一の土地の共有者についての代表者を選任する等の取り扱いの規定が追加されたことから、条ずれを生じたものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例につきましては、法律の改正は済んでおりますので、公布の日から施行ということの取り扱いとさせていただきます。

以上、補足とさせていただきます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第13号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第17 議案第14号 吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例

議 長（馬場周二君） 日程第17、議案第14号 吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第14号 吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、現在、文化財事務所の南側で整備をしております文化財施設について、「吉岡町文化財センター」として設置し、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく

「公」の施設の設置及び管理に関する事項を定めたいものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させていただきますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） それでは、説明させていただきます。

第1条は、本条例の趣旨として、先ほど町長が説明した文化財施設を「吉岡町文化財センター」と称し、地方自治法の規定に基づき公の施設の設置及び管理について必要事項を定めるものであります。

第2条は、設置の目的として、歴史資料、民俗資料、考古資料その他の有形文化的所産を収集・保存・展示し、活用を図ることにより、郷土の歴史と文化に対する町民の知識と理解を深め、地域文化の向上に資するために、吉岡町文化財センターを設置するものであります。

また、この文化財センターにつきましては、地域再生計画「文化財を資源とした交流エリア形成プロジェクト」で位置づけられており、その計画の中で本町の特色である古墳や養蚕などの歴史文化に関する情報発信や各種交流事業を通じて、町外からの新たな人の流れを呼び込み、交流人口や町内周遊・滞在の拡大を目指し、あわせて町民に地域資源を認識してもらうことにより、郷土愛の醸成を図り、定住を促進することとしております。

続いて、第3条は、名称及び位置です。

第4条につきましては、本センターの管理を教育委員会が行うこととしております。

第5条は、実施する事業として、文化財の収集、保存、調査、研究及び文化財の展示や活用に関する事業などであります。

第6条は、配置する所長及び職員を定めております。

第7条は、本センターへの入場の拒否等で、利用者に対し、入場を拒みまたは退場を命ずることができる事項を定めております。

第8条は、損害賠償の義務で、利用者が施設や文化財を損傷または滅失し、原状に回復できない場合は、教育委員会が認定する「額」を賠償する義務を負っていただくことを定めております。

第9条は委任として、本センターの管理に関し必要な事項は教育委員会が定めます。

最後に、附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 6条におきまして、所長その他必要な職員を置くことができるというふうになっておりますけれども、今後、見通しというのはどうなっていますか。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 本条例の第9条委任ということで、この条例に定めるもののほか、文化財センターの管理に関して必要な事項は教育委員会が定めるということで、本条例が可決いただいた際には、本条例施行規則のほうで定める予定となっております、一応その中では所長以下5名を想定しております。以上です。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 想定をしていて、そうなると、そこに所長が置くことができるというんですけど、常駐とかそういうのはどうなりますか。常駐とか。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） これも施行規則の中で想定しているんですが、要は文化センターあるいは図書館同様、月曜を休館とし、土日を含めた週6日を開館予定しておりますので、常駐となります。以上です。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 今の所長、職員の関係なんですけれども、5条の事業を見てみますと、この事業を遂行するに当たって、歴史、民俗、そして考古学に精通した人員配置を考えているのかどうかお聞きします。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） そのように想定しております。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 今、この議案第14号が議決された際には、この条例にかかわる施行規則を別途定めるという答弁でしたが、この施行規則の別途定める方はどなたで、それは議決を要するのかお聞きしたい。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 議決は必要ありません。教育委員会が定めます。以上です。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 第7条の1号、2号、公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき、2として、施設または文化財を損傷し、または滅失するおそれがあると認めるときということは、この人は入場を拒み、または退場を命じることができるという文言がありますけれども、これは誰がそのように認めるのか、また、そのような基準が設けられてあるのか。やはり文化財ですから、多くの人に見ていただくのが目的かと思うんです。その人の裁量権がどの程度あるのかお聞かせ願えればと思います。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、場合によっては反社会的な団体等がここに入り込むとか、そういったことも想定しておりますので、そうした団体等があるいは個人的にそういう人がおられるかもわかりませんが、そうした場合には拒否をする。あるいは、この施設の中でいろいろな活動をされるということも想定をしておりますので、そうした場合には退去を願う。いずれにしてもそういった条項がないと、何かここで反社会的な団体が活動したとしても、これを拒否、退去できないというようなことになってしまいますものから、一応ここでそういうふうな形で定めておきたいということでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第15号 町道路線の認定・廃止について

議長（馬場周二君） 日程第18、議案第15号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第15号 町道路線の認定・廃止について提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づきまして、町道路線の認定・廃止による道路網の整備をするためのもの
でございます。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させますので、ご審議の上、可決いた
だきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 町道路線の認定・廃止について、町長の補足説明をさせ
ていただきます。

新たに認定する路線の内訳でございますが、開発行為により寄附を受けた16路線と、
林道栗籠・井堤線の新設に伴う認定路線が5路線、南下城山防災公園、仮称でござい
ますが、この造成に伴う新規認定が4路線でございます。

道路認定調書1ページをお開きください。

こちら、1番から左より整理番号、路線番号、路線名とございます。整理番号につ
いてはこちらの後ろにつけさせていただいております平面図における位置を示させて
いただいております。

また、この位置図に基づきます詳細な部分については、参考資料としてその次に添
付させていただきます。

こちらに掲げてございます1から5番までの栗籠・井堤線、井堤3号線、栗籠2号線、
栗籠10号線、栗籠3号線の5路線については、一旦廃止したもので、またこれを認
定するものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

2ページにつきましては、6番から9番、宮東21号線、八反田13号線、町南21
号線、愛倉5号線、この4路線については、開発に伴う寄附行為により認定する
ものでございます。

認定調書3ページをごらんください。

こちら、整理番号10番から18番まで掲げてございますが、10番から13番、麻
草原7号線、麻草原8号線、千代開11号線、畑中10号線、それと18番の中御所
9号線、これは新規に認定する路線となっておりますが、それぞれこの城山の部分
ですね、14番から17番の部分については、城山4号線、5号線、6号線の4路線
につきましては、南下城山防災公園の、仮称でございまして、の造成に伴いま
して既存路線を廃止して新たに認定する路線となっております。

続きまして、4ページをごらんください。

こちらの7路線につきましては、開発に伴い新たに認定するものでございます。

続きまして、町道の廃止の内訳でございます。

こちら、後ろに添付させていただいております、図面の後ろに町道路線廃止調書がございます。こちらの1ページをお開きください。

認定路線と同様に、整理番号は位置を、路線番号下3桁は廃止路線網に表示されておるものでございます。

図面につきましては、調書の4ページ目、その後の参考資料に廃止する路線網をあわせて添付させていただいたところでございます。

1ページの1から3番、栗籠・井堤線、栗籠2号線、栗籠3号線につきましては、林道栗籠・井堤線の新設に伴いまして、新設林道と既存町道が一部重複する、交差する部分がございます。そのことに伴いまして、町道と林道が重複できないということに伴いまして、既存町道の起・終点の変更を行い、重複部分をつくらぬよう廃止をするものでございます。

続きまして、調書の2ページをごらんください。

こちらの4番から7番、城山3号線から6号線につきましては、(仮称)南下城山防災公園の造成に伴いまして、既存町道の一部が公園内に入るため、公園内の町道が入らないように起・終点の変更を行うものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、栗籠・井堤線もそうなんですけれども、認定をし直しまして、路線の変更を行うということになってございます。

それでは、3ページをごらんください。

整理番号8番、9番、大畑6号線及び大畑・善徳線の2路線につきましては、開発行為に伴う道路改良が予定されておりまして、道路の形状が変わることとなっております。また、大畑6号線については、路線廃止のため、また、大畑・善徳線については起・終点の変更を行うために廃止をするものでございます。

今回の認定廃止、更新後の総路線数は、1,634路線となりまして、総延長は約32万3,886.6メートル、暫定値でございますが、となります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長(馬場周二君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(馬場周二君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第15号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第19 議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)

議 長（馬場周二君） 日程第19、議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,945万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,912万4,000円とするものであります。

今回の補正予算における概要についてですが、主なものとしては、歳入では、12款分担金及び負担金が2,185万8,000円の減額、14款国庫支出金1億2,987万2,000円の減額、17款寄附金9,271万8,000円の減額、18款繰入金8,280万6,000円の減額、20款諸収入で1,704万3,000円の減額、21款町債で3,930万円の追加。

歳出では、2款総務費8,915万3,000円の減額、そして、3款民生費1,877万2,000円の減額、4款衛生費1,749万1,000円の減額、6款農林水産業費1,179万2,000円の減額、8款土木費2億238万8,000円の減額、10款といたしまして教育費2,319万円の減額などがございます。

今回の補正予算の主なものは、歳入の部では、17款寄附金1項寄附金2目ふるさと納税で、個人のふるさと納税分として9,304万5,000円を減額しております。これは、ふるさと納税推進事業として各種取り組みにより寄附件数は大幅に伸びたものの、想定していた金額には及ばなかった現状を踏まえての減となっております。

なお、関連として、歳出の部では、2款の総務費第1項総務管理費6目企画費においても、ふるさと納税関連事業で6,182万5,000円を減額しております。これは、ふるさと納税に関する寄附金額の減少に伴う業務委託料や返礼品などの減によるものであります。

続いて、歳出の部ですが、第2款総務費第1項総務管理費5目財政管理費で、役場庁舎非常用発電機設置工事費として1,000万円を減額しております。これは、吉岡町震災時業務継続計画書に基づいて実施設計業務を行ったところ、仕様の変更とそれによる増額補正などの必要性が生じたことから、非常用発電機設置工事費を改めて30年度に計上することとしたことによる減額となっております。

続いて、8款土木費4項都市計画費2目都市施設費では、南下城山防災公園整備事業で1億3,615万の減額をしております。これは、補正予算(第5号)において平成30年度の国庫補助金の前倒し枠を確保するために補正をしたことについて、前倒しが行われなかったことによって減額となっております。

その他といたしまして、主に年度末を迎えての各事業の係数整理による補正となっております。補正後における財政調整基金からの繰り入れは8億1,072万3,000円で、年末の財政調整基金残高見込みは予算ベースで18億2,136万5,000円となっております。

なお、繰越明許費、地方債の補正などの詳細につきましては、財務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(馬場周二君) 小林財務課長。

[財務課長 小林康弘君発言]

財務課長(小林康弘君) それでは、議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)をごらんください。

平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、先ほど町長の説明にもありましたように、歳入歳出それぞれ3億6,945万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,912万4,000円としたいものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるということで、7ページをごらんください。

今回は11事業ございます。

まず、1段目、2款総務費2項徴税費の家屋確認調査業務で、翌年度繰越額は611万3,000円です。繰越理由といたしましては、異動判読に係る業務委託の準備作業に不測の日数を要したため、主に家屋特定、面積確認業務を翌年度へ繰り越すものでございます。

2段目、8款土木費2項道路橋梁費の大榛橋かけかえ事業(榛東村施行)については、1,365万5,000円が翌年度繰越額となります。繰越理由といたしましては、桁の製作に不測の日数を要し、工事が遅延したため翌年度へ繰り越すものとなっております。

3段目、2項道路橋梁費の町道三国線道路改良事業ですが、翌年度繰越額は700万円です。繰越理由といたしましては、工事によって発生する粉じん等で地域産業に支障を来すおそれがあったことから、工期を延長する必要が生じたため、翌年度へ繰り越すものと

なっております。

4 段目、同じく 2 項道路橋梁費の橋梁維持補修工事で、翌年度繰越額は 2, 3 4 8 万 1, 0 0 0 円です。繰越理由といたしましては、施行時期を再検討した結果、気候条件等により 4 月以降に施工する必要が生じたため、繰り越すものとなっております。

5 段目、8 款土木費 2 項都市計画費の水路施設管理整備基本計画基礎調査業務では、2 3 0 万円が翌年度繰越額となります。繰越理由といたしましては、水路の接続状況が想定よりも複雑であったことから、詳細調査に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となり、繰り越すものとなっております。

6 段目、2 項都市計画費の開発等に伴う将来交通シミュレーション業務は、2 2 3 万円の翌年度繰越額となります。繰越理由といたしましては、既存道路などの交通量を正確にかつ具体的に把握し、今後の道路整備計画に反映する必要があるため、交通量調査を追加業務として行うことにしたことにより、その調査日数に相当の期間を要したことから、翌年度へ繰り越すものとなっております。

7 段目、同じく 2 項都市計画費の都市計画決定図書作成業務ですが、翌年度繰越額は 2 0 0 万円です。繰越理由といたしましては、商業用途地域の設定に当たり、農林調整協議に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものです。

8 段目、同じく 2 項都市計画費の立地適正化計画策定業務は、2 3 3 万 3, 0 0 0 円の翌年度繰越額となります。繰越理由といたしましては、策定委員会の出されたさまざまな意見に対する計画骨子の再検討に相当の期間を要し、業務が年度内に完了しない見込みとなったため、翌年度へ繰り越すものであります。

9 段目、同じく 2 項都市計画費の駒寄スマート I C 大型車対応化事業で、翌年度繰越額は 1 億 3, 3 3 6 万円です。繰越理由についてですが、測量工事等で調整に不測の日数を要したことや、土地収用に係る裁決手続の影響、また平成 3 0 年度に予定していた埋設管補償を平成 2 9 年度分の国庫補助金で行うために、平成 2 9 年度予算に前倒しで計上し、事業を繰り越す必要を生じたことによるものとなります。

1 0 段目、同じく 2 項都市計画費の南下城山防災公園整備事業は、翌年度繰越額が 1 億 3, 7 0 0 万円となっております。繰越理由といたしましては、雨水対策に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものとなります。

1 1 段目、8 款土木費 5 項住宅費の空家等対策計画策定業務ですが、翌年度繰越額は 4 0 0 万円です。繰越理由といたしましては、計画策定の基礎となる実態調査に不測の日数を要したほか、空家等対策協議会からの意見を踏まえた内容の調整に不測の日数を要し、業務が年度内に完了しない見込みとなったため、繰り越すものであります。

続いて、1 ページに戻っていただきまして、第 3 条をごらんください。

第3条につきましては、地方債の補正でございます。地方債の変更及び廃止は、「第3表・地方債補正による」ということで、8ページをごらんいただきたいと思います。

まず、変更として、事業費の確定により、緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）の限度額を1億4,490万円から1億1,470万円に減額し、同じく緊急防災・減災事業債（防災無線デジタル化事業）の限度額を1,850万円から1,940万円に増額するものとなっております。

次の廃止についてですが、役場庁舎非常用発電機設置事業を2カ年の事業に切りかえたことに伴い、緊急防災・減災事業債（役場庁舎非常用発電機設備事業）の1,000万円を廃止するものとなっております。

次に、2ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございますが、主に款項で補正額の増減の大きいものを申し上げます。

12ページをごらんください。

12款分担金及び負担金の1項負担金1目民生費負担金の保育運営費保護者負担金（現年度分）は、3歳未満児保護者負担金の減等により2,207万5,000円の減額。

次に、13ページで、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、606万1,000円の増額です。

次に、14ページ、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費国庫補助金、経済対策臨時福祉給付金補助金559万4,000円の減については、平成28年度から29年度に繰り越した予算の範囲内で事業が完了したために、29年度分の予算を全額減額するものとなっております。

5目1節土木費国庫補助金のうち、南下城山防災公園事業補助金は、1億873万円の減、先ほど町長の説明にもありましたように、前倒しを想定していた来年度枠の補助金がつかなかったことによる減額となっております。

また、社会資本整備総合交付金（橋梁長寿命化修繕事業）1,104万4,000円の減については、事業費の減によるものとなっております。

次に、18ページ、17款1項寄附金2目ふるさと納税は、個人のふるさと納税分の減などにより、71.6%減の3,695万5,000円となっております。

当初、歳入では、インターネットによる寄附が開始されることにより、ふるさと納税額が大幅に増加すると想定して、28年度当初予算比で9,900万円増の1億円を計上し、その後も返礼品の充実などを図り、寄附金の増収に取り組んでまいりました。しかし、寄附件数は増加したものの、金額には結びつかず、また、期待していた12月の駆け込み寄附が想定よりも少なかったこともありまして、このたび、これまでの寄付金総額を踏まえ

て減額補正をするものとなっております。

次に、19ページ、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財源不足額の縮小などにより8,234万1,000円の減となっております。なお、年度末の財政調整基金残高見込額は、予算ベースで18億2,136万5,000円となっております。

次に、20ページの20款諸収入5項3目雑入で、駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金は、事業費の減額により1,335万円の減となっております。

次に、21ページ、21款1項町債1目総務債については、役場庁舎非常用発電機設置工事に伴う緊急防災減災事業債の1,000万円の減、2目土木債で、南下城山防災公園整備事業に伴う緊急防災減災事業債3,020万円の減となっております。

次に、歳出でございますが、主な増減科目としましては、予算書24ページ、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費15節工事請負費で、役場庁舎非常用発電機設置工事の減に伴う1,000万円の減額でございます。

当初は、単年度で非常用発電機設置事業の完成を想定しておりましたが、平成28年12月に策定された吉岡町震災時業務継続計画書（BCP）に基づいて、有事の際に稼働させるべき機器の電源として非常用発電機が対応可能な設備となるよう実施設計業務を行ったところ、仕様の変更とそれによる増額補正や工期の見直しの必要が生じました。そのことから、改めて平成30年度に非常用発電機設置工事費を計上することとしたことによる減額となっております。

6目企画費のふるさと納税推進事業関連では、歳入においてふるさと納税額の減額を踏まえたことによる返礼品や業務委託料の減などにより、合計6,182万5,000円の減。

38ページ、8款土木費4項都市計画費では、スマートインターチェンジ大型車対応化事業費の減に伴う1,730万円の減、南下城山防災公園整備事業が1億3,615万円の減となっております。

48ページから50ページは、給与費明細書となっております。

次に、51ページが、地方債の平成27年度末及び平成28年度末における現在高、並びに平成29年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。参考にごらんいただければと思います。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第16号は、総務常任委員会に付託します。

日程第20 議案第17号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第20、議案第17号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

本補正は、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ1,887万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,683万円としたいものであります。

なお、地方債の限度額を「第2表・地方債補正」のとおり変更したいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 主な内容について補足説明をさせていただきます。

議案書7ページをごらんください。

歳入より説明をいたします。

第1款分担金及び負担金308万8,000円の増額。主に、建て売り分譲など開発に伴う一括納付による受益者負担金の増額で、実態による補正となっております。

第2款1項1目下水道使用料168万1,000円の増額。使用料の収納状況を予測した上での補正となっております。

第5款1項1目繰入金2,702万円の減額。歳入歳出の相殺による減額となっております。

引き続き8ページをごらんください。

第7款2項1目雑入453万9,000円の増額。主に、消費税還付となっております。内容としては、平成27年度申告分の消費税還付が306万3,500円、平成28年度

申告分の消費税還付が145万500円、合計の還付額451万4,000円の補正をさせていただくものです。

第8款1項1目下水道事業債120万円の減額。流域下水道事業債の額が確定したことによるものであります。

9ページについて説明をいたします。

歳出でございます。

第1款1項1目総務管理費958万9,000円の減額。主に27節公課費947万2,000円の減。これは、消費税の還付に伴い、歳出額を補正をさせていただくものです。昨年9月の確定申告にて平成28年度分消費税確定申告額が納付ではなく還付申請となったことから、不用額の減額を行うものであります。平成29年度の予算現額1,430万円に対し、平成29年度中に収めるべき納付確定額482万7,500円を差し引いた958万9,000円の減額をさせていただくものです。

2目管渠管理費827万2,000円の減額。主に、15節工事費で、確定による86万8,000円の減。

また、19節負補交716万3,000円の減額については、県央処理区維持管理費負担金の確定によるものとなっております。

3目建設費では、101万1,000円の減額。主に19節負補交91万1,000円の減。流域下水道建設負担金の額が確定したことによる減額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 1款1項1目受益者負担金でありますけれども、当初の想定よりも約倍ということなんですけれども、これは件数にしてどのくらいなんですか。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 受益者負担金の件数ということでございますので、この件数につきましては5件ということでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっている議案第17号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） 昼食休憩に続きまして、会議を再開いたします。

笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 先ほど、吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算の説明で、小池議員より歳入の分担金及び負担金の増額について質問いただき、件数を5件とお答えいたしました。正しくは見込み件数24件、面積1万5,200平米でございます。訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

日程第21 議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)

議長（馬場周二君） それでは、日程第21、議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,431万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,166万2,000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、歳入はほぼ確定した項目を補正したのとなっております。

歳出は、確定した項目の補正と支出状況及び歳入状況を踏まえまして補正となっております。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、主な補正につきまして、説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。

歳入としまして、第1款の国民健康保険税は、1,192万円の減額であります。現状の調定額に合わせた補正となっております。

9ページをお願いいたします。

第4款の国庫支出金の第1項国庫負担金は、394万8,000円を減額補正するものであります。変更申請等に伴う補正でございます。

10ページをお願いいたします。

第5款療養給付費等交付金、1,224万2,000円増額補正するものです。これにつきましても、変更交付決定額に合わせた補正でございます。

第7款の県支出金は、全体で376万3,000円の減額補正をするものでございます。金額がほぼ確定したための補正でございます。

11ページをお願いいたします。

第8款共同事業交付金につきましては、5,375万6,000円減額補正するものでございます。国保から変更通知による補正でございます。

第10款繰入金は、641万1,000円の減額補正をするものでございます。特に、12ページの第3節の職員給与費等繰入金等の減額でございます。今まで事務費の委託料につきましても対象というふうにさせていただいておりましたが、前回でも説明をさせていただきましたけれども、県から指摘もありまして、需用費のみ等を対象にさせていただいたものによるものでございます。第4節の出産育児一時金等繰入金につきましては、当初予算では20件見込みをさせていただきました。現状では9件でございます。13件を見込みでの減額補正ということさせていただきました。

第12款の諸収入は、全体で319万9,000円の増額補正でございます。第1項第1目の保険税延滞金250万円の増額補正、現状の収入に合わせたものでございます。

次に、歳出に移ります。14ページをお願いいたします。

第1款の総務費は、全体で92万1,000円減額補正するものです。備品購入の減額が主なものでございます。

第2款の保険給付費につきましては、全体で1,652万円を現額補正しまして、全体予算額を13億9,751万5,000円としたいものでございます。現在までの今年度の保険給付費の月平均額につきましては、約1億円程度でございます。これは、平成22年以降最も低い状況で今推移しているところでございます。

15ページの第4項の出産育児一時金は減額補正をするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第7款の共同事業拠出金につきまして、交付金と同様に減額補正するものでございます。国保連からの通知による補正でございます。

第8款保険事業費につきましては、全体で260万1,000円の減額補正を行うものでございます。主に、特定健診に係る人件費分の減額でございます。

以上、主な説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第22 議案第19号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号)

議長（馬場周二君） 日程第22、議案第19号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,492万2,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補正予算の主な内容について事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

議案書6ページをごらんください。

歳入より説明をいたします。

第1款1項1目分担金145万円の減額。これは、小倉地区並びに北下南下地区の一括納付の納入実績によるもので、当初10戸から5戸とさせていただいております。

第2款1項1目使用料30万円の減額。使用料の収納状況を予測した上での減額補正となります。

第3款1項1目繰入金198万円の減額。歳入歳出予算の相殺によるものとなっております。

8ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

第1款1項1目総務管理費35万3,000円の減額。主に、3節職員手当、4節共済費の減となりますが、ともに人件費に係るものであります。19節の公課費では、消費税の申告の確定による12万2,000円の減額となります。

2目施設管理費341万5,000円の減額。主に、11節需用費で、228万4,000円の減額。これは、炭化施設未稼働による消臭液購入の減額95万1,000円や、電気料の減額120万円、及び13節委託料で処理施設運転管理委託の減額100万円などとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第19号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第23 議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第23、議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、主に歳入の貸付事業収入の貸付金元金及び利子回収金過年度分の宅地新築分が回収業務等により増額となり、それによって歳出の一般会計の繰出金が増額となったことによる補正でございます。

詳細につきましては町民生活課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、説明させていただきます。

議案書の4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

歳入の第1款貸付事業収入を15万円増額し、歳入合計を15万円増額するものでございます。これは、貸付金元金及び利子の過年度分の住宅新築分が回収業務の積み重ねにより増額となったものでございます。

続きまして、次のページ、5ページをごらんください。

第3款諸支出金を15万円増額し、歳出合計を15万円増額するものでございます。これは、一般会計繰出金の総額を15万円増額し、321万7,000円にするための補正させていただくものでございます。

以上、簡単ですが町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第20号は、総務常任委員会に付託します。

日程第24 議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第24、議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,792万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,690万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減額によるものが主なものでございます。現状の運営状況を踏まえた補正でもあります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、補正予算の主な内容につきまして説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

第1款の総務費は、全体で91万8,000円の減額補正となります。主に、認定調査費の委託料等の部分、また、第7期介護保険事業計画作成の業務委託料の減額補正でございます。

13ページをお願いいたします。

第2款の保険給付費は、15ページまで及びますが、補正額全体で4,537万6,000円の減額補正で、補正後の額につきましては、12億6,442万9,000円とするものでございます。昨年度の月平均の給付費が1億426万円でした。今年度につきましては、残り2カ月となりますが、月平均が1億525万円ほどと、ほぼ同様の額というふうになっております。そういった状況で推移しているところでございます。

次に、16ページ、17ページの第4款の地域支援事業につきましては、全体で524万4,000円の減額補正を行うものでございます。第2項の介護予防・生活支援サービス事業費の補正後の額は3,308万5,000円となり、実質、昨年度から生活支援サービスが始まりました、昨年度の実績額につきましては、全体で2,218万円ほどでございました。ことしにつきましては、3,308万5,000円という見込みでおりますので、150%近い状況でふえているというような状況でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳入に移ります。

第2款の国庫支出金の第1項第1目の873万7,000円、第2項第2目から第5目まで、133万5,000円、8ページの第3款の支払基金交付金第1項第1目の1,270万5,000円、第3目の105万円、9ページの第4款県支出金の第1項第1目の

601万1,000円、第2項第1目から第4目まで76万2,000円、10ページ及び11ページの第6款の繰入金第1項第1目の567万2,000円、第2目から第5目までの76万2,000円の減額は、歳出の第2款の保険給付費及び第4款の地域支援事業費の補正額をそれぞれ負担割合で減額したものでございます。

11ページの第6款繰入金の第1項第6目の91万8,000円の減額補正につきましては、歳出の総務費の減額によるものでございます。

最後に、17ページをお願いいたします。

歳出の第7款、基金積立金1,361万1,000円、介護給付費準備基金積立金として積み立てをいたします。

今年度の積立金につきましては、1,580万円となります。

また、第6期計画の過去2年間の基金積立金1,886万6,000円を合わせますと、3,466万6,000円となります。この積立金は次期の第7期に繰り越しをいたします。第5期では最終年度で積立金が足りなくなりまして、県から約1,000万円近く借用したものでございましたが、今期につきましては、異例と言えるようなところで繰越金が次期のほうに回すことができるような状況でございます。以上です。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第25 議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第4号)

議長（馬場周二君） 日程第25、議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,048万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、補正の主な内容につきましては、歳入の保険料及び歳出の健診委託費がほぼ確定したことによるものでございます。

それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入の第1款1項1目の現年度分特別徴収保険料の378万1,000円の減額と第2目の現年度分普通徴収保険料の946万9,000円の増額補正でございます。ほぼ確定したことによる補正でございます。

第4款の第4項第1目の受託事業収入の136万1,000円の減額は、歳出の健康検査の委託料がほぼ確定したことによる補正でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の第1款第1項第1目の一般管理費は、健康診査委託料の減額が主なものでございます。

2款の広域連合負担金の増額は、保険料の増額分の補正となります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第26 議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第26、議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由

を申し上げます。

第2条収益的収入及び支出については、水道事業収益で253万円を追加して、4億2,094万7,000円、水道事業費用といたしまして49万4,000円を減額し、4億232万4,000円、第3条といたしまして、資本的収入及び支出については、資本的収入で118万3,000円を追加し、8,926万3,000円に、資本的支出で63万2,000円を減額し、2億5,636万9,000円に補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補正予算の主な内容について補足説明をさせていただきます。

議案書1ページをごらんください。

収益的収入及び支出では、収入で第1款水道事業収益1項営業収益244万3,000円の増額。2項営業外収益8万7,000円の増額。

支出では、第1款水道事業費用1項営業費用446万7,000円の減額。第2項営業外費用で397万3,000円の増額です。

資本的収入及び支出では、収入で第1款資本的収入第3項補助金118万3,000円の減額。

2ページをごらんください。

支出で第1款資本的支出第1項建設改良費63万2,000円の減額となっております。

11ページをごらんください。

水道事業会計補正予算明細書により、収益的収入及び支出の内容説明を申し上げます。

収入ですが、第1款1項営業収益で1目給水収益120万9,000円の減額。これは、水道使用料の収納状況を予測した上での増額となっております。

2目その他営業収益123万4,000円の増額。住宅新築などに伴う新規加入金などの状況を予測した上での増額であります。

12ページをごらんください。

続いて、支出ですが、1款1項営業費用では、1目の配水及び給水費で214万4,000円の減額。主には、施設管理や水質管理などの委託料にかかわるもので、実績による減額をしております。

13ページですが、2目総係費88万6,000円の減額。事務事業での支払い状況を予測した上での補正となっております。

5目その他営業外費用143万7,000円の減額。主に材料売却原価の予算現額の補正であります。

14ページをごらんください。

2項の営業外費用では、2目消費税397万3,000円の増額。これは、決算期において消費税申告の必要額を最大限見込み計上させていただいております。

15ページをごらんください。

資本的収入及び支出の説明でございます。

収入では、1款3項補助金118万3,000円の増額。防衛省所管の国庫補助金で、対象事業は石綿管更新事業になりますが、国からの補助金交付決定額を受け118万3,000円の増額をしております。

16、17ページにつきましては、支出でございます。

1項1目配水設備工事費13万6,000円の減額。2目営業設備費49万6,000円の減額。ともに不用額の減額をしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第23号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第27 町長施政方針

議長（馬場周二君） 日程第27、町長の施政方針を行います。

石関町長は登壇して施政方針を述べてください。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） それでは、施政方針をさせていただきます。

ちょっとのどが引かかる部分がある、聞きづらい部分があるかと思いますが、お許しを願いたいと思っております。

平成30年第1回吉岡町議会定例会が本日開会され、先ほどまで平成30年度当初予算以外の議案の提案を行いました。本日の議事日程の最後になりましたが、平成30年度の施政方針を申し上げたいと思っております。

さて、吉岡町の人口は、平成30年2月1日現在、2万1,204人と相変わらず増加の傾向です。

吉岡町の年齢区分別人口割合は、0歳から14歳までのいわゆる年少人口の割合は16.3%、そして、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口の割合は62.1%、65歳以上のいわゆる老年人口の割合は21.6%であります。ちなみに、吉岡町の平均年齢は41.69歳と若い町でもあります。

全国の市町村が、人口減少、少子高齢化問題で苦慮している中であって、極めてまれな町と言われており、これからも平成62年度ごろまでは、人口がふえ続けると想定されております。

しかし、その後は減少するという想定もされていることから、しっかりと総合戦略のみならず、総合計画などの町のさまざまな計画により施策を講じ、人口減少・少子高齢化問題に適切に対応していけるように、そして、多くの人が吉岡町に住みたいと、住み続けたいと思っただけのよう考えていかなければならないと思っただけのよう思っているところでもあります。

福祉・医療・介護サービス、インフラ整備の状況など、今後の懸念材料はたくさんありますが、しっかりと政策の推進と、そのための財源の確保に努め、さらには雇用問題も行政としてできる対応をしていかなければならないと考えております。

さて、総合計画の後期基本計画の3年目である平成30年度は、第5次総合計画に沿って「キラリ よしおか 人と自然輝く吉岡町」の実現に向けて努力してまいります。

平成30年度当初予算の編成に当たって、これまで手がけた事業を円滑に、しかも着実に前進させ、なおかつ新規事業、やらなければならない事業にしっかりと前向きに取り組んでいきます。限られた財政の中ですが、できるだけ無駄を省き、効率のよい予算執行に努めていくつもりでもあります。

町の財政状況につきましては、平成28年度決算で経常収支比率は93.8%と前年度より上がりました。依然として財政の硬直化が進む傾向にあるものの、人口増を背景とし、個人住民税や固定資産税の堅調な伸び等も背景に、財政力指数は0.67と少しずつではありますが上昇をしております。

また、財政健全化判断比率の状況は、町債残高、いわゆる借金の残高が減少したことにより将来負担比率が前年に引き続き比率なしとなりました。

しかし、まちづくり交付金事業債の償還開始により、実質公債費比率は前年度より0.2上昇し10.7となり、公債費の負担がやや高くなっております。今後、渋川広域の最終処分場建設債の償還開始により、さらに上昇することも想定をされます。

平成30年度当初予算は、総額で2.0%の伸びとなります。詳細は、あすの当初予算案の提案説明で行いますが、伸びの主な要因といたしましては、第三保育園に対する私立保育所等施設整備補助金を交付することによるものであります。

また、新たな事業といたしましては、先ほどの私立保育所等施設整備補助金、駒寄小学

校体育館改築事業、吉岡中学校校舎増築事業などを計画をしております。

また、継続事業では、増額となった事業は、明治小学校職員室改修事業、保育所運営委託料及び施設型給付費、南下城山防災公園整備事業、役場庁舎非常用発電機設置事業、仮称ではありますが、林道栗籠・井堤線新設事業、障害児支援費、渋川吉岡連携道路事業負担金、地域特産品生産体制構築事業などがあります。

次に、平成30年度の歳入でございますが、町税は、人口増や所得の増などを背景に対前年度比2.2%の増を見込んでおります。

地方交付税は、町税収入の増額が見込まれるなどにより、対前年度比2.1%の減を見込んでおります。

国・県よりの支出金は、第三保育園の建てかえに伴いまして国庫支出金が13.7%、県支出金が5.5%の増額を見込みました。

次に、町の健全な財政運営を維持していくために必要な財政調整基金の取り崩しと町債について申し上げます。

財政調整基金の取り崩しには、比率で申しますと対前年比7.2%の減となりますが、額で申し上げますと、およそ5,500万円程度の減額でございます。昨年も説明をさせていただきましたが、上昇傾向にある実質公債費比率の抑制と健全な財政を維持していくためには、今まで積み上げてきた財政調整基金の取り崩しを行い、基金を有効的に活用していく必要があると考えております。

また、基金の有効的な活用とあわせ、町債の借り入れも重要でございます。町債については、上昇傾向にある実質公債費比率を抑制するために、平成29年度に減債基金を取り崩し、臨時財政対策債の一部を繰り上げ償還を実施しました。平成30年度は、対前年比で30.8%の増額を見込んでおります。

昨年の施政方針で、実質公債費比率を抑制するためには町債の借り入れを手控えるが、必要な事業のためには財政調整基金を取り崩すこともやぶさかではないと申し上げます。

しかし、平成30年度は、先ほど申し上げましたように、財政調整基金の取り崩しを昨年度同額程度取り崩しを行い、かつ、町債の借り入れにつきましては町債の90%ほどの事業が地方交付税措置のように、単年度での財政負担を避ける手だてを行ったものでございます。

次に、歳入総額を自主財源と依存財源で見た場合、自主財源は47.9%、依存財源は52.1%となります。税収が伸びると地方交付税が減額になり、厳しい財政運営を余儀なくされるわけですが、だからといって町は立ちどまるわけにはいきません。

「前進する吉岡町」のために、住民の期待に応えるべく、各種事業に取り組んでいきます。

町の歳出は、かかるべき扶助費を当然確保しつつ、現在進行中の4つの継続事業を着実に推進をしていきます。

主な大型継続事業は、南下城山防災公園整備事業、2つ目といたしまして、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業、上水道の老朽管布設替工事、防災無線デジタル化事業、明治小学校職員室改修事業、また、新規事業では、私立保育所等施設整備補助事業、2つ目といたしまして、駒寄小学校体育館改修事業、吉岡中学校校舎増築事業などで、町民の要望に応えるべき施策と、子ども子育て支援施策や新規主要事業を手がけていきます。

これまでも「子どもを育てるなら吉岡町」を合い言葉に、子育て支援には、群馬県に先駆け、また、近隣市町村におくれることなく努力をしてきたと思っております。

今までも申し上げてきましたが、中学校までの医療費の無料化、学校給食費の保護者負担の軽減、学童保育の低料金化と整備拡充、保育施設の整備拡充、マイタウンティーチャーの配置、学校教育施設の整備、また、生活する上では便利な地域を形成していくための都市計画及び道路網の整備など、常に「前進する 吉岡町」を目指してきました。

こうした施策の数々が、多くの方に評価されたあらわれとして、人口がふえ、この町に移り住みたい人がふえ続けてきた最大の要因ではないかと思っております。

町はこの流れをこれからも持続させていく必要があると考えております。

第5次総合計画の基本構想を踏まえて、目標達成に向けて各行政分野の一層の充実を図っていくため、将来に責任を持てる行財政運営を基本に、施策の実現に向けて効率的そして効果的な予算案の策定に努めたところでもあります。

平成30年度当初予算案を上程して、審議していただくわけではありますが、基本的な方針と主要施策について述べさせていただきます。

予算編成には、将来を見据えて、適切に各分野の適正な予算配分に考慮することが重要であると認識をしております。

第5次総合計画の目標は、「支え合う健康と福祉のまち」、「心豊かな教育と文化のまち」、3つ目といたしまして、「活力ある産業と雇用のまち」、「魅力的な自然と環境のまち」、「住みよい安全で便利なまち」、「町民と行政が協働するまち」の6つの分野をまちづくりの方針に掲げて推進しているところでもあります。

また、平成28年の2月に策定した吉岡町総合戦略には、3つの基本目標があります。

基本目標1「地域力を活かした、誰もが安心して暮らせるまち」、基本目標2「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」、基本目標3「地域資源を活かした産業や交流を応援するまち」の3つの目標に対して数値目標を設定し、各事業を推進しているところでもあります。

それぞれの分野の主な事業と方針について述べさせていただきます。

まず、総合計画の大綱の1つ目、「支え合う健康と福祉のまち」では、心身ともに健康で長生きし、生き生きと輝き、誇りと生きがいを持って暮らせるような保健、医療、福祉の各分野が連携のとれたサービスを提供するよう努めます。

新規事業としては、子ども・子育て支援事業計画策定業務があります。吉岡町子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を事業年度として作成されております。平成32年度からは次期事業計画策定に当たり、平成30年度は基礎資料とするために住民アンケート調査を実施する予定でもあります。

また、子供の貧困対策に係るアンケート調査もあわせて実施を予定をしております。

次に、具体的な主な継続事業といたしましては、医療費無料化事業です。対前年度比1.3%の増を見込みました。

子供、重度心身障害者、母子・父子家庭の健康管理の向上に寄与するために医療費の公費負担を継続をいたします。

3番目といたしまして、各種検診の無料化事業です。対前年比7.1%の増額を見込みました。町民を対象にがんの検診のほか、肝炎ウイルス検診などを実施し、疾病の早期発見、早期治療につなげていくところです。住民要望が多かった胃カメラを隔年で導入し、バリウムと胃カメラのいずれかを選択できる体制も整えてきたところでもあります。

その他の継続事業では、「健康ナンバーワンプロジェクト事業」、「学童クラブ管理業務」、「保育所助成事業」、「地域子ども・子育て支援事業」などがあります。

続きまして、総合計画の「支え合う健康と福祉のまち」に位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標2「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」の新規事業では、「私立保育所施設整備補助金」でございます。増加している低年齢児の保育ニーズに対応するほか、児童の保育環境等の改善を図るため、町内の保育所等の施設整備に係る費用の一部を助成するもので、平成30年度は第三保育園の園舎新築を助成するものであります。

継続事業といたしましては、「産前・産後サポート事業」、「子育て相談事業」、「赤ちゃんの駅（情報マップ事業）」、「こどものこころの発達健診」、「年中児こころの成長アンケート」、「発達支援教室」ほかに、「不妊・不育対策支援事業」、「保育士等確保事業」などがあります。

次に、大綱の2つ目、「心豊かな教育と文化のまち」では、すぐれた知性を身につけ、豊かな心を持ち、心身ともに健やかに成長をするよう、学校・家庭・地域社会の連携・協力のもと、学校教育の充実を図り、かつ全ての町民が生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学習活動や文化・スポーツ活動に取り組める環境づくりに努めたいと思っております。

具体的な主な新規事業では、学校給食事業特別会計操出金（食材費助成分）です。

給食の食材費を助成することで、学校給食の充実を図るものであります。

2番目といたしまして、駒寄小学校体育館改築事業であります。

現在の体育館は、児童の増加により狭小化しており、全校集会や記念式典に支障を来しております。そのため、既存の体育館を解体し、現在の児童数に対応したより大きな体育館を整備したいと思っております。平成30年度は、用地買収及び改築・解体のための設計業務を行いたいと考えております。

これにより、駒寄小学校、約800名の児童の教育環境を充実させる道筋ができたものと考えております。

3番目といたしまして、部活動指導員であります。

中学校教諭は、部活動に係る時間が増加しているだけではなく、担当教科が保健体育ではなく、担当部活動の競技経験がない教員が多数を占めております。また、活動中の事故等に関する責任の所在が不明確であることなどから、外部指導者だけでは大会等に生徒を引率できない課題があります。

そのため、校長の監督を受け、部活動の技術指導員や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」が制度化されたことによるものであります。

4番目といたしまして、吉岡中学校校舎増築事業であります。

生徒の増加により、平成32年度以降に教室不足が見込まれているため、教室不足解消に向け、校舎の増築を行うものであります。

平成30年度は、設計業務を行うものであります。

次に、継続事業といたしましては、明治小学校職員室改修事業であります。

明治小学校の児童数が増加することに伴い、教員数も増加し、職員室の面積が不足していることから、拡幅改修するものです。平成30年度は、改修工事を行うものであります。

続きまして、総合計画の「心豊かな教育と文化のまち」に位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標2で「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」であります。継続・拡充事業といたしまして、6番目といたしまして、文化財を資源とした交流エリア形成プロジェクトです。

平成29年度は、文化財事務所新築移転工事を行いました。移転が完了した後、施設を活用する事業です。

吉岡町内にある文化財に関する情報発信やその活用を図ることにより、これら地域資源を吉岡町の魅力として認識してもらうことを通して、郷土愛の醸成や新住民の定住に結びつけていきたいと考えております。

この目的達成のため、県・町指定文化財の整備等を通じて、地域資源としての魅力を高めるとともに、町の特徴である古墳文化や養蚕文化を中心とした歴史・文化を身近に感じられる施設として、平成29年度に整備する文化財センターを拠点に、より一体的な情報発信を行うものでもあります。

4月中旬ごろ、「花と緑のぐんまづくり2018 in 吉岡～第10回ふるさとキラキラフェスティバル～」開催期間中に寄附をいただいた方々や関係者を招待し、施設のお披露目を兼ねて落成式を行う予定でもあります。その後は、地域再生計画に基づき、交流拠点としての位置づけ、収蔵品などの展示を初め、小学生の社会見学、勾玉づくり、土器づくりなどの体験教室、古墳文化といった町の歴史に関する講演会等の交流事業や、観光ボランティアによる観光案内を実施する予定でもあります。

そのほか、継続事業といたしまして、「吉岡町・大樹町子ども交流事業」、「学校給食費の保護者負担額の軽減事業」があります。

次に、大綱の3つ目「活力ある産業と雇用のまち」では、多様な地域資源を生かした地域産業の振興に総合的に取り組むものとします。

具体的な継続事業としては、観光PR事業があります。第5次総合計画のシンボルプロジェクトである「よしおか再発見プロジェクト」の目標である「伊香保などと連携したキラリと光る観光のまち」を目指し、群馬県や渋川市、榛東村、前橋市と連携し、PRキャラバン、イベント等への参加並びに観光パンフレット等の印刷や伊香保街道や町内観光施設イメージアップのための花壇の設置などにも取り組みます。

その他の継続事業では、住宅リフォーム促進助成事業、地籍調査事業があります。

続きまして、総合計画の「活力ある産業と雇用のまち」に位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標3で「地域資源を活かした産業や交流を応援するまち」の継続事業です。

2つ目といたしまして、道の駅「よしおか温泉」情報発信機能強化事業です。広域観光案内、防災及び地域情報の発信の拠点施設であり、町の東玄関である道の駅「よしおか温泉」について、デジタルサイネージや無料Wi-Fiスポットなどの情報発信ツールの活用をさらに推進し、地域の活性化はもとより、特産品のPR強化を図っていききたいと考えております。

また、町民による自主的な交流及び地域PR活動等を目的としたイベント「道の駅まつり」の拡充を図ることにより、地域の振興の中核としての機能を兼ね備えた施設として、さらに魅力あるものにしていききたいと考えております。

次に、地域特産品生産体制構築事業であります。平成28年度では、地方創生加速化交付金を、平成29年度では地方創生推進交付金をいただいて事業を進めてまいりました。

平成30年度も地方創生推進交付金をいただき、小倉乾燥芋の生産体制強化に向けた検討を進めていきたいと考えております。

次に、大綱の4つ目「魅力的な自然と環境のまち」では、受け継がれてきた自然環境を守り、美しい町の風景を守り育てるとともに、地域環境や地球環境の保全に努めます。

具体的な主な継続事業としては、1つ目といたしまして、住宅用太陽光発電システム設置補助金であります。住宅用太陽光発電システム設置補助金は、平成24年度から開始されました。住宅の新築時に太陽光発電を検討する家庭は少なくありません。環境に負荷の少ないクリーンなエネルギーの普及促進を検討し、助成制度を活用してほしいと思いません。

そのほか、継続事業では、資源ごみ回収事業補助金、浄化槽設置整備事業などがあります。

次に、大綱の5つ目「住みよい安全で便利なまち」では、町民が安全・便利に生活できるよう、安全なまちづくりを進めるとともに、計画的な土地利用と町民生活を支える道路網や公共交通網等の確保に努めます。

具体的な主な継続事業といたしましては、役場庁舎非常用発電機設置工事であります。災害等により電気が供給されなくなった際にも、災害対策本部としての機能を果たせるよう、庁舎敷地内に非常用発電機を設置し、防災機能の強化を図るものであります。

平成30年度は、昨年度の実施設計に基づき、設置工事を行うものであります。

2つ目といたしまして、南下城山防災公園整備事業であります。南下城山防災公園整備事業は、平成24年度を初年度に防衛省民生安定事業として整備を進めているところでもあります。平成30年度は、昨年に続き、遊具、トイレの設置等の公園整備を行い、事業を完了させていきたいと思っております。

3番目といたしまして、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業についてです。現在でも1日5,000台以上の利用があり、全国のスマートインターチェンジの中でもトップクラスの利用台数を誇っております。大型車対応が可能となれば、利用者の利便性の向上はもちろんのこと、産業の活性化、観光の振興、防災や災害時の対応の強化などの効果が期待できます。

平成32年度中に完成、供用開始に向けて事業が進められているところでもあります。平成29年度には、側道となる町道の改良工事に着手し、平成30年度には、ネクスコ東日本による本体工事に着手する予定でもあります。平成32年度中の完成を目指し、事業を進めているところでもあります。

平成30年度は、用地取得及び移設補償のほか、町道・ランプ部の本工事等を実施予定でもあります。

これからも、前橋市、ネクスコ東日本と連携を密に図り、着実に推進をしていきたいと考えております。

4番目といたしまして、駒寄スマートインター周辺についてであります。

吉岡町では、町の土地利用構想を具体化するために、まちづくりの将来像として「まとまりをつくり、すべての世代が暮らしやすいまちへ」を掲げ、立地適正化計画の策定及び群馬県と連携しながら、吉岡町アクションプログラムの策定事務を進めております。その中で、現在、駒寄スマートインターチェンジの周辺を産業・流通・商業の複合拠点として位置づけ、特に東側については、商業系用途地域の設定について重点的に進めているところでもあります。

こうして、めり張りをつけたまとまりのある土地利用への転換などにより、人や物資輸送の利便性向上が図られ、企業や商業施設の立地基盤が整えられることが期待されております。

次に、県事業についてです。

交通網についてご存じの方もいらっしゃると思いますが、改めておつながりをおきたいと思っております。

主要地方道高崎渋川線バイパスは、小倉中央交差点から渋川市石原地区間を平成30年4月末完成に向けて事業が進められており、次に、駒寄スマートインターチェンジへのアクセス道路である一般県道南新井前橋線バイパスは、前橋市池端町を通過し、陣場地区の高崎渋川線に接続するまでの間と、その先の主要地方道高崎渋川線バイパスまでの間について、平成32年度末の完成を目指して着々と事業が進められているところでもあります。

6番目といたしまして、地域連携についてであります。

群馬総社駅の西口及び八木原駅整備についてです。前橋市の計画になりますが、前橋市では、群馬総社駅西口の整備計画と、駅に向かう道路計画も吉岡バイパスから駅までの都市計画決定されており、まずは、新設される西口駅前広場と県道前橋伊香保線旧道を結ぶアクセス道路から事業を計画していると聞いております。前橋市としては、今後10年程度で旧道からアクセス道路は供用開始したいとのことです。

西口整備が進めば、吉岡町からの利用も格段と便利になりますので、早期実現を期待しているところでもあります。

吉岡町からは、「パークアンドライドとして、利用可能な駐車スペースの確保を検討してほしい。」と意向を伝えております。

ほかには、前橋市とインター事業でも連携しており、また、渋川市とは、平成27年の10月に地域連携協定を締結し、2市町で吉岡バイパスの延伸、八木原駅の整備等につい

て連携を図りながら整備を進めていくことを確認をしております。

八木原駅周辺整備についてですが、渋川市が昨年度から八木原東口の整備に取り組んでおり、将来的には西口の改良を含めた周辺整備をしていきたいとしております。

また、本整備計画には吉岡バイパスも密接にかかわることから、既に都市計画決定されている大久保上野田線、半田南線、漆原南原線の県道昇格と群馬県による整備を働きかけていくとともに、現在はサントリー榛名工場の西側あたりで直線的に終点となっている都市計画道路をさらに延伸していく計画を連携して進めていく予定でもあります。

なお、このことにつきましては、一昨年の5月に群馬県知事への要望書を渋川市長と私で副知事に手渡し、お願いしてきております。このことにつきましては、吉岡バイパスの延伸を知事からくどいと言われるほどにお願いをし、地元の高橋県議のお力添えもいただきながら、そして、渋川市との連名での要望活動をしてきたこと等によるのか、県から、平成39年度までに宮東の交差点より、高崎渋川バイパスからの間について着手する考えが示されました。これも地域連携の効果の一つではないかと思っております。

渋川市との地域連携としては、もう一つ、「渋川吉岡連携道路事業」であります。平成28年度に締結した協定に基づき、町道庚申塚5号線、市道112046号線、市道112047号線の道路整備を実施するもので、平成30年度には測量・調査、詳細設計も行うものであります。今後も引き続いて連携を進めていきたいと考えております。

群馬総社駅、八木原駅について説明させていただきましたので、吉岡町の新駅設置についてでございます。

昨年も申し上げさせていただきましたが、平成26年度に策定した公共交通マスタープランの中でも検討が行われており、財政負担等の視点から、当面の間は新駅設置ではなく、既存駅の有効活用に取り組むとしております。

ただ、平成28年第1回定例会にて議決をしていただいた都市計画マスタープランでも全体構想として、新駅をまちづくりの核として位置づけていることから、今後も長期的な検討課題としていきたいと思っております。

当面は、八木原駅と群馬総社駅の近隣駅を利用することになりますが、群馬総社駅への路線バス乗り入れも実現をしたことから、今後は利用促進策も含め、総合的に考えていかなければと思っております。

そういった意味からも、群馬総社駅西口及び八木原駅に大きな期待をしているところでもあります。

7番目といたしまして、消防団員自動車運転免許取得費補助金であります。

平成29年3月12日施行の道路交通法の改正後の普通免許では、全ての分団の消防自車が運転できなくなります。消防機能の維持充実のため、全消防団員が運転できるよう

に、中型免許等の取得に要する費用を補助をするものであります。

次に、新規事業といたしまして、ハザードマップ作成業務があります。

防災体制の一層の強化を図るとともに、浸水想定区域や土砂災害危険区域等の周知を図ることで、町民一人一人のみずからの避難体制の整備を促進するために作成をするものであります。

続きまして、総合計画の「住みよい安全で便利なまち」の位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標1で「地域力を活かした誰もが安心して暮らせるまち」の継続事業としては、相乗り推奨タクシー運賃等助成事業があります。平成28年度、平成29年度に実施した相乗り推奨タクシー運賃等助成実証実験の運行内容及び利用状況から、当該事業が本地域の移動手段に適した公共交通システムと位置づけ、平成30年度から本格実施するものであります。

次に、防災無線デジタル化事業は、3年目に入ります。平成30年度は、子局の設置工事を行います。

空家対策事業は、吉岡町空家等対策計画に基づき、特定空家等の選定基準の検討を進めるほか、空き家の除去費用の一部を補助する空家等対策支援事業補助金を創設し、空き家等対策の推進を図るものであります。

そのほか、継続事業として、児童生徒等の安全を確保するための放課後児童見守りパトロール、防犯カメラ設置事業を行います。

次に、基本目標2「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」の継続事業としては、高校生等通学支援事業があります。より多くの皆様が利用しやすくなるように、補助内容の見直しを予定をしております。

次に、大綱の6つ目「町民と行政が協働するまち」では、町民と行政の協働による元気な町を目指し、住民活動の活性化、人権尊重のまちづくり、男女共同参画の推進、都市間交流の推進、行政運営の透明化と効率化の推進、健全な財政運営と自主財源の確保と広域行政の推進などに努めます。

具体的な主な継続事業では、組織機構改革支援業務があります。昨年の事務事業棚卸調査業務に続いての業務となります。

現状の全事務事業及び人工数並びに関連計画等を分析し、組織機構改革実施に向けた行政運営上の課題を把握するとともに、適正かつ効率的・効果的な行政サービスの展開のための新たな業務体制構築の検討を行ってまいります。

次に、男女共同参画事業でございます。平成29年度に行った住民意識調査の結果をもとに、基本計画の策定を行います。

3番目といたしまして、ふるさと納税推進事業です。昨年からの実施内容の改善を図

り、さらなる自主財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

その他の継続事業といたしましては、「自治会事務委託」、「自治会活動支援事業」などがあります。

新規事業といたしましては、第6次総合計画策定業務があります。

平成33年度から平成42年度までの10年間を計画期間とする「第6次吉岡町総合計画」の策定に向け、アンケート調査を実施するとともに、当該結果に関する基礎資料を作成するものであります。

続きまして、総合計画の「町民と行政が協働するまち」に位置づけられた事業で、総合戦略における基本目標3で、「地域資源を活かした産業や交流を応援するまち」の継続事業として、「イメージアップ事業」があります。

以上、町の総合計画及び総合戦略に基づいた視点で平成30年度方針並びに事業の説明をさせていただきました。

またほかには、昨年より準備してまいりました「花と緑のぐんまづくり2018 in 吉岡～第10回ふるさとキラキラフェスティバル～」が開催されます。このイベントは、県と町が一緒になって実行委員会を組織し、進めていくイベントでもあります。

開催テーマは、「ともに育てる花と緑の交流のまち」でもあります。祭りの開催準備やイベント、さらにはボランティア活動を通して、町民間の交流が少しでもふえ、新旧住民が仲よく共生できるまちづくりの進展を願ってテーマを設定したものであります。

会期は、平成30年4月14日（土）から5月13日（日）までの1カ月間です。会場はメイン会場が吉岡町役場周辺で、サテライト会場を道の駅「よしおか温泉」、ふれあい処として船尾自然公園としております。

役場及び文化センター周辺が1カ月間花いっぱいになります。

また、毎週末には、役場や文化センター、道の駅で関連イベントを開催する予定でもあります。そして、渋川周辺の広域的な観光スポットを活用したスタンプラリーも企画をしております。花で飾られた吉岡町を中心に、お客さまの流れを活発化してくれることを期待をしているところでもあります。

毎年申し上げさせていただいておりますが、「よしおか再発見ウォーク」は、町民と行政による協働のまちづくりにふさわしい事業で、町民からも大変人気の高い行事でもあります。健康志向も加わり、年々参加者が増加し、好評を得ております。

平成30年度には、キラキラフェスティバル期間中に、道の駅「よしおか温泉」周辺で実施をいたします。

こうした事業を成長させ、さらに定着させていくことで、子供からお年寄りまで、世代を超えて多くの人々にこの町を一層好きになってほしいと考えているところでもあります。

す。

また、「よしおか健康ナンバーワンプロジェクト」も各自治会で創意工夫しながら事業が盛んに行われていると聞いております。健康づくりの基本は、まずは体を動かすこと。各自治会が健康推進員を中心に有酸素運動のほか、食育活動、心の安定の推進などの活動を実施しております。

こうして、自治会主催の行事やお祭りなどが各地域で開催され、以前からこの町に住む人と新しく移り住む人がうまく解け合って、地域コミュニティが形成されております。世代を超えての交流や町民と行政が協働するまちづくりを推進して、「住みたい町」として吉岡町を選んでくれた人たちの期待に応えていかなければなりません。

各自治会では、毎年道路愛護、河川清掃、資源ごみの回収作業など、自主的に実施されております。また、地域のお祭り、伝統行事など、特色を生かした催し物も盛んに開催されております。町は、こうした自治会活動を応援し、ともに作り上げる協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

全般的に、子ども・子育て支援、医療、介護、福祉、教育、行政がやらなければならないことは、これからももちろん取り組んでいきます。しかし、行政に頼らなくても、地域で、自治会で、あるいは個人ができることはできる限り自分たちでやるといった、自助、共助の社会形成の基礎づくりに、ぜひ住民皆様のお力をおかりしたいと思っているところでもあります。

吉岡町は、前橋、高崎の中心都市に近く、生活に大変便利な地理的な条件が整っております。これも先人が築き上げた功績のおかげです。特に、利根川に橋をかける壮大な計画を実行した英断に称賛の念を抱かずにはいられません。車社会の群馬では、確かに吉岡町は生活に便利な町でもあります。しかし、近年、交通弱者と言われる高齢者、高校生など、車を運転できない方から公共交通に対する要望が聞かれるようになりました。このことを真摯に受けとめ、町にとっても大きな課題としてどのような施策が有効なのか検討していかなければならないと思っております。

本気で町の将来を考えると、町民のことを思い、いかに事業を推進していくかは、職員はもちろんのこと、何よりも先頭に立つ町長の最大の役目だと思っております。町の負担をいかにして軽くし、その分、町民に何かしてやれないか、知恵を絞ってまいりました。

私が町長に就任した当時、約19億円あった財政調整基金は、道の駅建設、学童クラブ施設の建設、駒寄小学校・吉岡中学校の校舎の増築、中学校体育館の建てかえなど、整備を行いながらも、平成27年度末で約29億9,000万円、平成28年度末で3億7,000万円減額となりまして、26億2,000万円となっております。

今後の基金の取り扱いについてでございますが、近年、財務省が地方公共団体の基金残

高が増加していることに着目し、交付税を削減する発言が聞こえてきており、総務省の説明では、こうした圧力は平成31年度に向けて、より一層厳しくなるとのこと。国の動きも注視しながら、基金の効率的な運用について検討していきたいと考えております。

いかに歳入を確保できるか、該当になる補助事業はないか、町債による借入れによる事業を行う場合であっても、交付税措置のある町債を優先して活用するなど、一丸となって考えてきた成果であると認識をしております。

事業を進めていく上で、これまで以上に歳入確保の取り組みを行うことはもちろんですが、しかし、国や県の補助金などがないからといって、必要な事業を実施しないということがあってはならない場合もあると考えております。

第5次総合計画の施策を確実に達成するため、また、実質公債費比率の抑制といった財政健全化も考慮した中、前年度に引き続き、平成30年度予算でも多額の財政調整基金を取り崩す予算編成となっております。どうぞご理解をお願いしたいと思っております。

町民福祉のため、皆さんのお知恵をおかりしながら、これからも行財政運営に取り組んでいきたいと思っております。お力添えをお願いいたします。

一般会計、特別会計のそれぞれが着実に成果をあらわせるよう、また貴重な財源を有効に生かせるよう、住民の意見に真摯に耳を傾け、また視野を広げ、精いっぱい取り組んでいく所存でもあります。どうぞ皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

これまで手がけてきた事業をしっかりと進めていきます。「前へ、前へ」を念頭に、前進する吉岡町づくりに全力を尽くします。

「将来に責任の持てる町政を」が私の信念でもあります。将来に禍根を残すことのないように、しっかりと熟慮を重ねてまいりたいと思っております。

議員皆様方には特段のご支援、そしてご助言やご提案をいただければ幸いです。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ですが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

よろしくようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） ただいま町長の施政方針の演述が終わりました。

この町長施政方針に対する質問は、明日の議事日程の最初に、通告のあった2名の議員によって行います。

散 会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時21分散会

平成30年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成30年3月2日（金曜日）

議事日程 第2号

平成30年3月2日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙通告一覧による No.1～No.2）
- 日程第 2 議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 3 議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第26号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算
(提案・質疑・付託)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君		

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議 長（馬場周二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程（第2号）により、会議を進めます。

日程第1 町長施政方針に対する質問

議 長（馬場周二君） 日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

2月23日までに質問をする旨通告をした2名の議員により、順次行います。

質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて30分以内とします。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知ください。その時点で途中であっても、質問者及び答弁者は発言を打ち切るようにご協力願います。

それでは、1番目の質問者、4番五十嵐善一議員を指名します。

五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4 番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。通告に従い、町長の施政方針に対する質問を行います。

まず初めに、本年1月23日に発生いたしました本県の草津本白根山の噴火により、とうとい生命を奪われてしまった陸上自衛隊第12旅団の隊員とご家族に対し、謹んで哀悼の誠をささげるとともに、重軽傷を負われた11人の方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、町長への質問に移らせていただきたいと思います。今回、各論的なものとなってしまったことをご了解いただけたらと思います。

まず最初に、「心豊かな教育と文化のまち」に関し、部活動指導員の配置についてであります。

第5次吉岡町総合計画の2つ目の目標である「心豊かな教育と文化のまち」で、学校教育について児童生徒にみずから学び、みずから考える力としての確かな学力と思いやりの心や感動する心を持った豊かな人間性を身につけ、たくましく生きるための健康や体力を育むことを目指し、学校における教育内容や方法の改善・充実と、教育環境の整備に努めるとともに、学校、家庭、地域社会の連携・協力のもと、さまざまな体験活動などを進めるとして、部活動の教育的意義があるからこそ、日本の学校文化に根づき、また、自

主的、自発的なものであるがゆえに、際限なく肥大化を続け、現在に至っていると考えられます。そして、近年部活動が大きな社会問題として浮上してきた背景には、顧問教員の過重負担や生徒の強制加入、過度の活動時間、練習中の事故や責任の所在などといったもろもろの要因が内在しているのであります。担当教科の教材研究や教育委員会への調査報告、生徒指導に保護者対応、学校や地域の会議、校内研修、学校行事などなど、尽きることのない仕事のほかに部活動の顧問を務め、多忙をきわめる現場教員の負担軽減などに向けた施策の一環として、平成29年4月1日に施行された部活動指導員の制度化を受けての今回の町の対応と認識しておるところであります。

そこで、このことに関し4項目の観点からお尋ねいたします。

まず1つ目ですが、吉岡中学校へはいつごろから何人の部活動指導員が配置されることになるのでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きましての議会ということで、また、昨日の施政方針にのっとりまして質問者2名をしていただくということでございます。精いっぱい答弁をさせていただきます。

まず、五十嵐議員から施政方針に対しまして質問をいただきました。

まず初めに、「心豊かな教育と文化のまち」に関しまして、部活動指導員の配置について、今、吉岡中学校の配置人数はいかがかということによろしいでしょうか。

部活動指導員の配置は、国・県の補助事業であり、国の予算がまだ確定しておりません。よって、配置人数は現在は未定であります。町といたしましては、昨年県からの要望調査で2名を希望で提出してあります。予算についても、2名分で計上しておるところであります。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） ただいま町長から希望として2名をあげているということであります。ただ、吉岡中学校には運動部だけで13あると思います。2人の部活指導員が認められて2つの運動部に配置された場合、では残りの11の運動部の指導というのはこれまでどおりということになってしまうのでしょうか。その辺のことに関しても見解をいただけたらと思います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 聞くところによりますと、群馬県で何人という定数が決まっているようで

あります。よって、我が吉岡町に今先ほど申し上げたとおり、2名お願いしませんでしたと言った人数がまたそっくり来るのか来ないのかも、今のところ予測はできません。よって、これからどうしていくかということも未定ということに相なっております。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） わかりました。それでは、次にその身分的な位置づけというものはどのようなになっておるのでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 身分的な位置づけは、補助員が配置された場合には、身分は市町村の非常勤職員となります。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） それでは、今まだ未定ということではありますが、もし2人の部活動指導員を容認された場合に、その方に対する事前の研修というんですか、それは学校設置者、教育委員会なり学校そのものが行うと思うんですが、どのように行っていく予定でございましょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 3番目の質問といたしましては、部活動の位置づけなど、教育的意義等に關する研修が必要であるが、まだ実施しておりません。配置が未確定のためであります。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） わかりました。決まった場合には、不足のないように十分な研修をしていただけたらと思います。

最後であります、今回の部活動指導員制度、このことに関して、生徒とか保護者、それから地域に対する理解、当然これは促進しなければならないと思うんですが、本制度の周知というものはどのように行っておりますでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 保護者への本制度の周知の実態は、配員がまだ未確定ということですので、まだ周知はしておりません。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番(五十嵐善一君) わかりました。決まりましたら、その周知徹底についても抜かりなくやっていたいただけたらと思います。学校、家庭、地域が今後も理想的な部活動のあり方を考え、生徒が生き生きと活躍できるようなスタイルを模索していくことが望まれます。そして、チーム学校の一角をなす本部活動指導員制度の適切かつ有効的な活用により、現場教員が本来の責務である「教えること」により多くの力を注げるような環境に少しでも近づけることを願って、次の質問に移らせていただきます。

2つ目ですが、犯罪抑止効果、それから犯罪発生時の証拠確保という2つの強みを兼ね備えた防犯カメラは、設置箇所がふえればふえるほどその効果は絶大なものとなることから、今日では各自治体などが地域防犯体制のさらなる充実強化に向けて設置事業に力を入れているところでもあり、当町でもそのような対応をさせていただいていることに対し、町民の一人としてとても心強く感じております。

そこで、第5次吉岡町総合計画の5つ目の目標である「住みよい安全で便利なまち」に關し、防犯カメラ設置事業について4項目の観点からお尋ねいたします。

まず最初に、平成30年度における設置台数は何基を予定しておりますでしょうか。

議長(馬場周二君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長(石関 昭君) 2番目の質問をいただきました。

防犯カメラ設置事業ということでした。平成30年度の設置は6基の設置を予定しております。

議長(馬場周二君) 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番(五十嵐善一君) 今6基を予定ということですが、どの付近に設置される予定なのかお答え願えたらと思いますが、よろしくお願ひします。

議長(馬場周二君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長(石関 昭君) 設置予定については、要望等を考慮しながら計画的に設置する予定です。

議長(馬場周二君) 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番(五十嵐善一君) 平成27年度からこの防犯カメラ設置事業というのは着手されております。そしてこれまで毎年度設置してきたわけですが、総設置台数は何基になったのでしょうか。また、その維持管理や運用面での問題点などがもしございましたら、お聞かせ

願いたいと思います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今までの設置台数は38基であります。現時点で維持管理等や問題点はあり
りません。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 維持管理という面で問題点がないということは、適切な防犯カメラのメ
ンテナンスをやっていただいているということで、心強く感じております。

それでは、最後になりますが、町長の任期中に約80基設置ということを以前お伺いし
たことがございます。その思いへの今後の見通しでございますが、現在38基ということ
で、残りまだ大分ございます。今後の見通しについてお聞かせ願えればと思います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今後も要望等を考慮しながら、計画的に設置を進めていく考えであります。
今のところは予定どおり進んでいるのかなとは思っております。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 予定どおり防犯カメラ設置事業は進んでいるということで、そのように
確実に実行に移していただきたいと思います。

第5次吉岡町総合計画後期基本計画の中で、第5章「住みよい安全で便利なまち」第3
項「交通安全・防犯」に関し、防犯対策の充実の中で、防犯環境の整備として数値目標こ
そ掲げてはおりませんが、防犯カメラの設置ということは明記されております。吉岡町
の至るところで防犯カメラがにらみをきかせて、安心・安全なまちを創出し、若い世代が
安心して子育てに専念できるよう、さらなる継続的な設置事業に取り組んでいただくこと
を期待して、3つ目の質問に移らせていただきます。

本年1月9日に前橋市内で女子高校生2人が85歳の男性の運転する車にはねられ、そ
のうちの一人が死亡するという痛ましい事故が発生した後、群馬県警の高齢者の運転に関
する家族らからの相談件数が昨年の1.5倍に急増したとの新聞記事を目にしました。超
高齢化社会に向かいつつある我が国において、認知症の高齢者数は2025年に最大73
0万人、実に高齢者の5人に1人の割合に達するとの国の推計も出ている中で、認知症と
診断され、県内で免許取り消しとなった方が49人に達しております。年をとったとき、
運転免許証を返納しても不自由ない生活が送れるか否かは、大きな課題ともいえます。車

が使えない高齢者は使える高齢者に比べ、3割以上外出率が低いという結果が県実施のパーソントリップ調査で判明しております。太田市では、家に引きこもりがちな高齢者にできるだけ無料バスを使って外出してもらい、温泉や買い物を楽しんでほしいとの思いから、太田市バス2路線を新設し、本年4月から無料で運行するとのことであります。

第5次吉岡町総合計画後期基本計画の中で、第5章「住みよい安全で便利なまち」第9項「道路・交通」の基本目標に、車を運転しない高齢者などの買い物や通院などといった日常生活の利便性向上のため、公共交通の充実を図り、便利で安全なまちづくりを目指すとしております。

そこで、この住みよい安全で便利なまちに関し、相乗り推奨タクシー運賃等助成事業について、2項目の観点からお尋ねいたします。

まず1つ目ですが、本事業の具体的な実施内容についてご説明願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 住みよい安全で便利なまちに関して、相乗り推奨タクシー運賃助成事業ということで、ご質問いただきました。

町といたしましては、基本的には現在実施中の相乗り推奨タクシー実証実験事業の内容をそのまま継続して実施していく予定でもあります。具体的には現在実施している実証実験事業は、満75歳以上の方、または満19歳以上で運転免許を持っていない方を対象に1枚500円分の助成券を交付して、1回の乗車につき1人1枚の利用を可能とするものであります。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） これまで行ってきた実証実験のシステムをそのまま具体的な実施に移すということですが、一部からの声等ですと、使い勝手の面でどうかなという声も聞かれております。前橋市でも、交通弱者対策として、平成28年1月からまんど相乗りタクシー、愛称マイタクとっておりますが、その事業を開始して公共交通機関の利用が難しい高齢者の足として喜ばれていたが、利用するには紙の利用登録証と利用券、その両方が必要であり、登録証や利用券を紛失してしまったり、または使用するときに持参し忘れるといったケースもしばしばあるといったことで、利便性に欠ける点があったこと等を鑑みて、マイナンバーカード1枚でも利用できる総務省の実証実験に踏み切り、そして現在も実施中とのことであります。利用者からもタクシー会社からも大変使い勝手がよくなったと喜ばれているような記事を目にいたしました。

そこで、ただいま町長から実施内容についてのご説明をいただきましたが、吉岡町での

本事業をさらなる利便性向上のため、また、マイナンバーカードの発行がやや滞っている現状の中で、そういったマイナンバーカードのさらなる普及に向けて、前橋方式のマイナンバーカード活用の検討をしてみたいかかと思いますが、お気持ちをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 前橋方式については、全国初の先進的な実証実験なので、今後の動向を見ながら検討していきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ぜひともマイナンバーカードのさらなる有効的な活用というものも視野に入れて、前向きに検討していただきたいと思っております。免許証返納後の将来に高齢者が抱える不安の解消には、いわゆる交通弱者といわれる高齢者が暮らしの足を確保できる社会を実現するための仕掛けづくり、例えば買い物代行とか、移動販売車の運行などが欠かせないと思われませんが、それとともに鉄道やバスといった公共交通が利用しやすくなるよう、環境の整備を着実に進めていく必要もあるわけでありまして。吉岡町も本事業が真に地域の移動手段に適した公共交通システムと位置づけられるように、さらに検討を加えていただきたいと思いますことを申し添えるとともに、さらなる公共交通システム構築のたまものとして、低床式やステップ付ワゴン車タイプの巡回バスが町中を走っている姿を想像しつつ、時間がちょっと余っておりますが、私の全質問を終わらせていただきます。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、五十嵐善一議員の質疑が終わりました。

ここで次の質問者の質問席の用意がありますので、一旦休憩をとります。

午前9時54分休憩

午前9時55分再開

議長（馬場周二君） 再開します。

14番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番（小池春雄君） それでは、平成30年度の町長の施政方針に対する質問を行います。

石関町政3期12年目になります。来期のことは別としまして、今期最後の仕上げの年になると思っておりますが、その仕上げの年にふさわしい施策が望まれていると思っておりますが、悔いの残らないような施策を講じていくということはもちろんですが、これまでも質問すると町長は「最後の年」というと、「いや、来年があるぞ」と。確かに来年はあるん

ですが、次にまた出る、出ないは別としまして、また来年の3月というのが出るか出ないかは別にしますが、要するに任期という中では仕上げの年になると思うんです。そういう中で、この12年間を振り返って、通告にはまだ出してありませんが、今まずどんな思いがあるのか、そして12年間続けてきた町長の中で、今までは到達、そしてその仕上げなくてはならないんだなという思いがあると思いますので、まずそのことを、これまでの12年間の感想をちょっとお伺いできますか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 予測のしない質問がありましたが、なるべくなら控えさせていただきたいと思います。あえて言うなら、精いっぱいやってまいりました。そういうことでご理解をいただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。（「いいです、はい」の声あり）

それでは、小池議員から継続事業……（「もう一回やります」の声あり）もう一回やる。それでは、自席に戻ります。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番（小池春雄君） それでは、通告しておきましたその継続事業、新規事業とあります。その中で新年度、町長が特に力を入れて実施をしようと思っている事業、たくさんある中で特に力を入れて実施をしようとしている事業についてお尋ねします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） それでは、答弁させていただきます。

この施政方針といたしましては、町で行っている数多くの業務の中から特にこの事業ということで述べさせていただいておりますので、施政方針内の全ての事業について全力で取り組んでいきたいと考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、主な大型継続事業としては「南下城山防災公園整備事業」、「駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業」、「上水道の老朽管布設替工事」、そして「防災無線デジタル化事業」、これが主な継続事業ということであります。そして「明治小学校職員室改修事業」、主な新事業といたしましては、「私立保育所等施設整備補助金」、「駒寄小学校体育館改築事業」、「吉岡中学校校舎増築事業」を挙げさせていただいております。

特に「吉岡中学校校舎増築事業」については、生徒の増加により、平成32年度以降に教室不足が見込まれており、「子供を育てるなら吉岡町」を合い言葉に子育て支援を進めてきた吉岡町としての対応が求められる重大な課題であると認識しております。

そして、施政方針で述べていなくても、吉岡町で行っている全ての事業が重要であり、全ての事業に今後も全力を尽くしていきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今、町長の回答の中にありましたが、それぞれの事業をどれということなく力を入れていくということなんです、義務的にやらなければならない事業というのがありますよね。子供がふえることによって、どうしてもやらなければならない。しかしまた、いわゆる石関町政として町の特徴を持った施策も進めていかなければならないという中に、今も回答にありましたが、私も共通な考えを持っているんですが、吉岡町のPRするものは何ですか、何かありますかという、果たして吉岡町の特徴は何だろうというときに、特別な産業があるわけじゃないし、特別な観光地があるわけではないし、はて何だろうなという中で、今年度、町長が継続、拡充事業の中に文化財を資源とした交通エリア形成プロジェクトという中に文化財事務所の移転工事を行った。移転が完了した後は施設を活用する事業、この中に文化財に関する情報発信や、その活用を図ることでこれら地域資源を吉岡町の魅力として認識してもらうことを通して、郷土への助成や新住民の定着にも結びつけていきたいと考えている。この目的の達成のためには県、町指定文化財の整備等を通じて地域資源として魅力を高めるとともに、町の特徴である古墳文化や養蚕文化を中心とした歴史・文化を身近に感じられる施設として、平成29年度に整備する文化財センターを拠点に、より一体的な情報発信を行うものではないかとあります。

私はここにちょっと大きなヒントがあるのかなという感じがします。それは、吉岡町には当然ここにあります文化財、あそこには古墳公園がありまして、また三津屋古墳もありまして、あとは桃井城址もありますよね。そこには前方後円墳もその下にある。そこが防災公園になる。こうすると本当にそこにはない歴史・文化を感じられるものが吉岡町には眠っていて、これの活用というのが今求められている気もするんですよね。そこに着手をするということですが、これにもう少し夢を乗せられるような、歴史・文化の漂うような、見ても三津屋古墳もあれもなかなか立派な古墳ですよ。八幡山公園、八幡山古墳もやっと世に出て丘陵に整備も進んできた。文化財センターも設置ができる。ここに私はもう少しお金をかけて、本当に歴史の文化の香り漂うようなまちづくりができるような気がするんですが、この辺についての、町長の施政方針ではさらっと言っているんですが、これに力を入れてもいいような気がするんですが、再度これについての、もう少し吉岡町を特徴づけるに当たってこれが大きなものになるよう、この活用次第でなるような気がするんですが、これについての考えをお聞きしたいと思います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） おかげさまであのところに文化財の施設ができたということで、これができたのもいわゆる皆さんのおかげかなということで思っております。いろいろな古墳、そしてまたこの吉岡町にある文化を生かして、これからの吉岡町の発展につなげたいかかということでありますが、私もそのように思っております。なぜかという、先ほど小池議員が言われたように、吉岡町にはいろんな観光だとかそういった重立ったものは余りないということの中においては、この古墳というものは吉岡町全体に張りめぐらされているということの中にも、吉岡町内という三津屋古墳などもあるということになりますと、いわゆるそういったものをこれから宣伝していくということもいいのではないかなとは思っておりますが、4月に行われる花と緑のフェスティバル、これが吉岡町を宣伝する一つの大きなものになるのかなと私は思っております。そういった中におきましては、その中に古墳めぐりというものも一つのプログラムの中に入れていただければ、そういったものもこの吉岡町にこういったものがあるんだということが宣伝できるのかなとは私は思っております。そういったこともこれからあと一月なくなってきたんですが、そういったプログラムの中にもそういっためぐりもののプログラムをつくっていただければ、そういったこともできるかなとは思っております。それと同時に、いわゆる文化財施設のお披露目もその時期にするということに相なりますので、そういったこともできるのかなとは思っております。これからも力を入れていきたいかなとは思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ぜひとも、今町長が言われましたが、古墳の有効活用をするためのプロジェクト計画か何かをしっかりとつくって実施をしていていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、町長の施政方針の中にも小倉の乾燥芋というのが出てきますが、町の事業として小倉乾燥芋の生産体制強化がありますが、私は決してこれを否定するものではありませんが、ほかにも何か考えられる気がするんですが、町の事業としてね、地方創生の中でももう少し何か考えられないかなとは思いますが、どうしても小倉乾燥芋だけだと生産する人も少ないし、後継者もなかなか少ないという中で、そう力を入れることではないとは言いませんが、ほかにももう少し何か考えるべきではないか、町の特産というもの、そのための何か、多くの人たちの声を聞いて、ほかにも何か町の特産づくりというものを働きかけて考えていったらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今、小倉乾燥芋ということで、ほかにも何かあるのではないかとということでございますが、今町といたしましては、特産品はまず小倉を仕上げて、いろんな面これから吉岡町で違ったものがあるかということに相なりますが、今の体制は小倉の乾燥芋の6次産業に向けての事業ということで、いわゆる平成28年度に地方創生加速化交付金を採択され、そしてまた平成29年度には小倉乾燥芋の販路拡大ということでやってきました。その中で、平成30年度においては、地域特産品、生産体制構築事業ということで、協議会を軸に地元生産者を中心に体制づくりを目指しているということでございます。今のところはこの一つを主にやっていきたいとは思っております。今のところはほかに何かあるのではないかとというようなよそ見をしないで、これをまず仕上げて、それから違うところに移っていくという考えで私はおります。

そういったことで、地域の方々には大変いろんなことをご相談をしながら、協力をしていただきながら、また議員方の知恵をいただきながら、この事業については的確にやれるということで踏み切れるよう、努力をしていきたいとは思っております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） それでは、最後になりますが、これは町長の施政方針の11ページになりますが、中ほどからの今後の基金の取り扱いについてでございますが、「近年、財務省が地方公共団体の基金残高が増加していることで、若干交付税を削減する発言が聞こえております」ということがあります。これも私は財務大臣が行った発言ですが、これは交付税については地方交付税法とあって定められた国税4税を地方に配分すると決められているにもかかわらず、町はこの基金というのはいざ何かがあったときにそれを使うんだと、何かあったときに使う金が一銭もないんだということになれば何も対処できませんからね、そのためにそれぞれの市町村がいざというときのために持っているものを、国が地方は金をためているんだから交付税をこれから減らそうということを言っているわけなんですよ。これも、やはり国としてこんなことを言うのはいかがなものかと、決して地方というものは国の下請機関ではありませんから、対等な立場で地方自治法のもとに、地方自治の法にのっとりまして確立をしている自治体ですから、こういうときにやはり機敏に、地方はやはりそうではないんだということを発信していく必要があると思います。

これまでも地方6団体の大会等がありますと、これまでさまざまな問題で地方に要するに不利になるようなことが起きました。そのたびに地方6団体等で国に対して意見書を上げたり、大会で決議を行って、そういうことはしないでくれということをやってきましたよね。また、今起きたそれと同じようなこと、再来だと思っておりますが、こんなことが通ると本当に地方自治そのものが危機的状況に陥るものだと考えております。これは私は

黙って見過ごしていくような問題ではないと思っております。こういうことについては機会があるごとに、町長も当然町村会もあれば、時には地方6団体の大会等もあります。恐らくこれはそういう団体でもそういう決議を上げていこうかということがあるんだと思っておりますが、そういうときには地方自治を守るという立場から、町長にもしっかりとした対応をしていただきたいと思いますと思っておりますが、これについての見解をお尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この基金という話になると、私が思い出すのは我が吉岡町で国保のお金が一銭もなくなった、いわゆる財政調整基金もなくなったと。基金がなくなったということが、何年前かはちょっと覚えておらないんですが、私が議員のときだったと思います。そのときにはこれは大変だということで、それ以降この吉岡町の国保は、いわゆる基金をちゃんと安定したものにしようということで、一般会計から出していただいたということがあります。そういったことも控えて、そのときに基金というのはどのぐらい持っていればいいんだと。いわゆるこれはどうしても欲しいというときに出せるのは幾らぐらいだという話を聞いたこともあります。そういった備えはいつも支度しておかなければならないなとは思っております。

今、政府のほうでは、基金が多いところにはいわゆる交付税を削減するぞということは言っておりますが、まだ今のところ決まったわけではないということで、財務省と総務省の間の中でやっているということで聞いております。その中においては、総務省のほうでは地方自治体は行政改革や経費削減により、地域の実情に応じて将来の歳出増加などに備えて基金を積み立てているとしています。また、東京都及び特別区を除いた平成28年度の基金残高の水準は平成以降の平均程度であり、近年は横ばいであるとのことから、基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適當であるということで、総務省は言っていると思っております。私もそのとおりだとも思っております。

吉岡町といたしましては、今後、今議員が言われるように、国における議論の動向を注視しながら、要望などについては群馬県や県内市町村とも連携をしながら考えていきたいとは思っております。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、小池春雄議員の質問が終わりました。

以上で町長施政方針に対する質問を終わります。

ここで休憩をとります。10時40分再開いたします。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

議 長（馬場周二君） それでは、再開いたします。

日程第2 議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算

議 長（馬場周二君） 日程第2、議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案を申し上げます。

議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額72億2,400万円で、対前年度2.0%、1億4,000万円の増となっております。

歳入見込みのうち、まず町税ですが、町民税や固定資産税、軽自動車税の伸びを見込み、全体では2.2%、5,047万4,000円増の23億8,937万8,000円を計上しております。

地方消費税交付金については、税制改正による影響等を勘案し、対前年度6.7%、2,000万円増の3億200万円を計上しております。

地方交付税については、町税収入の増加が見込まれることと、国が示す地方財政対策を考慮し、普通交付税ベースで対前年度2.1%、2,200万円減の10億2,400万円を計上しております。

寄附金については、企業版ふるさと納税の皆減と平成29年度における個人のふるさと納税の寄附状況等を勘案し、対前年度92.1%、1億1,975万円減の1,030万円を計上しております。

基金繰入金については、財政調整基金から7億37万1,000円、湧水対策施設維持管理基金から1,823万3,000円、教育文化振興基金から4,069万5,000円で、全体では対前年度3.4%、2,691万1,000円減の7億5,929万9,000円を計上しています。

なお、財政調整基金繰入金については、駒寄小学校体育館改築事業や吉岡中学校校舎増築事業分の皆増はあるものの、財源不足分の大幅減などで、前年度より5,457万7,000円減の7億37万1,000円となります。これにより、平成30年度末の財政調整基金残高は、予算ベースで10億4,499万7,000円となります。

また、教育文化振興基金からの繰入金については、駒寄小学校体育館改築事業に伴う繰入金の増などにより、前年度より2,069万5,000円増の4,069万5,000円を計上いたしました。

町債につきましては、国が示す地方財政対策を考慮し、臨時財政対策債の減少を見込むものの、南下城山防災公園整備事業費の増加などにより普通債が増加いたしましたため、対前年度30.8%、1億1,480万円増の4億8,730万円を計上しております。

平成30年度予算は、こうした歳入状況を踏まえるとともに、施政方針でも申し上げたとおり、国の基金に対する動向も注視した中で、堅実に積み立ててきた基金を大胆かつ効果的に活用した「将来に責任を持てる行財政運営」のための予算といたしました。

それでは、平成30年度に実施する重点事業の予算についてご説明いたします。

南下城山防災公園については、平成29年度に引き続き、遊具やトイレの設置などの公園整備を行い、平成30年度中の完成を目指し、事業費としては建設工事費2億2,000万円などで、合計2億3,669万4,000円を計上しております。

財源といたしましては、国庫補助金1億1,299万6,000円と、町債1億2,200万円を計上しております。町債については、交付税算入率が70%の緊急防災・減災事業債を活用いたします。

駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化についてですが、用地取得及び支障物件の移設補償のほか、町道のつけかえ工事を実施する計画でもあります。また、ランプ部の工事にはネクスコ東日本が着手します。

事業費といたしまして、建設工事費2,000万円のほか、委託費1,800万円、補償費5,560万円、前橋市への負担金936万3,000円などで、合計1億1,216万6,000円を計上しております。

財源といたしましては、国庫補助金5,313万円、前橋市からの負担金3,714万円を計上しております。

次に、防災無線デジタル化事業でございますが、これは無線の規格改正などにより防災行政無線デジタル化を行う事業であります。平成30年度は前年度に引き続き子局の設置工事等を予定しております。

事業費といたしまして、工事請負費等で合計7,445万8,000円を計上しております。

財源としては、国庫補助金4,840万7,000円と町債2,600万円を計上しており、町債については交付税算入率が70%の緊急防災・減災事業債を活用いたします。

次に、主な新規事業の予算について、ハード事業からご説明申し上げます。

まず、私立保育所等施設整備助成事業でございますが、これは第3保育園の園舎新築に係る費用の一部を助成する事業であり、補助金として2億1,573万8,000円を計上しております。

財源としては、国庫補助金1億8,999万円を計上しております。

駒寄小学校体育館改築事業については、狭小化してきた現在の体育館を解体し、現在の児童数に応じた体育館を平成31年度中に整備するもので、平成30年度には設計業務委託費など5,060万2,000円を計上しています。なお、財源については、財政調整基金からの繰入金1,090万7,000円、教育文化振興基金からの繰入金3,969万5,000円を計上しております。

次に、主なソフト面の施策となりますが、給食用食材費助成事業についてですが、学校給食の充実を図るための食材費助成として、学校給食事業特別会計へ500万円を繰り出すものであります。

第6次吉岡町総合計画策定業務については、平成33年度からの10年間を事業年度とする次期総合計画策定に向けた基礎資料を作成するため、委託費等として事業費303万8,000円を計上するものであります。

次に、その他の主な予算については、第5次総合計画の施策の大綱ごとにご説明いたします。

1点目として、健康福祉の分野でございます。

新規事業としては、子ども・子育て支援事業計画策定業務に事業費427万円を計上いたしました。

継続事業としては、子ども・子育て支援事業に基づく「子どものための教育・保育給付」として8億2,834万9,000円、子供や重度心身障害者の方などの医療費無料化事業に2億1,113万円、障害児支援事業に9,862万6,000円、町民の健康を守るための検診事業に4,114万7,000円、新生児に対する聴覚検査を新たに追加した妊婦健康診査支援事業に2,294万7,000円などを計上しております。

2点目に、教育文化の分野でございます。

新規事業として、部活動の技術指導や大会への引率等を行う部活動指導員の配置として120万円を計上したほか、平成32年度以降に見込まれる教室不足解消策としての吉岡中学校校舎増築事業に係る設計業務委託費として、1,376万円を計上いたしました。本事業の財源には、財政調整基金からの繰入金1,376万円を計上しております。

継続事業といたしまして、保護者の負担軽減のための学校給食費補助事業として、3校合計で2,206万2,000円を計上したほか、教職員数の増加により狭小化してきた明治小学校職員室の改修事業に2,591万円を計上しております。本事業の財源としては、交付税算入率が50%の町債、学校教育施設等整備事業債860万円を活用いたします。

3点目に、産業雇用の分野でございます。

継続事業として、小倉乾燥芋の安定的な供給を目指した生産や販路拡大についての調査

検討を行うほか、原料芋の貯蔵庫設備の整備を予定しております地域特産品生産体制構築事業に1, 100万円を計上いたしました。また、南下下八幡や大林地区などを含む南下4地区への事業着手が予定されている地籍調査事業に3, 330万6, 000円、県道前橋伊香保線と上野原南部を結ぶ（仮称）林道栗籠・井堤線新設事業について2, 775万円を計上しております。

4点目に、自然環境の分野でございます。

新規事業として、林地台帳制度の運用開始に伴う林地台帳整備業務に59万4, 000円を計上したほか、継続事業として、住宅用太陽光発電システム設置事業に600万円、資源ごみ回収事業補助金に549万2, 000円、浄化槽設置整備事業に578万円などを計上しております。

5点目になりますが、安全便利の分野でございます。

新規事業として、榛東村施工で行われる上野原信号南の滝沢大橋補修事業に425万1, 000円、ジェイアラート新型受信機設置事業に432万円、防災体制の一層の強化を目指すためのハザードマップ作成業務に270万円、公共交通の利用促進に向けた公共交通オープンデータ化事業に10万円などを計上いたしました。

継続事業といたしまして、3橋の補修工事を含む橋梁長寿命化事業に6, 710万円、平成29年度に実施した実施設計に基づく役場庁舎の非常用発電機設置事業に3, 488万4, 000円、榛東村施工で行われている大榛橋かけかえ事業に553万2, 000円、吉岡町空家等対策計画に基づき実施される空家等対策事業に451万6, 000円、平成30年度より本格運用になる相乗り推奨タクシー運賃等助成事業に40万円などを計上いたしました。

なお、ジェイアラート新型受信機設置事業、役場庁舎非常用発電機設置事業については、財源として交付税算入率が70%の緊急防災・減災事業債を活用しております。

6点目といたしまして、町民行政についての分野でございます。

新規事業といたしまして、役場の組織機構改革支援事業として290万円を計上いたしました。継続事業といたしましては、広報や行政連絡文書の配布などの自治会事務委託料として3, 931万2, 000円、老朽化した空調機器の更新事業を含む吉岡町緑地運動公園及びりぱーとピア吉岡管理業務で3, 371万6, 000円、自治会振興助成金など自治会活動支援事業として928万4, 000円、ふるさと祭り関連事業として776万8, 000円、ふるさと納税推進事業関連として697万2, 000円、基本計画の策定を予定している男女共同参画事業は353万3, 000円を計上いたしました。

以上、第5次吉岡町総合計画における主な事業についての予算の概要を説明させていただきました。

平成30年度は、第5次吉岡町総合計画後期基本計画の3年目の年、また、吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4年目の年であります。

本予算は、これまでの歩みをとめることなく「前へ、前へ」と前進する吉岡町を目指すとともに、基金や交付税算入率の高い起債などの活用により、健全な財政運営にも配慮した将来に責任を持てる行財政運営を推進していくための予算といたしました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては財務課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） それでは、平成30年度一般会計予算についての町長の補足説明をいたします。

まず、予算書5ページをごらんください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,400万円と定めるものです。前年度当初予算と比較しますとプラス2.0%、金額にしますと1億4,000万円の増となるものでございます。

第1条第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表・歳入歳出予算」によるものでございます。これにつきましては、後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の債務負担行為については、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表・債務負担行為」による、ということで、11ページの「第2表・債務負担行為」をごらんください。内容は県議会議員選挙費で、期間は平成31年度、限度額は865万3,000円となっております。

第3条の地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表・地方債」による、ということで、予算書12ページの「第3表・地方債」をごらんください。

平成30年度に予定している起債は8件で、一つ目は交付税の不足分を補う臨時財政対策債で2億6,500万円です。臨時財政対策債の元利償還金については、後年度に全額交付税措置されます。

二つ目は、役場庁舎非常用発電機設置事業に充当する緊急防災・減災事業債で3,480万円です。緊急防災・減災事業債は充当率100%で、元利償還金の70%が後年度に交付税措置されます。

同様に、充当率100%、交付税措置70%の緊急防災・減債事業債を充当する事業と

しては、三つ目の1億2,200万円を充当する南下城山防災公園整備事業、五つ目の2,600万円を充当する防災無線デジタル化事業、六つ目の430万円を充当するJ-アラート新型受信機設置事業となります。

上から四つ目は、町営住宅下野田団地解体事業に充当する公共施設等適正管理推進事業債で720万円です。公共施設等適正管理推進事業債は充当率90%で、交付税措置はありません。

上から七つ目は、町民プール解体事業に充当する公共施設等適正管理推進事業債で860万円であり、充当率90%で交付税措置はありません。

八つ目は、明治小学校職員室改修事業に充当する学校教育施設等整備事業債で、1,940万円です。学校教育施設等整備事業債は充当率75%、元利償還金の50%が後年度に交付税措置されます。

以上、起債額の合計は4億8,730万円を予定しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

なお、当初予算ベースでの平成30年度末の町債の残高につきましては、予算書137ページの記載のとおり45億1,480万円となっております。

予算書5ページに戻っていただいて、第4条の一時借入金につきましては、最高限度額を5億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、前年と同様でございますので省略させていただきます。

それでは予算書13ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思えます。

なお、詳細な増減内容につきましては、予算書と一緒に配付させていただいた説明資料の4ページからの「歳入計上額の対前年比較及び特徴」に記載されております。

まず、歳入の町税でございます。予算書15ページをごらんください。

1款町税は、所得の増加や土地の宅地化、税制改正などによる町民税や固定資産税、軽自動車税の伸びを見込み、前年度比2.2%増、23億8,937万8,000円を見込んでおります。

1款町税1項町民税1目町民税の個人ですが、所得の増等を勘案して対前年比2.2%増の9億5,348万9,000円、2目町民税の法人が0.5%増の1億4,355万2,000円、合計で対前年比1.9%増の10億9,704万1,000円を見込んでおります。

2項の固定資産税は、土地の宅地化による増等を勘案して、対前年比2.4%増の10億5,950万8,000円、3項の軽自動車税は、税制改正に伴う新税率分の登録台数

の増等を勘案して、対前年比16.4%増の6,755万4,000円を計上しております。

続いて予算書16ページをごらんください。

4項町たばこ税は、売上本数の減などを勘案し、対前年比2.8%減の1億5,490万7,000円、5項入湯税は、前年同額の1,036万8,000円を計上しております。

2款地方譲与税は、総務省の地方税収見込みなどを勘案して、2.4%増の7,927万3,000円を、うち1項地方揮発油譲与税は1.4%増の2,280万4,000円、2項の自動車重量譲与税は2.9%増の5,646万9,000円を見込んでおります。

次に予算書17ページをごらんください。

3款利子割交付金は、36.5%増の261万9,000円を、4款配当割交付金は15.7%減の734万7,000円をそれぞれ総務省の地方税収見込みなどを勘案して計上しております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、前年同額の489万6,000円を、6款地方消費税交付金は精算基準の見直しによる影響等を勘案し、前年度比6.7%増の3億2,000万円を計上しております。

次に予算書18ページをごらんください。

7款ゴルフ場利用税交付金は、15.5%増の116万1,000円を、8款自動車取得税交付金は、税制改正による影響等を勘案し、70.7%増の2,564万8,000円を、9款地方特例交付金は、前年同額の1,800万円をそれぞれ計上しております。

10款地方交付税については、町税収入の増加による基準財政収入額の増が見込まれることと、国の地方財政対策において地方交付税の総額が対前年比2.0%減となっていることなどを勘案し、対前年度比2.1%減の10億2,400万円を計上しました。

なお、内訳としましては、普通交付税が9億4,400万円、特別交付税が8,000万円となっております。

次に予算書19ページをごらんください。

11款交通安全対策特別交付金は1.2%減の386万2,000円を、12款分担金及び負担金は、平均保育料見込み額の減に伴う保育運営費保護者負担金の減などにより、対前年比9.6%減の1億5,777万8,000円を計上しました。主なものとしましては、保育運営費保護者負担金（現年度分）で1億5,343万9,000円となっております。

13款使用料及び手数料につきましては、対前年比0.8%減の3,386万3,000円となっております。うち、1項使用料は、道路占用料の減などにより1.9%減の2,

303万7,000円を、2項手数料については、納税等証明手数料の増などにより対前年比1.7%増の1,082万6,000円を計上しております。

次に、予算書21ページからの14款国庫支出金については、対前年比13.7%増の12億83万9,000円を計上いたしました。

主なものとしましては、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金2億2,392万1,000円、同じく1目2節障害者福祉費国庫負担金で障害者自立支援給付費国庫負担金の1億3,443万7,000円、同じく2節で障害児支援費国庫負担金4,931万2,000円、5節の児童手当国庫負担金で2億8,800万円となります。

次に予算書22ページ、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費国庫補助金の保育所等整備交付金（私立保育所等施設整備助成事業）で1億8,999万円、同じく2項の5目1節土木費国庫補助金で南下城山防災公園事業補助金1億1,299万6,000円、地域連携道路事業費補助金（駒寄スマートIC）で5,313万円、社会資本整備総合交付金（橋梁長寿命化修繕事業）で3,575万円を、それから6目1節消防費国庫補助金で、民生安定施設設置助成補助金（防災無線デジタル化事業）で4,840万7,000円などを計上しております。

次に予算書23ページからの15款県支出金については、対前年比5.5%増の5億9,127万円を計上いたしました。

主なものとしましては、1項県負担金1目民生費県負担金1節児童運営費県負担金で、子どものための教育・保育給付費県負担金1億1,196万円、2節障害者福祉費県負担金で障害者自立支援給付費県負担金6,721万8,000円、6節児童手当県負担金で6,360万円となります。

2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉総務費県補助金で国保基盤安定補助金5,907万3,000円、予算書25ページの7節医療福祉費県補助金で1億60万8,000円などとなっております。

予算書28ページをごらんください。

17款寄附金ですが、1項寄附金2目1節ふるさと納税については、企業版ふるさと納税の皆減や平成29年度における個人のふるさと納税の寄附状況等を勘案し、対前年比92.1%減の1,025万円を計上いたしました。

なお、個人のふるさと納税業務については、今後も魅力的な返礼品づくりや具体的な事業を示すような取り組みをさらに進め、自主財源の獲得に力を入れていきたいと考えております。

次に、予算書29ページをごらんください。

18款繰入金は対前年比3.4%減の7億6,240万1,000円を計上しております。主なものは2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金7億37万1,000円です。これにより、平成30年度末の財政調整基金残高は予算ベースで10億4,499万7,000円となります。

19款繰越金は、対前年比4.2%減の938万9,000円を計上しております。

続いて、予算書30ページからの20款諸収入につきましては、対前年比33.9%減の9,077万3,000円を計上いたしました。主なものとしましては、予算書33ページ、駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金3,714万円を計上しております。

次に、予算書33ページの21款町債ですが、先ほど「第3表・地方債」のところで説明いたしましたので、これは省略させていただきます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

予算書35ページをごらんください。

なお、歳出に関する詳細な増減内容につきましては、説明資料の23ページからの「歳出計上額の対前年比較及び特徴」、そしてまた主要事業につきましては、説明資料55ページからの主要事業一覧表にそれぞれ記載されております。

では、まず1款の議会費ですが、対前年比1.3%の増、金額では131万9,000円の増額となる1億290万円を計上しております。

次に予算書37ページをごらんください。

2款総務費では、対前年比1.7%の減、金額では1,413万円の減額となる8億2,674万4,000円を計上しております。主なものとしましては、予算書39ページ中段の1項総務管理費1目一般管理費13節委託料で、役場の新たな業務体制構築のための組織機構改革支援業務委託料で290万円を、広報や行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に委託する経費である自治会事務委託料3,931万2,000円などを計上しております。

続いて予算書43ページ、5目財産管理費15節工事請負費では、災害等により電気の供給がストップした際に、災害対策本部となる庁舎機能が維持できるようにするための役場庁舎非常用発電機設置工事3,337万2,000円を計上いたしました。本事業の財源につきましては、交付税措置のある起債である緊急防災・減災事業債3,480万円を見込んでおります。

続いて予算書44ページの6目企画費ですが、11節需用費でふるさと納税の返礼品費として416万3,000円、12節役務費で返礼品配送料150万円、13節委託料でふるさと納税一括代行業務委託として109万円などを計上しております。これは、歳入

額の見直しに伴い減となったふるさと納税推進関連事業の一部であり、ふるさと納税の実質収入額としましては、寄附額の32%ほどとなる327万8,000円を見込んでおります。

同じく6目13節委託料では、基本計画の策定を予定している男女共同参画計画策定業務委託料として324万円、平成33年度からの10年間の計画期間とする第6次総合計画策定のためのアンケート調査業務委託料として250万円、2年間の実証実験を経て平成30年度から本格実施となる相乗り推奨タクシー運賃等助成事業委託費として30万円などを計上しております。

19節負担金補助及び交付金では、県及び近隣市町村で連携し運行している地域乗り合いバスの吉岡町分の負担金としまして658万5,000円、要綱の見直しにより拡充される高校生等通学支援事業補助金に50万円を計上いたしました。

次に予算書46ページの8目諸費13節委託料では、児童の安全を守るための放課後児童見守りパトロール委託料に230万9,000円、15節工事請負費で防犯カメラ設置工事費として226万8,000円などを計上しております。

続いて予算書49ページ、12目電子計算費13節委託料では、一括処理委託料等で合計2,473万7,000円、14節使用料及び賃借料は、システム使用料等で合計7,693万7,000円をそれぞれ計上しております。

予算書50ページ上段の14目温泉事業費15節工事請負費では、リバートピア吉岡の更衣室及び廊下系統の空調機器の更新事業などを含む温泉施設改修工事として1,182万8,000円などを計上しております。

続いて、予算書56ページからの3款民生費についてですが、対前年比11.1%増、金額では2億7,558万2,000円の増額となる27億4,936万1,000円を計上いたしました。

主なものとしましては、予算書57ページ中段の1項社会福祉費1目社会福祉総務費14節使用料及び賃借料で、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）の870万2,000円、予算書58ページの19節負担金補助及び交付金で、社会福祉協議会補助金2,848万6,000円などを計上しております。

予算書59ページ下段、4目老人福祉費28節繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金として2億510万1,000円を計上しております。

予算書60ページの6目障害者福祉費13節委託料で、地域活動支援センター委託料として1,594万3,000円を、61ページ19節負担金補助及び交付金では、生活介護に7,920万円、施設入所支援に3,300万円、就労継続支援に6,768万円、障害児通所支援に9,624万円などを計上しております。

予算書62ページの7目医療福祉費20節扶助費では、子供や重度心身障害者、母子・父子家庭の方の健康管理に寄与するための事業として医療費2億486万7,000円を計上いたしました。

予算書63ページ下段、9目老人福祉センター費13節委託料では、老人福祉センター指定管理料として1,557万7,000円を、10目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金では、療養給付費負担金1億4,855万6,000円を、28節繰出金では後期高齢者医療事業特別会計への繰出金としまして合計4,526万3,000円をそれぞれ計上しております。

続いて予算書65ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費13節委託料で、平成32年度からの5年間を事業年度とする次期子ども・子育て支援事業計画調査業務委託料として388万8,000円、2目児童手当費20節扶助費で、児童手当費として4億1,520万円を計上しております。

3目児童保育費では、13節委託料で子ども・子育て支援新制度による保育所運営委託料6億6,245万3,000円と、66ページ、19節負担金補助及び交付金の認定こども園に対する施設型給付費1億6,589万6,000円を計上しているほか、新規事業としまして第3保育園の園舎新築に対する私立保育所等施設整備補助金に2億1,573万8,000円を計上しており、本事業における財源としましては、国庫補助金である保育所等整備交付金1億8,999万円を見込んでおります。

続いて予算書67ページ、5目学童保育事業費では、13節委託料で学童クラブ指定管理料2,332万円を計上しております。

次に、予算書68ページからの4款衛生費については、対前年比9.3%減、金額では7,051万1,000円減額となる6億8,377万7,000円を計上いたしました。

主なものは、予算書70ページ、1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金で、地球温暖化対策としての住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金600万円を、2目予防費につきましては、71ページの13節委託料で予防接種委託料7,524万7,000円を計上しております。

72ページの3目母子衛生費13節委託料では、妊婦健康診査委託料としまして2,240万3,000円、20節扶助費では不妊・不育に悩む夫婦の支援を行う不妊・不育対策支援事業として特定不妊治療費300万円、一般不妊治療費に150万円などを計上しております。

予算書73ページ、4目健康増進費では、13節委託料で健康診査委託料として3,535万6,000円を計上しました。

続いて予算書75ページ、2項清掃費では、2目塵芥処理費13節委託料で一般ごみ収

集委託料4, 189万4, 000円を、19節負担金補助及び交付金で資源ごみ回収事業補助金549万2, 000円などを計上しております。

予算書75ページからの5款労働費については、対前年比54.9%増、金額にして1,052万8,000円増の2,969万5,000円を計上しており、主なものとしましては1項1目労働諸費の19節負担金補助及び交付金で、勤労者住宅資金利子補給の2,229万円となっております。

予算書76ページからの6款農林水産業費は、対前年比12.2%増、金額にして3,860万3,000円増の3億5,376万9,000円を計上しております。

主なものとしましては予算書78ページ、1項農業費3目農業振興費13節委託料で、地域特産品生産体制構築事業委託料として730万円、そして15節工事請負費で乾燥芋用施設整備工事費370万円をそれぞれ計上しております。これはまち・ひと・しごと総合戦略に関連するものでありまして、小倉乾燥芋の安定的な供給を目指し、生産や販路拡大についての調査検討を行うほか、原料芋の貯蔵庫設備の整備を予定しているものとなっております。

なお、財源としましては、国庫支出金である地方創生推進交付金550万円を見込んでおります。

次に、予算書81ページ6目地籍調査費13節委託料では、地籍調査業務委託料に2,456万円、復元測量業務委託料として650万2,000円などを計上しており、平成30年度には、南下Ⅳ地区の着手、南下Ⅲ地区の成果作成、南下Ⅱ地区の登記などが予定されております。

予算書82ページの8目農業集落排水事業費28節繰出金では、農業集落排水事業特別会計繰出金1億2,267万7,000円を計上しております。

続いて、予算書83ページ2項林業費2目林業振興費15節工事請負費では、県道前橋伊香保線と上野原南部を結ぶ（仮称）林道栗籠・井堤線新設事業費などとして、県単林道改良工事に2,360万円、17節公有財産購入費では県単林道改良工事用地買収費として575万円を計上しております。

続いて、7款商工費については、対前年比0.2%減、金額にして7万6,000円減の3,316万5,000円を計上しております。

主なものは、予算書85ページ1項商工費1目商工総務費19節負担金補助及び交付金で、商工会振興事業補助金575万円、住宅リフォーム促進事業補助金300万円、中小企業制度利子補給金411万1,000円をそれぞれ計上しております。

続いて予算書86ページからの8款土木費では、対前年比4.9%減、金額にして4,253万9,000円減の8億2,783万円を計上しております。

主なものとしましては、予算書87ページ2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費19節負担金補助及び交付金で、榛東村が施工する大榛橋かけかえ事業負担金が553万2,000円、同じく榛東村施工で平成30年度に設計積算業務が予定されている滝沢大橋補修事業負担金425万1,000円を計上しております。

予算書88ページ、2目道路維持費15節工事請負費の道路維持補修工事費として4,840万円、89ページの3目道路新設改良費19節負担金補助及び交付金では、小倉工業団地北側に予定されている渋川吉岡連携道路に関する渋川市への負担金として1,072万7,000円を計上しております。

5目橋梁維持費15節工事請負費では、3橋の補修を含む橋梁維持補修工事として5,000万円を計上しております。なお、橋梁長寿命化修繕事業の財源としましては、国庫支出金である社会資本整備総合交付金3,575万円を見込んでおります。

次に、予算書91ページ、4項都市計画費2目都市施設費では、南下城山防災公園整備事業として、13節委託料の設計積算・施工管理業務で1,500万円、92ページの15節工事請負費で2億2,000万円などを計上しております。南下城山防災公園は平成30年度中の完成を予定しており、財源としましては国庫補助金1億1,299万6,000円と、交付税措置のある起債である緊急防災・減災事業債1億2,200万円を見込んでおります。

また、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業では13節委託料で1,800万円、15節工事請負費2,000万円、17節公有財産購入費で用地買収費900万円、19節負担金補助及び交付金で事業負担金936万3,000円、22節補償補填及び賠償金で補償費5,560万円などを計上しており、本事業における財源としましては国庫補助金5,313万円と、前橋市からの負担金3,714万円を見込んでおります。

予算書92ページ、3目下水道費28節繰出金では、公共下水道事業特別会計繰出金として1億6,767万円を計上しております。

予算書93ページ、5項住宅費1目住宅管理費13節委託料では、老朽化した町営住宅下野田団地の解体工事設計管理業務委託料として100万円、15節工事請負費では下野田団地の解体工事費として700万円、合計で800万円を計上しており、事業の財源には、公共施設等適正管理推進事業債720万円を見込んでおります。

2目住宅対策費では、13節委託料で現在策定中の吉岡町空家等対策計画に基づき実施される空家等対策支援業務委託料として273万円、19節負担金補助及び交付金では、空家の除却費用の一部を補助する空家等対策支援事業補助金として150万円などを計上しております。

続いて、予算書94ページからの9款消防費は、前年比5.2%増、金額にして2,0

28万6,000円増の4億1,015万1,000円を計上いたしました。

主なものとしましては、1目非常勤消防費13節委託料で、消防団各事業委託料に583万5,000円、19節負担金補助及び交付金で、団員が消防自動車を運転できるようにするための消防団員自動車運転免許取得費補助金として194万円、3目水防費では、13節委託料で防災体制の一層の強化を目指すためのハザードマップ作成業務に270万円を計上しております。

また、96ページ、5目無線放送施設設置事業費では、13節委託料で防災無線デジタル化設置工事監理委託料286万2,000円、15節工事請負費では設置工事として7,159万6,000円を計上しており、平成30年度は平成29年度に引き続き子局設置が主となる予定です。

なお、本事業の財源は国庫補助金4,840万7,000円と、交付税措置のある起債である緊急防災・減災事業債2,600万円を見込んでおります。

同じく5目15節工事請負費で、全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機設置工事に432万円を計上しており、本事業の財源については防災無線デジタル化事業と同様、緊急防災・減災事業債430万円を見込んでおります。

続いて、予算書96ページからの10款教育費では、前年比0.6%増、金額にして435万7,000円増の7億421万1,000円を計上いたしました。

主なものは、予算書100ページ、1項教育総務費2目事務局費28節繰出金で、学校給食の充実を図るための食材費助成として学校給食事業特別会計への繰出金500万円、106ページ、2項小学校費2目教育振興費28節繰出金で、学校給食費に対する保護者負担の軽減を図ることを目的として、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助するもので、明治小学校分繰出金654万2,000円、駒寄小学校分繰出金843万4,000円、合計1,497万6,000円の繰出金を計上しております。

なお、少し飛びますが、予算書110ページ、3項中学校費2目教育振興費28節繰出金では、吉岡中学校分繰出金として708万6,000円が計上されており、3校合計では2,206万2,000円となっております。

少し戻りまして、予算書106ページ、2項小学校費3目学校建設費では、狭小化してきた駒寄小学校体育館改築工事関連事業として、13節委託料で設計業務委託費3,742万7,000円、解体工事設計業務委託費226万8,000円、17節公有財産購入費では駒寄小学校体育館用地買収費として632万円、22節補償補填及び賠償金として建物補償費300万円などを計上しております。

なお、本事業の財源としましては、財政調整基金からの繰入金1,090万7,000円と教育文化振興基金からの繰入金3,969万5,000円の充当を見込んでおります。

同じく3目13節委託料で、明治小学校の教職員数の増加に伴い面積が不足してきた明治小学校職員室改修工事管理業務委託費として183万6,000円、15節工事請負費では改修工事として2,407万4,000円を計上しており、本事業の財源としましては、50%交付税措置のある起債である学校教育施設等整備事業債1,940万円を見込んでいます。

3項中学校費1目学校管理費7節賃金では、部活動の技術指導や大会への引率等を行う部活動指導員賃金として120万円を計上しております。

予算書110ページ、3項中学校費3目学校建設費15節工事請負費では、吉岡中学校校舎増築工事設計業務委託費として1,376万円を計上しております。これは平成32年度以降に予想される教室不足の解消を図るためのものであり、財源といたしましては、財政調整基金からの繰入金1,376万円を予定しております。

続いて、予算書の112ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費13節委託料では、通算6回目となる大樹町との子ども交流事業関連業務委託料として281万9,000円を計上しております。

予算書120ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費15節工事請負費では、老朽化し利用されていない町民プールの解体工事費として1,900万8,000円を計上しており、事業の財源としましては、公共施設等適正管理推進事業債860万円を見込んでおります。

続いて予算書122ページ、6項1目給食センター費13節委託料では、給食センターの調理業務等委託料で5,000万4,000円などを計上しております。

続いて、予算書125ページ、12款公債費は、平成29年度に実施した平成21年・平成22年度分の臨時財政対策債の繰上償還や平成9年度の臨時税収補填債の償還終了などにより、前年比14.4%減、金額にして8,316万4,000円減の4億9,323万2,000円を計上いたしました。

次に、予算書128ページから135ページまでは給与費明細書、136ページは債務負担行為で、平成31年度以降にわたるものについての平成29年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成30年度以降の支出予定額等に関する調書、137ページは地方債の平成28年度末における現在高並びに平成29年度末及び平成30年度末における現在高の見込みに関する調書となっております。

また、説明資料53ページと54ページには、渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載しております。広域組合負担金の全体の伸び率は対前年比4.3%の増、金額にして1億1,249万2,000円の増で、合計が27億841万1,000円となっています。吉岡町の負担金につきましては、人口増加により負担割合がふえたことから、

対前年比5.0%の増、金額にして2,335万5,000円の増で4億8,918万2,000円となっております。吉岡町の負担割合は、平成29年度が17.9%、平成30年度は18.1%となっております。

本予算は、町長説明にもありましたとおり、健全な財政運営を図るため、地方債の状況や各種基金の残高等に十分配慮しながら編成したのもでもあります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第24号は、吉岡町議会会議規則第37条第1項の規定によって、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第3、議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,145万6,000円としたいもので、前年度と比較しますと438万8,000円の増額となります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

146ページをごらんください。

歳入1款給食費納入金、本年度予算額9,411万2,000円。内訳は、現年度分の小中学校教職員給食費、給食センター職員等給食費、児童生徒給食費と過年度分給食費で合計で9,411万2,000円となるものです。前年度と比較しまして37万1,000

0円の減額となっております。37万1,000円の減の主な要因は、児童生徒の給食費の減を見込んでおります。

続きまして2款繰入金、本年度予算額2,705万9,000円は一般会計からの繰入金で、内訳は給食費助成分繰入金と給食費補助分繰入金の合計で2,705万9,000円となります。前年度と比較しますと、485万4,000円の増額となります。485万4,000円増の主な要因は、新規に給食用食材費助成分繰入金500万円を見込んでいるためです。給食費補助分繰入金は、14万6,000円の減額です。人数については14人の減です。

3款繰越金、本年度予算額20万円は平成29年度の繰越見込み額で、前年度対比で10万円の減額を見込んでおります。

4款諸収入は雑入で、主に給食の試食代金等で8万5,000円を見込んでおります。歳入合計1億2,145万6,000円となります。

続きまして歳出です。148ページをごらんください。

1款学校給食費、本年度予算額1億2,145万6,000円。内訳は原材料費の給食用材料費1億2,140万6,000円と公課費の消費税5万円で、合計で1億2,145万6,000円となります。前年度と比較しまして438万8,000円の増額を見込んでおります。

438万8,000円増の要因は、全額が給食用食材料費の増額によるものです。これは、歳入の食材費助成分繰入金の皆増によるものです。また、食材料費1億2,140万6,000円の内訳ですが、従前の食材費1億1,640万6,000円と新規に学校給食の充実を図るための食材費等で500万円を予定しております。

歳出合計で1億2,145万6,000円となり、歳入歳出それぞれ1億2,145万6,000円の同額となります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4 議案第26号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第4、議案第26号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,863万5,000円と定めたものです。

この予算は、前年度比106.26%、金額で2,526万4,000円の増額予算であります。

歳入予算の主な内容は、国庫補助金及び下水道事業債の増額を見込んでおります。

また、歳出予算の主な内容は、下水道費において、大久保及び駒寄地区の公共下水道区域拡大に伴う建設費、公共下水道工事の増額などがございます。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、補足説明をさせていただきます。

予算書151ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の総額を4億2,863万5,000円にお願いするものです。

第2条地方債については、歳入予算事項説明の中で説明をさせていただきます。

第3条一時借入金は、借り入れの最高額を1億4,500万円に定めるものです。

157ページをお願いいたします。事項別明細書により、歳入より説明をさせていただきます。

第1款分担金及び負担金356万9,000円、1目受益者負担金については、個人や民間の宅地開発などが対象となるものです。現年度の一括納付は284万円で、面積8,000平方メートルを見込んでおります。分割納付は、5年分割の方24名、43万8,000円を見込んでおります。

第2款1項1目下水道使用料1億904万4,000円、現年度分の使用料は実績を基準に1カ月当たり使用者3,185戸で、1億854万4,000円を見込んでおります。また、滞納繰越分については前年同額でございます。

第3款1項1目下水道費国庫補助金3,920万円、社会資本整備総合交付金になります。交付対象の事業内容は、公共下水道の区域拡大に伴う管渠工事実施設計委託料、区域拡大に伴う工事費及び舗装本復旧工事費などの予定額7,855万9,000円の補助率

2分の1の金額となっております。

第4款1項1目下水道費県補助金320万円、単独工事費6,438万4,000円に
対しての県費補助率5%の金額を計上しております。

158ページをお願いいたします。

第5款1項1目繰入金1億6,767万円、一般会計からの繰入金をお願いするもので
す。

第7款2項1目雑入305万円、主に確定申告に伴う平成29年度分の消費税還付30
0万円を予定しております。

159ページをごらんください。

第8款1項1目下水道事業債1億260万円、平成30年度の予定内容ですが、説明は
第2条の地方債も兼ねさせていただきます。公共下水道・補助分の事業債3,540万円、
単独分の事業債5,790万円。流域下水道・補助分の事業債660万円、単独分の事業
債80万円。地方公営企業法適用に係る事業債190万円となります。

154ページをごらんいただきますと、第2表・地方債の明細がございます。この表の
合計1億260万円が起債の詳細内容となっております。

160ページをごらんください。

歳出について説明をさせていただきます。

第1款1項1目総務管理費2,025万9,000円。公共下水道の事務経費となって
おりますが、主なものでは、13節委託料で平成29年度に引き続き公営企業法の適用業
務委託などを行う予定です。

161ページをごらんください。

2目管渠管理費6,606万2,000円、前年比351万7,000円の増。主な予
算では、下水道管の不明水に対応するもので、13節委託料で管路調査委託料353万1,
000円や15節工事費で調査結果に基づく不明水対策工事250万円。また、19節負
補交の県央処理区維持管理負担金5,284万6,000円などが主なものとなっております。

162ページをごらんください。

3目建設費1億6,059万4,000円、主な予算では、13節委託料3,165万
6,000円、15節工事請負費1億1,128万7,000円。ともに公共下水道の区
域拡大に伴うもので、大久保道城辺玉地区の管渠工事実施設計や駒寄長坂地区の管渠工事
費などとなっております。

163ページをごらんください。

第2款1項公債費1目元金1億4,738万3,000円、2目利子3,413万6,

000円、ともに償還計画に基づく返済となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 先ほどの説明の中で、建設費、工事請負費等、大分高額になっております。大久保地区の地域拡大に伴う工事というわけですが、その地域に対してこれから説明会等を行う予定があるか、細かいそこら辺の説明をお願いします。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 実施地区への地域住民への説明会ということでございますが、これにつきましては、この議会が終わりましてから3月下旬になりますが、該当地区ということで駒寄の長坂地区、それから大久保の三津屋地区になるんですが、道城辺玉地区の一部、それから不動久保地区ということで、それぞれ住民説明会ということでお世話になってきたいということで考えております。以上でございます。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑を終了します。

ただいま議題となっている議案第26号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで、昼食休憩をとります。

再開を午後1時とします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第5 議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第5、議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保

険事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億146万8,000円、対前年度比4億6,969万7,000円減の80.2%に定めたものであります。

本年度より財政的な運営は群馬県となり、運営内容が大きく変わったことによるものであります。

第2条の一時借入金につきましては、前年同様5,000万円を最高限度額と定めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回お願いしております予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案理由のとおり群馬県が運営することとなりまして、予算の形が大きく変わったものでございます。

変わった内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきますので、179ページをお願いいたします。

歳入につきましては、第2款の国庫支出金、下段の療養給付費交付金、前期高齢者交付金は群馬県の歳入予算となり、共同事業交付金は県下での運営となりましたので、なくなりました。

第5款の県支出金は、主に歳出の第2款の保険給付費分等を賄うものでございます。

次に、180ページをお願いいたします。

歳出につきましては、第4款の共同事業拠出金は共同事業そのものがなくなり、下段の後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金は、県の予算となり、なくなりました。

第3款の国民健康保険事業費納付金は新たな項目で、各市町村の医療費や所得の状況、加入者の人数及び世帯数に応じまして、群馬県の各市町村が納付するものでございます。

主に変わった内容について、説明させていただきました。

次に、予算の内容について説明させていただきます。

181ページをお願いいたします。

歳入の第1款国民健康保険税は、全体で4億4,497万7,000円、対前年度比2,855万2,000円の減で94.0%となっております。

今年度も国保加入者が減少傾向にもあります。

次に、第2款の一部負担金は存目でございます。

182ページの第3款は、督促手数料10万円を計上させていただきました。

第4款の国庫支出金は、一部を除きほぼ廃目となります。

183ページをお願いいたします。

第5款県支出金は、全体で13億1,055万7,000円です。

主なものは、第1項第1目第1節の保険給付費等交付金普通交付金分でございます。12億6,614万4,000円で、歳出の第2款保険給付費の第1項療養諸費、第2項の高額療養費、第3項の移送費を賄っております。

第2節の保険給付費等交付金特別交付金3,963万8,000円の保険者努力支援分は、出産育児一時金や葬祭費等に係る経費分です。その他特定健診等の負担金となります。

184ページをお願いいたします。

第7款繰入金は、1億4,061万7,000円を計上させていただいております。

第1項第1目第2節の保険基盤安定繰入金の保険者支援分は、保険税軽減策による保険者への財政支援として、国が2分の1、県及び町が4分の1公費負担をして繰り入れを行うものでございます。

その他一般会計繰入金につきましては、ルール外の繰り入れですが、対前年度比7,383万8,000円減の2,560万円とさせていただきました。

保険給付費に係る費用につきましては、県の交付金で賄うことから減額を行ったものでございます。

188ページをお願いいたします。歳出に移ります。

第1款総務費では、全体で922万円でございます。対前年度比446万1,000円の減です。

190ページをお願いいたします。

第2款の保険給付費は、全体で12億7,594万9,000円、対前年度比1億2,372万2,000円の減、91.2%を計上させていただきました。

この数値につきましては、群馬県が各市町村の平成27年度から平成29年度の医療費分をもとに、保険給付費等交付金を算出した額を計上したものでございます。

193ページをお願いいたします。

第3款国民健康保険事業費納付金は、5億5,424万6,000円です。

平成27年度から平成29年度の医療費、所得水準、加入者数等をもとにしまして群馬県が算出し、平成30年度の納付金として求められたものであり、町は国保税と公費負担の基盤安定繰入金等で納めるものでございます。

195ページをお願いいたします。

第5款保健事業費、2,132万2,000円を計上いたしました。

なお、特定健診は、集団及び個別健診で合わせて1,450人を見込んでおるところでございます。

196ページをお願いいたします。

第6款基金積立金、197ページの第7款公債費については、存目でございます。

第8款諸支出金につきましては、昨年度と同額を計上させていただきました。

198ページをお願いいたします。

9款予備費につきましては、3,798万3,000円を計上させていただきました。

以上、主な説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第6、議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,841万9,000円と定めたものであります。

この予算につきましては、前年度比96.19%、金額で627万9,000円の減額予算であります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。209ページをごらんください。

歳入より説明させていただきます。

歳入第1款1項1目分担金290万円、前年と同額になります。これは宅地など農地転用見込み分の分担金を29万円で10戸分ということで計上しております。

第2款1項1目使用料3,062万6,000円。このうち、使用料現年度分3,047万6,000円ですが、この使用料は上野田地区・北下南下地区・小倉地区の合計969戸の年間使用料を見込んだものでございます。また、滞納繰越分15万円は、前年同額となっております。

第3款1項1目繰入金1億2,267万7,000円、一般会計からの繰入金をお願いするものです。

第4款1項1目繰越金、前年同額。

210ページをごらんください。

第5款1項1目諸収入21万6,000円。

第6款1項1目町債190万円。これは、地方公営企業法適用に向けての業務委託に係る事業債となっております。

次に、211ページの歳出をごらんください。

第1款1項1目総務管理費3,058万4,000円。農業集落排水事業の事務経費となっておりますが、主な予算では、本年度に引き続き13節委託料で公営企業法適用に向けた業務委託191万7,000円などとなっております。

212ページをごらんください。

第2目施設管理費3,462万9,000円、前年比で595万4,000円の減額となっております。主な減額要因としては、資源循環処理施設に係る予算で、11節需用費で消臭剤購入費や、13節委託料で施設運転管理業務委託料などの減額となっております。

213ページをごらんください。

第2款1項1目公債費元金7,052万円。2目公債費利子2,258万6,000円。これにつきましては、償還計画による返済となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第28号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第7 議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議 長（馬場周二君） 日程第7、議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ382万3,000円と定めたものがあります。

詳細につきましては町民生活課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

予算書225ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ382万3,000円と定めるものでございます。この予算につきましては、貸付事業自体が終了し、現在では償還のみの事業となっております。

それでは、228ページの歳入歳出予算事項別明細書の歳入をごらんください。

第1款貸付事業収入、本年度予算額375万7,000円、対前年度比3万2,000円の増額となっております。このことにつきましては、次の230ページをごらんください。貸付金元金及び利子の現年度分については14万5,000円の減額になっておりますが、過年度分の元金、利子につきましては、17万4,000円の増額となりますので、差し引き3万2,000円の増額となるものでございます。

戻っていただいて、229ページの歳出をごらんください。

第2款公債費、本年度予算63万円、対前年度比1,000円の減額、これは償還金の減によるものでございます。

次に第3款諸支出金、本年度予算額310万円、対前年度比3万3,000円の増額となります。これは一般会計操出金の増額とするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第29号は、総務常任委員会に付託します。

日程第8 議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第8、議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4,835万9,000円、対前年度比1,762万8,000円減の98.8%に定めたものであります。

介護保険事業は、第6期計画が終了し、平成30年度から第7期の介護保険事業計画が始まる年度となります。

第1号被保険者介護保険料につきましては、介護保険条例で説明したとおり、第6期の保険給付費等が低調であったため、第7期の保険料は第6期と同額としました。

歳出の保険給付費と地域支援事業費を合わせて、0.7%の減額であります。

詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。242ページをお願いいたします。

歳入の第1款保険料につきましては、3億4,408万3,000円、対前年度比1,435万4,000円の増。104.4%を計上させていただきました。

第2款国庫支出金は、全体で3億366万8,000円、対前年度比890万3,000円の減。97.2%を計上しております。

243ページをお願いいたします。

第3款支払基金交付金は、給付費等の28%相当、3億9,002万6,000円、対前年度比326万1,000円の減。99.2%を計上させていただいております。

第4款県支出金は、全体で2億547万5,000円、対前年度比128万円の減でござ

ございます。99.4%を計上しております。

次に244ページ、第6款繰入金は、2億510万1,000円、対前年度比1,853万8,000円の減。91.7%を計上させていただきました。

内容につきましては、第1項第1目の介護給付費繰入金は、介護給付費の12.5%、1億6,918万2,000円、245ページの第2目の地域支援事業繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業分の493万8,000円で、事業費の19.5%、第3目の地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分の590万3,000円、事業費の12.5%を計上させていただきました。

第4目の低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階対象者の保険料0.05倍の3,600円を軽減措置公費負担としまして500人分を計上させていただきました。

第5目の一般事務費繰入金につきましては、2,327万7,000円を計上させていただきました。

247ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

第1款総務費は、1,827万7,000円、対前年度比525万8,000円の減でございます。

減額分といたしましては、第7期の事業計画委託料分が主なものでございます。

249ページをお願いいたします。

第2款保険給付費は、歳出予算全体の93.4%を占める予算となっております。総額で13億5,345万円、対前年度比1,145万3,000円の減。99.2%を計上させていただきました。

内訳といたしましては、第1項第1目の居宅介護サービス給付費、第3目の地域密着型介護サービス給付費、第5目の施設サービス給付費で、給付費の88.1%を占めております。

253ページ、第6項第1目の特定入所者介護サービス費は、施設入所者の居住費及び食費分となっております。

254ページをお願いいたします。

第4款地域支援事業費は、6,976万7,000円、対前年度比71万8,000円の増。101%となっております。

主に、第1項第1目の包括的支援事業費の委託料で、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託料、255ページの第2項第1目の介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業による介護予防通所介護及び介護予防訪問介護給付費となっております。

257ページをお願いいたします。

第6款の基金積立金を162万2,000円、257ページの第7款の予備費は500万円とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議 長（馬場周二君） 日程第9、議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,474万9,000円、対前年度比1,495万8,000円増の108.8%に定めたものがあります。

この予算については、広域連合で示されたもので作成をいたしました。町の仕事は、被保険者と広域連合の橋渡しの役割を担っております。主な業務といたしましては、保険料を徴収し連合会に納付する業務、保険証の引き渡しなどになっております。

詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回お願いしております予算につきましては、歳入歳出予算の総額は先ほど町長が提案理由を申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金につきましては、前年度同様に5,000万円を最高額と定めたものでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させ

ていただきます。

268ページをお願いいたします。

歳入の第1款保険料は1億2,991万2,000円です。対前年度比906万8,000円の増、107.5%を計上しております。

第2款の国庫支出金135万円は、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、歳出の総務費で保険料軽減特例見直しに係るシステム改修に係る補助金でございます。10分の10の補助金でございます。

第3款の繰入金につきましては4,526万4,000円です。対前年度比420万2,000円の増、110.2%を計上させていただきました。

内訳といたしまして、広域連合事務費負担金として、町の一般財源から1,062万1,000円、保険基盤安定繰入金として3,464万2,000円です。県から一般会計へ県負担分の4分の3が負担金として入りまして、これに町負担分の4分の1を足して、一般会計から繰り入れるものでございます。

269ページをお願いいたします。

第4款の繰越金は、23万4,000円を計上させていただきました。

第5款の諸収入は、全体で798万9,000円を計上しております。

主なものは、特定健康診査の受託事業収入として計上しているものでございます。

271ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

第1款の総務費は、1億120万1,000円を計上させていただきました。主な歳出としましては、保険料の徴収等に係る電算処理の委託料、健康診査の委託料、人間ドックの補助金でございます。

272ページをお願いいたします。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、1億7,304万2,000円です。対前年度比1,382万2,000円の増、108.7%を計上しております。

内訳としましては、広域連合事務費負担金864万5,000円、保険料等負担金1億2,975万5,000円でございます。それと保険基盤安定負担金3,464万2,000円です。

273ページをお願いいたします。

第4款の予備費は、40万円を計上させていただきました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算

議長（馬場周二君） 日程第10、議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量ですが、給水戸数が7,464戸、年間総給水量が244万立方メートル、1日平均給水量については6,684立方メートルを見込んでおります。

次に、主な建設改良事業であります、平成29年度と同様に、防衛省所管の補助金を活用した石綿管の更新事業「老朽管布設がえ工事」を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出では、収入第1款水道事業収益4億1,923万5,000円、支出においては第1款水道事業費用4億338万1,000円で、差し引きの税込み利益1,585万4,000円を見込んでいるところでもあります。

次に、第4条資本的収入及び支出については、収入第1款は資本的収入8,214万5,000円、支出において第1款は資本的支出2億8,127万3,000円で見込んでおります。

資本的収入の不足額1億9,912万8,000円を消費税資本的収支調整額などの自己資金で補填するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、補足説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。

第2条業務の予定量についてですが、第4号主要な建設改良事業、老朽管布設がえ工事1億1,743万9,000円は、今年度に引き続き防衛省の補助金を活用し、更新延長2,679メートルの布設がえを行う予定です。これによる石綿管の解消延長は2,90

2メートルとなる予定です。

第3条収益的収入及び支出については、25ページをお願いします。

平成30年度吉岡町水道事業会計予算明細書により説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出より説明いたします。

この予算は、水道事業の経営活動の経営活動に伴い発生する収入と支出でございます。

収入については、第1款水道事業収益4億1,923万5,000円。1項営業収益3億8,140万4,000円。主なものとして、1目給水収益3億4,783万3,000円、水道使用料となります。これは前年対比100.17%、57万2,000円の増となっております。一般や大口、特別、営業用の合計7,464栓を見込んでおります。

2目その他営業収益3,357万1,000円、水道の新規加入金、材料売却費などがあります。

26ページでは、第2項営業外収益3,783万円。主なものとして、1目長期前受金戻入3,454万7,000円、水道管などの資産の財源である工事負担金・国庫補助金などを減価償却にあわせ耐用年数の期間に応じ、年度ごとに収益として計上したものであります。

2目雑収益328万3,000円、公共下水道・農業集落排水事業の検針業務負担金や放射能検査に伴う賠償請求の予定額となっております。

28ページをごらんください。

支出になりますが、第1款水道事業費用4億338万1,000円。内訳で、1項営業費用3億7,428万6,000円。主なものとして、1目で配水及び給水費1億7,454万4,000円。内容については、水道水の供給に係る人件費や各種業務委託費、配水管の漏水修理などの修繕費や県央第一水道からの受水費などの予算となっております。

31ページをごらんください。2目総係費5,093万3,000円。事業運営に係る事務経費となっており、人件費や量水器の検針委託、水道料金システムの賃借料などが主な予算となっております。

34ページをごらんいただきたいと思います。一番下の段になりますが、3目減価償却費1億4,442万3,000円。これは固定資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化し、予算計上をしたものであります。

35ページをごらんください。第2項営業外費用2,848万6,000円ですが、1目支払利息では2,514万5,000円、これは企業債の利子償還金となっております。

37ページをごらんください。資本的収入及び支出となります。

収入で第1款資本的収入8,214万5,000円。内訳となりますが、1項1目出資金3,000万円、これは一般会計からの出資を前年同額でお願いするものとなっております。

ます。2項1目工事負担金300万円。これは消火栓設置工事費負担金となっております。3項1目国庫補助金4,914万5,000円、老朽管布設がえ工事は、1億1,743万9,000円を予定していますが、このうちの補助対象事業費が9,829万1,000円で、補助対象事業費の10分の5の金額を予算計上させていただいております。

38ページの支出をごらんください。

第1款資本的支出2億8,127万3,000円。内訳です。1項建設改良費2億950万8,000円、このうち1目配水設備工事費が2億888万円となります。主には、次の39ページをごらんいただきますと、工事請負費で、1億8,405万4,000円と、工事に伴います委託料1,326万3,000円などとなっております。

40ページでは、2項企業債償還金で7,176万5,000円。元金の償還となっております。

以上が、第3条の収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出の説明となります。

続いて15ページをごらんください。

平成30年度吉岡町水道事業予定貸借対照表となります。

貸借対照表は、財務状況を明らかにするために決算時において保有する全ての資産・負債・資本を表示し、投入された資本がどのような機能を発揮し、運用されているかを示すものとなっております。

資産の部ですが、資産には1の固定資産、土地・建物・構築物・機械及び装置などのほか、2の流動資産ということで、現金預金や未収金、貯蔵品があります。

15ページ下、右の資産合計は40億628万8,303円、前年比では99.78%、884万5,661円の減となっております。増減額の内訳としては、固定資産で3,297万891円の増で、流動資産で4,181万6,552円の減となっており、固定資産への投資があらわれた状況でございます。

次に、16ページをごらんください。

負債の部になりますが、負債には3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益がございます。このうち5の繰延収益は、いわゆる債務ではなく、固定資産の減価償却に合わせて順次収益化されていく性質のものでございます。

負債の合計では22億709万7,354円で、主に企業債の元金償還により前年比97.31%、6,092万8,687円の減となっております。

続いて、資本です。6の資本金は10億3,595万2,182円で、前年対比では一般会計からの出資金3,000万円が増額をされたものでございます。7の剰余金は、平成30年度の純利益485万6,000円を含み、7億6,323万8,767円となる予定であります。資本合計は17億9,919万949円で、負債・資本の合計では資産

合計と同額の40億628万8,303円となる予定です。

以上が、平成30年度の予定貸借対照表の説明ですが、8ページには水道事業の資金繰りを示す計算書であります平成30年度の水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を添付してございます。また、24ページについては、事業活動における経営成績を示します平成30年度水道事業予定損益計算書を添付させていただいております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第32号は、産業建設常任委員会に付託します。

散 会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。大変お疲れさまでした。

午後1時47分散会

平成30年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成30年3月8日（木曜日）

議事日程 第3号

平成30年3月8日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
産業建設課長	高田栄二君	会計課長	大澤弘幸君
上下水道課長	笹沢邦男君	教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君
こども福祉室長	岸一憲君	健康づくり室長	永井勇一郎君

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議 長（馬場周二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

総務課長。

総務政策課長（小淵莊作君） 本日、福田健康福祉課長は体調により欠席ということでございますので、岸こども福祉室長と永井健康づくり室長を本会議場に入室させて本日の一般質問に当たったの答弁をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（馬場周二君） それでは、お諮りいたします。

ただいま総務課長の報告のとおり、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。それでは、入場させてください。

本日、明日の両日、一般質問を行います。

通告のあった6人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（馬場周二君） 日程第1、一般質問を行います。

7番高山武尚議員を指名します。高山議員。

〔7番 高山武尚君登壇〕

7 番（高山武尚君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

その前に、間もなく、東日本を襲った大震災、3月11日が来ますと丸7年が経過いたします。いまだ行方不明でわからない方、被災された方々にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心より申し上げまして最初の質問をさせていただきます。

まず初めに、屋内温水プール施設について質問をさせていただきます。

日本全国どこでも人口減少の現在、我が吉岡町では幸いにも人口が増加傾向にあり、人口も2万人を超え、世帯数も7,000世帯を超え、他の市町村がうらやむほどの増加の町であります。もちろん、高齢者の人口も増加傾向です。

町は現在、町民プールを廃止してからそのまま、吉岡町にはプールのない状態が5年間続いており、現在に至っております。これからも高齢化社会になっていくことは避けられません。世間では健康寿命やら平均寿命やらでテレビ、新聞紙上をにぎやかせておりま

すが、高齢者になりますと腰痛、膝痛を抱えている人が大半です。

そこで、1月29日の明治小学校の子供議会でも町民プールのことが質問に出ました。温水プールを利用したの体力アップにつながって効果がたくさんある温水プール施設の建設をお願いするものであります。泳がなくても歩くだけで筋トレになるようです。温水プールの水中運動の効果は、腰や膝に負担が少なく、安全に運動ができて、また、水温効果は代謝が上がり、カロリー消費、ダイエット効果があります。水圧効果は血液の循環がよくなり、心肺機能の増進、足のむくみの解消と、温水プールの水中運動の効果はとて面白い効果が出ているそうです。また、現在、中学生が使用するプールもありません。吉岡町の高齢者は、近隣の前橋市や渋川市の温水プール施設を利用しているようです。

そこで、町長にお尋ねいたしますが、吉岡町にも屋内温水プール施設が必要と思われる。また、医療費の削減にもなると思いますので、吉岡町の発展のためにも温水プール施設の設置を考えていただけないでしょうか、ご見解をお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

先ほどは議長のほうから、福田課長が欠席ということで2人の室長を参加させていただくということで、ありがたく思っております。精いっぱい答弁させるつもりでございます。

また、きょう、あしたと6人の方々から一般質問を受けるわけでございます。精いっぱい答弁をさせていただきます。

まず、高山議員から健康増進、医療削減のための温水プール施設の設置についてのご質問をいただきました。

町では、健康増進、医療費削減については非常に重要な課題、問題であると認識をしております。それゆえ、各部署においてもさまざまな対応施策を講じております。スポーツにおいては、体育協会やその傘下にある23の専門部、そしてまた、スポーツ推進員及びスポーツ少年団などが、スポーツの普及と発展、町民の体力の向上と健康の保持を目指して日々、活動しております。

また、よしおか健康No.1プロジェクト事業については、活動開始後5年ほど経過しておりますが、町民が中心となり、運動及び食などによる健康の維持・増進と心の安定を目的とした活動を行い、さらには、社会保障制度の安定につながる健康No.1の町を目指してそれぞれの自治会においても活発に活動しており、成果が出始めているところであると思っております。よって、私といたしましては、現時点ではその活動を見守りたいと考えております。

また、補足については、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 健康増進のための施策につきましては、町長が先ほど申し上げたとおりであります。私は、体育施設としての温水プール施設の設置についての考えを申し上げます。

現在、教育委員会が所管している既存の体育施設においては、建てかえ及び長寿命化を考え、随時修繕を行っていく中で、各施設の状況に応じた安全対策を講じつつ、再整備をすることが現在求められております。そのため、教育委員会におきましては、既存施設及び現在計画中である施設整備に傾注し、進めておりますので、財源不足も含めまして新たな施設計画までの対応ができないのが現状課題であります。それゆえ、町内外の既存の施設を広域的、有効的に利用していただき、町民の健康増進と生活の向上につなげていただきたいと考えておりますので、現時点では温水プール施設の設置は時期尚早であると考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） ただいま町長、また、教育委員会事務局長から答弁がございましたが、吉岡町も現在2万人の人口があります。やはり2万人からいる人口の町には、温水プール、このプールの施設は必要じゃないかと思えます。財政逼迫の折、重々わかっておりますけれども、これは何とか実現の方向に向かっていってほしいと思えます。

続きまして、2つ目の質問に移ります。中学生部活動休養についての質問でございます。

中学生の部活動休養についての質問です。ことしの1月17日の上毛新聞に掲載されていたのですが、「中学生の運動部活動のあり方を議論するスポーツ庁の検討会議で、平成30年1月16日、中学校の部活動について学期中は週2日以上休養日とし、1日の活動時間は平日2時間、休日3時間程度までに抑え、合理的で効果的な練習を実践することなどを柱とするガイドラインの骨子案が示された。運動部をめぐるっては、行き過ぎる練習などは課題になっている。2016年のスポーツ庁の調査では、休養日を設けていないか週1日だけの中学校は全国で7割強を占めており、教員の多忙化の大きな要因に挙げられる。同省は、部活動の教育的意義を認めつつも、数値を明確にした基準を示すことで過熱化に歯どめをかけ、教員の働き方改革にもつなげたい考えで、正式なガイドラインは17年中にまとめる。全国の教育委員会の中には、1週間の活動日の上限を定めたり特定の休養日を設けたりするなど独自の基準づくりに取り組んでいるケースもある。骨子案では、1週間で少なくとも平日1日、週末は1日以上を休養日とし、週末に大会があった場合は別の日に振り返るとした。夏休みなどには長期の休養期間を設けることも明記した。中学生の

運動部活動に関するガイドラインの骨子案のポイントとして、少なくとも平日1日、週末1日以上を計2日以上を休養日とし、活動時間は平日2時間、週末3時間に抑える。また、教育委員会や学校法人は運動部活動の方針をつくり、休養日や活動時間を設定、学校ごとで作成する。また、季節ごとに合う種目に取り組むなど、競技指向だけでなく多様な運動部を設け、設置し、多くの生徒の運動機会をつくる」。といったような、運動部活動に関するガイドラインの骨子案のポイントと記事として掲載されていました。

また、2月14日の新聞には「本県は土日休みを設定なしの38%」の記事が新聞に載っておりました。スポーツ庁での全国平均21.6%と比べて高い水準にあります。吉岡中での比率はどうでしょうか。これはどこの学校も同じだと思いますが、やはり強い選手やチームをつくるには部活動の延長時間はいたし方ないところかもしれませんが、そこで教育長にお尋ねいたしますが、参考までにお聞かせください。

吉岡中学校では、平日の部活動の時間と休日は何時間ぐらいの部活動を行っておられるのでしょうか。また、先ほど申し上げたガイドラインの骨子案の作成の検討もお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、ただいま高山議員から中学校の部活動時間と部活動のガイドラインの作成などにつきましてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

吉岡中学校の部活動につきましては、夏時間と冬時間がございます。3月から10月までが夏時間で、原則としまして終了の時間は午後6時までとなっております。ただ、部活動の顧問の指導のもとで30分までは延長が可能ということにしております。開始の時間につきましては、授業の関係上、15時または16時からということになっております。また、冬時間は11月から翌年の2月までとなっております。終わりは午後5時30分までとしています。延長につきましては、夏時間と同様に30分までということになっております。それから、土日等につきましては、午前中、または午後の3時間程度を基本ということにしております。

それから、もう一点、部活動のガイドラインについてのご質問でございますけれども、ご質問の中にもございましたけれども、スポーツ庁が本年3月末までに運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定するとしておりまして、県教育委員会も、部活動に係る方針を同じく3月までに策定するということになっておりますので、国・県の指示あるいは方針に従いまして町も策定をしたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（馬場周二君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番（高山武尚君） やはり強い選手、チームをつくるためには多少の延長時間は本当に仕方ないところだと思いますけれども、やはり中学生もある程度休養期間を入れればまたそこで気分一新、またあしたから頑張ろうという気持ちになるかと思えますから、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。シニアカーの安全走行対策ということで質問をさせていただきます。

今、世の中はまさに高齢化社会時代で、吉岡町地域医療システム（日本医師会）の2015年の統計では、65歳以上の高齢化率は21.9%となっています。高齢者の中でも最近、シニアカーで一般道路を走行している姿を見かけます。それも、ほとんどの人が左側をよろよろしながら通行しているのを見かけます。シニアカーは歩行者扱いとルール上なっております。走行の際は歩行者としての扱いですので、歩道はもちろん通行できます。歩道のない道路は、路側帯の右側通行となります。現在、75歳以上の運転免許証の自主返納者がふえていく方向に向かっています。それとともに、シニアカーの利用者も年々増加するのではないかと思います。

これは提案ですが、老人会や自治会や健康No.1プロジェクトの活動をする際に、利用者ばかりではなくシニアカーに乗らない人もルールや説明を受けたり、シニアカーの講習で理解を深めていく必要があるかと思えます。

そこで、町長にお尋ねいたしますが、町では現在、どのくらいの方がシニアカーを利用されているのでしょうか。また、その人たちの講習や説明会などは行われているのでしょうか。また、これは大変な問題だと思いますが、シニアカー専用道路の整備を考えていただけないでしょうか、お聞かせください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 高山議員から、電動シニアカート利用者は何人ぐらいかということでご質問をいただきました。

ご質問いただきました電動シニアカートの利用者の人数につきましては、町では現在、把握はしておりません。また、電動シニアカートの専用道路につきましては、動向を見て検討したいと考えております。

どういったいわゆるルール説明をしているかということでございます。町では現在、高齢者に対する運転免許証の自主返納を推進していて、自主返納者は年々増加傾向にありますので、今後、移動手段として電動シニアカートを利用される方もふえるかと思えますので、ご質問の電動シニアカートの利用者等に対する説明や講習会ですが、町では老人会

などで交通安全の講習会等を警察や関係団体の協力により実施していますので、その際に電動シニアカーの利用に関するルール説明等ができるように検討したいと思っております。

議長（馬場周二君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） このシニアカーに乗る方は、ほとんどの人は後期高齢者以上の人だと思いますけれども、また、走行の際に、舗装のぐあいが悪いとかそういう相談があったら、すぐに舗装のほうの整備とかそういうものをお願いしたいと思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。河川敷サッカー場の芝の修復をとということで質問をさせていただきます。

吉岡町には、全国でもサッカーを愛する人がうらやむほどの天然芝の公認グラウンドサイズと変わらぬサッカー場（コート）が、河川敷の中央にあります。また、全国高校サッカー選手権では、前橋育英高校の全国優勝で群馬県のサッカーレベルを全国にその名をとどろかせました。河川敷にあるサッカー場は、小学生から中学生、高校生、一般の方までの試合会場となっており、また、最近是他県からの練習試合も多いと聞いております。

昨年の秋、中学生のサッカーの試合を見に行ったときに応援に来ていた保護者の人たちが、コートは天然芝でよいのですが、芝が剥がれて穴があいているところがたくさんあってけがが心配なんですとおっしゃっていました。その後、帰りにサイクリングロード上からコートを見下ろしたら、なるほどコートは虫食いだらけの状態であることがわかりました。

そこで、お聞きしたいのは、グラウンドの利用スケジュールも毎日が使用で埋まっていると思いますが、思い切ったある期間を使用を中止して、芝の修復と、安全面からも修繕したらと思いますが、ご返答をお願いいたします。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） 河川敷公園のサッカー場の芝の修復につきまして、ご質問をいただいておりますのでお答えをさせていただきます。

ご質問をいただきましたサッカー場は、町の条例上では河川敷公園の一角に多目的広場として設置をされておるものでございます。この多目的広場には全面に芝が張られているということもございまして、サッカーを主体に大勢の皆さんにご利用をいただいております。サッカーという競技の特性から、センターサークル付近が集中的に利用されているということもあるため、この付近の芝の傷みが大変激しくなっているということは議員ご指摘のとおりでございます。夏・冬を問わず年間を通して利用されておりました、ちなみに、

一昨年になりますけれども、年間の利用回数は延べで519回といった状況でございました。芝の養生あるいは育成に当たる時間、期間といえますか、それが全くないといった状況でございました。

最近、特に、芝のみならずグラウンド面の傷みも激しく、事故やけがの心配もございまして、来年度、新年度の予算に部分的にはなりますけれども、補修工事を計上をさせていただいております。新年度早々に補修工事に着手しまして、また、できる限り芝の養生期間もとればというふうに思っております。そこで安全にサッカーなどのスポーツ活動ができるよう努めてまいりたいというふうに思っております。工事期間中、さらに芝の養生期間中は利用制限をするということになりますので、町体育協会や主に利用している学校、あるいは団体等にあらかじめ周知を図りまして協力要請をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） ぜひその方向で進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。町民グラウンドに押し寄せる水対策をということで質問をさせていただきます。

現在、町には野外運動施設が緑地公園運動施設、八幡山運動公園施設、町民グラウンド施設と、3カ所そろってのよい施設がありますが、その中の町民グラウンドですが、近年、地球の温暖化が進み、爆弾低気圧だのゲリラ豪雨、雷、激しく強い雨が大量に降って、長時間降り続きますと雨、土砂がグラウンドの西側から一気に東側の低い土地のほうに流れ込み、水がグラウンド目がけて直撃です。流れ込まない水は側溝に入り、側溝の幅いっぱい水量でそのまま上越線の線路に落ち込みます。グラウンドに流れ込んだ水はあっという間にたまり、一面が湖のようになります。四、五日は水が引けるまで使用できません。

そこで、町長にお尋ねいたしますが、グラウンドに水が落ち込まないように、太目の排水管パイプを利用し駒寄小学校前の駒寄川に排水管をつなぎ込めば、大分グラウンドにたまる水量は違ってくると思うのですがいかがでしょうか。ご返答をお願いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 5番目の質問といたしまして、町民グラウンドに押し寄せる水対策ということでご質問をいただきました。

近年、初夏から秋にかけて、全国各地で集中豪雨による被害が相次いで発生をしております。昨年も大分県では甚大な被害が発生してしまいましたが、関東近県でも毎年のよう

に局地的な豪雨による被害が発生しております。

議員ご指摘の町民グラウンドへの雨水の流入についてですが、局地的豪雨によるもののほか、周辺地域の急速な宅地化により、現在設置してある側溝の想定する容量規模以上の雨水が押し寄せていることも原因として考えられております。そのような要素を踏まえ、雨水対策に対する検討を開始することが重要であると認識しております。

町民グラウンドの状況改善、詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 町民グラウンドに流れ込む水の問題につきましては、町にとっても大きな課題の1つでございます。駒寄小学校前の駒寄川まで排水管をつなぐということについてですが、そのためには、町道の地中に排水管を埋設していくことかと存じます。この排水管の設置には莫大な費用が見込まれまして、国や県の支援をお願いしなければならず、さらに、地質調査、詳細な計画設計、河川管理者である群馬県を含む関係機関との協議などが必要になります。現時点では実現性が低いかと考えております。

しかし、町民グラウンドの現在の状況について、何らかの水対策をしなければならないということは認識しておるところでございます。対策の一例といたしまして、グラウンドの隅の一部に水を集めて浸透させることができれば、グラウンド一面に水が入り込んでしまう事態を避けられる可能性があるのではないかと。あるいは、現在アスファルト舗装をされている駐車場から直接的に水が流れ込んでしまう状況がありますが、それを駐車場の端のところに水の流入を一時的にとめるアスカーブの設置なども有効であると考えておるところでございます。今後、町内関係課・室で協議を進めながら検討を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） 毎回毎回、この集中豪雨のたびに町民グラウンドは、集中豪雨があつたら二、三日は必ず使えなくなりますので、その辺のところをよく考えてもらって、今の答弁のような方向に進めていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、6番目に、駒寄住民センター出入口前の道路の安全確保対策をということで質問をいたします。この質問は以前にも1回いたしました。再度質問をさせていただきます。

駒寄小学校信号周辺の学童への送り迎え出入口と、認知カフェロバロバと、駒寄住民センターへ出入りをするときの道路がカーブしており、視界が悪く、事故への危険度が高いのでとても心配しております。現状では、学童、住民センターから出るときは、正面に大きなカーブミラーが設置済みですが、鏡に映る映像は、その先に信号があるために車と

まっているのか動いて向かってくるのか判断に苦しみ、なかなか発進できません。夕方の5時から6時半までは、学童の迎える車で駐車場は車でいっぱいです。そんなときに地域の人たちが住民センターに用があっても、住民センターの駐車場に入れません。ただ、感じているのは、道路沿いに金網にフェンスが張りめぐってありますが、左右のフェンスがなければ少しは見通しがよいのですが、学童があるのと、子供たちの出入りが頻繁にあるので、フェンスの撤去は無理かと思います。

そこで、お聞きしたいのですが、これは毎回毎回聞きますが、何かよい解決策があるようでしたら考えていただきたいと思いますが、ご返答をお願いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

具体的な構想案を聞かせてくださいということでございます。この質問については、前もいただいたというように私も認識はしております。駒寄住民センター出入口の道路の安全対策については、十分に対応していかなければならないと私も考えております。

具体的な対応策につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 駒寄住民センター出入口前の道路の安全対策についてですが、まず、議員のおっしゃるとおり、正面に大きなカーブミラーを設置しています。ミラーの大きさにつきましては、今現在、適正であると認識しております。大きさが大きくなっても、見える状況は余り変わらないとの関係者の話もあり、その状態になっております。また、必要以上に大きくするとカーブミラーが障害となりますので、現状の状態となっております。また、出入口付近の道路につきましては、安全対策として、その前を通過する車が速度を落とすように道路にタップラインを施しております。また、道路は小学校の前でもありますので、「学童注意」の路面標示等も行い、そこが危険な箇所なのでスピードを落とすような対策をとっておるところでございます。

今、話したとおり、今時点、できる限りの安全対策をとっている状況ではありますが、今後もよい解決案等につきまして関係機関と協議をして、できる限りの安全対策に努めていきたいとは考えているところでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） また安全対策を考えて、よい対策案があったらまたぜひ実行させていただきたい。また、連絡をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、7番目に、認知カフェロボバについて質問をいたします。

町の認知カフェロボバが、当初予定をしていたときよりも少しおくれてオープンを行いました。なかなかの盛況で、開店日は常に満員状態で非常に喜ばしいことです。いつも行っている人たちの声を聞いてみたところ、皆、懐かしい歌を歌ったり、それも誰もが知っているような歌詞を用意してあって配布され、皆が一体となってまるで歌声喫茶のような場となり、また、皆がおしゃべりしている間に次の遊びを用意して下さったり、スタッフの人たちには本当に感謝ですとのこと。何時間いても飽きないときを過ごすことができ、また参加したいと思うほどのようです。

そこで、提案といたしますか、お願いといたしますか、週1回の午前10時から12時までの時間を午後にも時間を設けていただければよいかと思います。なぜならば、席がいっぱいになってきますと、もう席を立たなければと帰る人が続出するからだと思います。もしくは、週1回を2回にふやすとか考えてほしいそうです。

また、建築中にロボバの外装の色を見た多くの人たちが、暗いね、まるで葬儀屋のようとか、もっとほかの明るい色にすればよかったのにという声が聞かれます。どのような経緯であるような暗い色になったのでしょうか、お聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 最後の質問で、認知症カフェロボバについてご質問をいただきました。

吉岡町地域福祉交流施設については、11月に完成し、12月から本格運用をされました。毎週木曜日の午前中に認知症カフェとして開催をしています。認知症カフェについては、議員ご指摘のとおり盛況であります。12月から3月1日までの11回開催をし、延べ466人、平均42.3人の参加がありました。また、ボランティアさんについては延べ63人、平均して5人から7人の方が協力をしてくださいました。

議員ご質問の午後も時間を設けていただければということですが、現在、明治地区の北群渋川農協の施設を借りて運営している認知症カフェと地域福祉交流施設の2カ所で認知症カフェを開催しておりますが、認知症カフェの運営側の担い手であるボランティアの絶対数が不足をしており、今以上の回数の開催というのが難しいところだと思っております。駒寄地区の地域福祉交流施設設置の目的であるボランティアの育成について、認知症カフェの運営をしながらボランティアの育成をしているところでもあります。今以上にボランティアの育成ができれば認知症カフェの開催時間や場所などをふやすことが可能かと思っておりますが、現状では育成期間というところで時間の延長は難しいかと考えております。

また、外装の色については、もともとあった民家を改修するというので、もとの柱やふすま等を利用し、内外の外装ともに古民家風ということで現在の色となったということ

で聞いております。

議長（馬場周二君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） わかりました。スタッフ、ボランティアの方の手が足りるようで大勢集まったら、そのときはまた考えたいと思います。

私の用意した質問事項は以上で全部終了しますが、時間が早かったですけれども、これにて一般質問を終わりにします。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、7番高山武尚議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時09分休憩

午前10時50分再開

議長（馬場周二君） 会議を再開いたします。

議長（馬場周二君） 5番柴崎徳一郎議員を指名します。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5番（柴崎徳一郎君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

まずは、3日後、東日本大震災から7年目を迎えますが、東北被災地の確かな復興への歩みを忘れることなく見守り続けたいと思います。ことしも、大槌菜の花プロジェクト、希望の花にエールを送ります。

では、質問に入ります。1番、障害者差別解消に向けて。

①聴覚障害をお持ちの皆さんへの配慮の提供は。

町が率先して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、積極的に障害者差別の解消への理解と対応力を高め、邁進されていることに敬意を表します。そんな中、吉岡町内には50人を超える身体障害者手帳を受けている聴覚に障害をお持ちの方々がいらっしゃいます。町内の聴覚に障害をお持ちの皆さん方に、合理的配慮の提供を具体的な形でお示しいただくことはできないでしょうか。

平成25年度、鳥取県がスタートを切り、平成27年度、いち早く群馬県が手話言語条例の制定をすると、即その年に前橋市が、翌28年度には中之条町が、そして、29年4月に渋川市、みどり市と続き、大泉町、桐生市、高崎市、館林市が、さらに6月伊勢崎市、9月安中市、年が明けてこの1月太田市と、成立、施行がとどまることなく、県内で手話言語条例の制定に向けて動きが加速しております。今、全国の地方自治体において次々と手話言語条例が成立、施行されております。加えて、今現在も成立、施行しようと準備し

ている現状が後を絶たないと言います。手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び普及並びに手話の使いやすい環境を整備するため、手話に関する基本理念を定め、心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする手話言語条例。先ほどの渋川市では、平成28年12月、市議会に条例提案し、可決され、昨年平成29年4月1日に施行されました。議会サイドの発議ではなく、執行側からの条例提案と伺います。

町は、渋川市、榛東村と一緒に障害者差別解消支援地域協議会を県内に率先して立ち上げ、渋川保健福祉事務所を拠点とする障害者に関する各種諸事業、相談事業や地域包括支援事業などなど、多くの諸事業で広域連携で協議検討、事業展開を進めてこられているのに、この手話言語条例の進め方等については、渋川市さんとの事前・事後等において協議、話し合いなどはなぜなされなかったのでしょうか。経緯についてお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 柴崎議員からご質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

ご質問の手話言語条例については、県内の多くの市レベルにおいて制定していることは認識をしております。手話言語条例は、手話への理解及び普及並びに手話を使いやすい環境を整備することを目的として定めるものと認識をしております。群馬県では、平成27年4月に施行された群馬県手話言語条例において、手話の意義や手話に関する基本理念、県の責務などが定められております。また、市町村との連携及び協力という項目においては、県条例の県民理解を促進し、手話の普及と使用環境の整備を市町村と連携するように努めるとされております。

町でもこの条例の目的及び基本理念に対する町民の理解を深め、手話の普及や手話を使用しやすい環境の整備を進めていく考えは同じであります。

渋川市との関係については、事前・事後において協議も話し合いもございませんでした。近隣の町村も同様と伺っております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 町は現在、第4期障害者福祉計画に基づいて広域での手話奉仕員養成研修事業の共同実施などを進める旨表記され、毎年30万円前後の経費を充当するなど、町社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成研修会を実施しております。新年度にも31万8,000円の委託料が計上されていますが、実質の手話通訳者の養成・育成過程においてかなり難しい面が多々生じているようです。もう少し広域連携を密にして、手話奉仕員・通訳者の養成・育成支援を進めることができないでしょうか。手話奉仕員養成への過

程に町はどんなかわり方をされているのでしょうか。現状、毎年の養成研修での人材育成の成果をお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当室長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 永井健康づくり室長。

〔健康づくり室長 永井勇一郎君発言〕

健康づくり室長（永井勇一郎君） 手話奉仕員の養成についてお答えいたします。

町は社会福祉協議会に対して、意思疎通支援事業として手話奉仕員養成講座を委託しております。この事業は平成25年度から実施しており、ことしで5年目を迎えることになりました。講座は入門編と基礎編に分かれています。入門編では、聴覚障害者の社会参加促進に必要とされる手話を通じて、聴覚障害者についての基礎知識や生活について学びながら、日常的な挨拶や自己紹介程度の会話ができる手話奉仕員を養成しています。基礎編は、入門課程を修了した受講者を対象にしており、相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者とならば手話で日常会話ができるようになることを目的とした講座です。どちらも厚生労働省のカリキュラムに基づき、渋川聴覚障害者福祉協会の協力のもとに開催しています。

事業としての課題ですが、受講者が減少傾向にあることと、講座の修了者が地域で手話を生かして活躍できるような受け皿を整備することです。受講者の確保については、町の広報紙での募集や、公共機関または病院などにチラシを置くなどしてPRしていますが、今後はボランティア団体への声かけや町や社協などの催しなどでチラシを配布することなども検討していきたいと考えております。

受講後の受け皿につきましては、手話を職場や家庭などで日常的に使われる方もいらっしゃいますが、独学で勉強を続けたい、覚えた手話を活用する場所がないという方のためには、講座の閉校式の中で近隣市町村の手話サークルをご紹介します。町内のサークルにおいては、ことし1月に行われた障害者の集い事業新春コンサートで会の活動内容をホールに展示したり、町の防災訓練などにも参加するなど積極的に活動されております。

今後もそういった自主的な活動を支援し、さまざまな場所で活躍の場を提供できるように社会福祉協議会とも連携しながら事業を進めていこうと考えております。以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ受講者の受け皿づくりに町が率先して協力していただけたらと思

ます。

町保健センターでの障害福祉なんでも相談室において、その都度、手話通訳者が派遣設置されています。それと、町内小学校での福祉授業関係において手話通訳者の派遣事業はなされておりますが、それぞれその概要、成果についてお聞かせいただけないでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、担当室長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 永井健康づくり室長。

〔健康づくり室長 永井勇一郎君発言〕

健康づくり室長（永井勇一郎君） 障害福祉なんでも相談室の概要及び成果についてお答えいたします。

町は、障害者地域支援事業における相談支援事業の一環として、渋川広域障害福祉事業者協議会になんでも相談室を委託しております。これは、渋川市と榛東村との共同委託により行われている事業であります。支援方法は相談内容に応じて千差万別ですが、障害者等の福祉に関する各般の問題について、相談に応じた必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、障害者等の権利擁護のために必要な事業なども行っております。毎月第2月曜日の午後に保健センターで相談日を設けているほか、相談日以外でも、年末年始及び日曜・祝日を除いて渋川市社会福祉センターで相談を受け付けています。町での相談日には、手話通訳者の派遣を依頼し、聴覚障害者の方への相談体制も整えています。

平成28年度で吉岡町では2,067件の相談がありました。平成29年度も1月末現在で1,758件の相談を受けています。事業の周知方法としては、毎戸配布される吉岡町けんこうガイドやよしおか広報を活用し、障害者手帳の取得者に渡す「障害福祉のあらまし」などでも事業を紹介しております。今後も事業の周知徹底や相談者の方への適切な支援に努めてまいります。以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 今年度実施をしました小学校での手話教室の概要と成果を申し上げます。

概要は、明治小学校は2月21日、対象者は3年生、総合的な学習の時間で、駒寄小学校は2月7日、対象者は4年生で同じく総合的な学習の時間で実施しました。実施内容は、両校ともに同様に、聴覚障害者と手話通訳士の2名による聴覚障害についての説明や、日常生活で困ることの具体的な場面と支援についての説明です。例えば、鍵を落としたとき

どうやって教えてあげればよいかなど、また、日常生活で使用している道具の紹介や、児童一人一人の名前を手話で教えてもらうことや、簡単な手話で会話することなどを学んでおります。例えば、私の名前は誰々です、あなたの名前は誰々ですか、好きな教科は何ですかなどであります。

成果については、手話を使って簡単な会話を行うことができ、障害を持つ人への理解を深めるとともに、手話についての興味や関心を持たせることができたこと、また、聴覚障害者と手話通訳の方を招いて実際に手話を教えてもらう体験は、本や映像で学ぶものと違い、子供たちの心に残る学習となったことであります。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 学校での福祉授業で3年生、4年生がされているということですが、子供たちの反響はどうだったのでしょうか。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 大変関心を持っていただいたと聞いております。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） できれば、ぜひそういう活用の方も提供していただければと思います。よろしく申し上げます。

さて、先日の町初の消防防災総合訓練、お疲れさまでした。全自治会を初め消防団、自衛隊、そして警察等々、各種団体の協力をいただいた訓練は、各自治会においても実り多き訓練となり、災害時の対応法を共有することができました。

そんな中、聴覚に障害を持った方が参加されておりました。自主的に町内の手話通訳者が同行し、訓練行動をともになされておりましたが、ぜひ今後の防災訓練では障害者対策も含めた対応方もお願いできればと存じます。

ところで、町職員の中で手話の堪能の方は、あるいは興味をお持ちの方等はどのくらいいらっしゃるでしょうか。また、今後、窓口対応等において必要とされる職員の養成・育成、そして、手話通訳者配置計画等についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 正確な数は把握はできていませんが、現在、職員の中では堪能とは言えないものの挨拶程度の手話であればできる者は若干いると伺っております。手話に興味を持

っている者についても、正確な数では把握できませんが、5名程度はいるものと認識をしております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 今後の窓口対応等において、職員の育成・養成、そして手話通訳者配置計画等についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（馬場周二君） 総務課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 今後の窓口対応における手話通訳のできる職員についての養成なり育成という観点から申し上げたいと思いますけれども、今後、そういったことのための研修等、できればしていきたいというふうに考えているところでございますけれども、それにつきまちはまた財政当局ともよく相談をしながら、役場の中での研修の中にそういったものが設けられればいかなというふうに考えているところでございます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ、庁舎内の養成もお願いできればと思います。

さて、聞くところによりますと、数年前、町長は町文化センターで開かれた聴覚障害をお持ちの方々が集う映画会が催されたとき、聴覚障害の方々、そして手話に大変深い理解を示しておられた旨、伺いました。

改めて町長にお伺いします。我が吉岡町で聴覚に障害をお持ちの皆さんを支援する一環として、手話の普及・啓発に向けた条例の制定を検討するお考えはいかがでしょうか。新年度での手話言語条例制定に向けての準備、調査研究会の立ち上げなどを含め、今後の考え方、方向性等について重ねてお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 現在、町では平成30年度を初年度とする第4期障害者計画・第5期障害福祉計画の策定に向けたアンケート調査、基礎データの整理・分析、計画策定委員会の開催、パブリックコメントの実施を行っております。策定委員会には、渋川市聴覚障害者福祉協会の会長にも委員として参加していただき、聴覚障害者という立場から障害者福祉の向上や日常生活に必要な支援などについてご意見を伺っております。

計画策定について実施した障害者へのアンケート調査結果では、従来の障害福祉サービス以外にちょっとした不安や困りごとでも相談に乗ってくれる身近な相談サービスの要望が高く、相談事業についても、自分の話を聞いてもらいながらゆっくりと時間をかけて相

談できることが求められていました。つまり、聴覚障害者に限らず全ての障害のある人にとって、日常生活におけるさまざまな不安や悩み事を相談し、支援に導いてくれる窓口の重要性が浮き彫りにされております。

先ほどの答弁で申し上げたとおり、聴覚障害者への相談体制として、保健センターで行われているなんでも相談に手話通訳者の派遣を依頼しているほか、町が群馬県聴覚障害者のコミュニケーションプラザに委託をしている手話通訳者の派遣事業では平成28年度で15件の派遣実績があり、外出時の障害福祉サービスの利用、相談や情報の収集などに同行支援することで聴覚障害者が地域で生活する上で欠かせないサービスとなっております。

その一方で、18歳未満の障害児またはその保護者によるアンケート結果において障害者に対する理解や差別について伺ったところ、理解されていないと答えた方が18歳以上の障害者より多い傾向があり、家庭や学校、職場などで障害に関する理解を深めるとともに、手話を学ぶ機会を確保し、手話を普及させることの重要性も認識をしているところであります。第4期障害者計画・第5期障害福祉計画では、こういったサービスや事業の実施に関して、関係機関との協力や連携も盛り込まれています。

以上のことにより、町独自の手話言語条例の策定について、当面は県条例や町の障害者計画の中で必要な施策及び支援を行っていく考えであり、条例によらずとも障害者が暮らしやすい社会の実現、障害を理由とする差別の解消、被害時における障害者の避難支援等を町の責務として重点的に対応していく所存であります。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 残念なんですけれども。きょう、担当課長が欠席ということですが、担当の室長にお伺いします。室長としてどんなお考えがありますか。言語条例制定について。

議長（馬場周二君） 永井健康づくり室長。

〔健康づくり室長 永井勇一郎君発言〕

健康づくり室長（永井勇一郎君） 先ほど町長の答弁にもありましたとおり、現在、吉岡町では第4期障害者計画並びに第5期障害福祉計画の策定を行っております。その中で、聴覚障害者の方への支援につきましても当然計画の中に盛り込まれている部分なんですけど、条例の制定につきましては、早急にということちょっと難しいかと思うんですが、今後、この計画を進めていく中で、また、県条例を町にのっとった手話の普及ですとかそういったことを進めていく中で検討していきたいというふうに考えております。それについては、町長の答弁のとおりということでご解釈いただければと思います。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 今、全国には身体障害者手帳を持つ聴覚・言語障害の方々が約32万4,000人とされており。そして、タブレットを利用した手話伝達方式が県下でスタートしているなど、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話に関する施策の推進、聾啞者と聾啞者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながらの共生、聾啞者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図る。そんなお手伝いを吉岡町から率先、発信しようではありませんか。きょうは、町内を初め渋川広域連からも大勢の聴覚に障害をお持ちの皆さんが吉岡町の動向に関心を寄せて傍聴に見えられています。ぜひともこの後、よりよい方向性をお示しいただけることをご期待申し上げ、次の質問に移ります。

②マイタウンティーチャーで障害児童の教育環境の拡充を。

吉岡町教育委員会独自のマイタウンティーチャー、この事業の概要についてお伺いしたいと思います。

まず、現状のマイタウンティーチャー雇用における選考方法から採用、そして人数、勤務時間、賃金等勤務形態と職務の概要について、また、毎年、採用者は変わるのか、あわせてお伺いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） まず、選考方法、採用、員数、勤務時間、賃金等勤務形態と職務概要についてですが、町の臨時職員登録申請がされた者の中から書類選考し、希望職種に合致した方を面接し、合格者を任用する際には総務政策課長の合議を得て任用となります。

人数は、平成29年度で言えば18名です。勤務時間は職種によって4時間から7時間45分、賃金も職種によって時給と日額があります。勤務形態も職種によって週2日から5日です。職務概要は、きめ細かな指導を行う本来のマイタウンティーチャー、外国語活動指導補助、通級指導補助、低学年学級補助、特別支援学級補助、図書館司書補助などがあります。また、採用については、その年によって、本人の都合もありますが、必要に応じて変わることもあります。また、3年から5年を目安に異動を考えております。以上です。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 平成27年度決算1,622万5,000円、平成28年度決算1,922万9,000円、そして、平成29年度当初予算2,275万9,000円、今回、平成30年度予算2,251万1,000円とマイタウンティーチャー賃金経費が上昇しているが、同様に本町内の児童生徒らの成績や人格形成向上に比例されてきているのでしょうか。その成果・評価はどのような形となってあらわれてきているのか、具体的なものがありましたらお伺いします。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 児童生徒の成績や人格形成の向上についてですが、マイタウンティーチャー単独で学習活動の支援に当たっているわけではございません。ですので、明確にすることはできませんが、一連の学習活動の中で必要な支援を実施しております。例えば、具体的には、教室の中で席に着いてもらえない児童生徒がいる場合には、その個別の対応に当たったりしております。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 1問、ちょっと省略します。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、その8月、改正発達障害者支援法が施行されました。発達障害者とその家族への早期総合支援が叫ばれる今日ですが、現在とどうか、一昨年前から吉岡町内で、発達障害のお子さんを育てるお母さんの集いが開かれております。障害福祉サービス支援事業所勤務者やペアレントメンターの存在のリーダーを初め障害者支援ボランティアの応援で、毎月の定期開催がされております。日々の子育てでの心配事や不安など、親同士で一緒にお話ししてみませんかとの問いかけに、回を重ねるごとに悩めるお母さん方が訪れ、町内外からも各種障害支援にかかわる専門職の方々も応援に参加されるようになってきました。そこでは、人に話すだけでも気持ちが楽になる、気持ちを共有できる場でちょっとだけでも息抜きできるなど、参加されているお母さん方に大変好評です。できれば、町保健センターの一室で、町の保健師さん、栄養士さんら町の専門職も一緒にこの輪の中に入れていただいて直接アドバイスなどがいただけるのが理想との声もあります。不安とストレスを抱えて訪れてくるお母さん方が安堵の笑顔と少しの希望を抱いて帰路につかれる姿に心が和らぎます。

母子衛生費に、発達支援教育事業費として100万円超えの予算が毎年計上されております。障害者問題における合理的配慮に沿った支援方法を再考し、マイタウンティーチャーでの障害児教育環境の拡充と、真に悩めるお母さん方にも保健センターでの会場提供支援等をご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、この3月17日に県庁において行政等関係者を対象に、群馬県ペアレントメンター研修会が案内されていると思いますが、担当者の出席予定はいかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当室長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 永井健康づくり室長。

〔健康づくり室長 永井勇一郎君発言〕

健康づくり室長（永井勇一郎君） 議員の質問のとおり、町ではADHD・高機能自閉症・アスペルガー症候群の早期発見、子供の生活のしづらさの軽減と保護者の育てづらさの軽減、就学に向けての相談支援として、年中児こころの成長アンケートを実施しております。その結果、支援の必要性が認められた児童に対しては、保健センターで行われる発達支援教育にお誘いし、町の保健師が小児科医や心理士、作業療法士と連携し、自由遊びや課題遊び、個別心理検査などにより、個別相談とカンファレンスを行い、専門家によるアドバイスや必要に応じて医療機関の紹介などを行っています。

そういった事業の中で、発達障害のお子さんを育てる保護者の悩み・不安など、スタッフが直接お話を伺う機会は多いのですが、それはあくまで就学前までの児童の保護者に限定されております。さまざまな年代のお子さんの保護者全てに対応しているものではないのが現状です。発達支援教室の中でも、教室を卒業するタイミングである就学に向けたプログラムの充実や目標の設定などで課題もあります。また、就学後の保護者と児童に対する継続支援のあり方も今後、検討していく必要があります。

先ほど質問のあった発達障害のお子さんを育てる保護者の集いに保健センターのスタッフを派遣することについても、そういったことも含めた事業の拡大については、スタッフの確保、専門知識の習得、関連部署との調整等が必要であり、早急な対応は難しいと思いますが、保健センターを拠点とする発達障害の支援を徐々に拡大していく考えに変わりはありません。

また、保健センターは、障害に限らず、町民の健康保持や健康づくり活動及び子育て支援など、総合的な保健サービスを行う地域に密着した支援活動の拠点です。さまざまな障害や悩みを抱えた町民の皆様の触れ合いの場として、気軽に利用していただけるよう運営しておりますので、お気軽にお立ち寄りいただくようお願いいたします。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 保健センターの会場提供は難しいということですが、ならばなんでもすけれども、吉岡町地域交流福祉施設、先ほど高山議員から延長要望も出ている、増量も

難しいということでしたが、開設されていない日は相当あいていると思いますが、開設日以外にお借りすることは可能でしょうか。発達障害に悩めるお母さん方の居場所の提供に、行政の後押しをお願いできませんでしょうか。子供発達支援センターやなんでも相談室などは予約が必要となり、その時々での困っている問題への対応はしていただけない。また、特別支援学級や親学級などの話し合いがスムーズにいかないときに、即解決の方向に導いてくれる人やそれらの仕組みがあってほしいなどの要望も出ております。お母さん方は日々の子育ての中で、心配事や不安にいつもストレスを抱えています。心の整理整頓術や心の健康手法を差し伸べる居場所づくりを、町内各課の連携でできることから検討、協議していただきたいと思います。

それと、マイタウンティーチャーという町独自のすばらしい施策のさらなる拡充で、障害児らにももっともっと手を差し伸べていただければ、総合計画・基本計画や障害者福祉計画等に沿ったすばらしい施策として、住民にひとしく喜んでいただけるのではないのでしょうか。ぜひ実現を期待します。

それから、先ほどの件、県ペアレントメンターの研修会、群馬県における事業実施の起点とするものです。ぜひ関係職員の派遣受講をお願いしたいものです。

続いて、2番の老朽化した公共施設の現状と将来はに移ります。

①閉鎖中の町民プール・旧町営住宅について。

放置状態の町民プールを多くの子供たちが気にされていることを、先日の明治小学校の6年生による議会体験で代表して質問をされておりました。平成25年度から5年ほど放置、新年度、ようやく解体施工の予算が計上されました。コンクリはつり施工には相当の騒音振動対策が必要かと思いますが、学業に専念する生徒や周辺住民への安全対策、不安解消等々、工事工程を含め、今後の現地対処策はどのように考えておられるのでしょうか。

あわせて、同様に、下野田北部の町営住宅下野田団地も解体施工の予算が施されております。さらに、老朽化が進む北下団地を含め、持続可能な公共施設をテーマに公共施設マネジメント・再生に向けた取り組み等々、情報が錯綜する社会情勢の中、町営住宅の再生も視野にどのような検討をされておられるのでしょうか、今後の対処策についてあわせてお伺いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） まず、町民プールのほうから答弁をさせていただきたいと思います。

町民プールの解体工事に対する安全対策、不安解消及び現地対処策については、詳細設計ができておりませんので一般論的な対応を申し上げたいと思っております。現地対処策といたしましては、第1に、工事施工時期について中学校側と詳細に調整した上で、夏休

み期間中を中心に、周辺を含めた安全対策を講じつつ、体育施設利用者及び周辺住民の協力を得ながら、影響を極力抑え、十分な配慮をもって安全第一に施工していく考えであります。

2番目といたしまして、町営住宅。

町内の町営住宅であります。下野田住宅は当初予算に計上させていただいておりますとおおり、来年度、解体工事を予定しております。北下住宅につきましては、現在、新たな入居者の募集を停止しており、入居者の転居が済み次第、撤去に向けた手続を始める予定でもあります。

なお、現時点において新たな町営住宅の建設計画はございませんが、将来における町営住宅の整備方針につきましては、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、今後、施設ごとの個別施設計画を策定していく中で、町の住宅施策の一環として検討していくことになると考えております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ子供たちや地域の住民の配慮をお願いできればと思います。

続いて、広域施設についてお伺いします。

同じく下野田北部に設置されている広域施設、職業訓練校。1975年、昭和50年に建設されたこの職業訓練校は、建設当時は県下随一を誇る校舎で、建築・木工など10の職種に若い技術者らが腕を磨く場所として活気あふれる運営がなされていたと聞いておりますが、現状の運営概要及び今後の運営形態等どのように計画されているのか、町の知る範囲でお伺いします。

あわせて、同じく現在、渋川広域圏組合施設の1つに渋川市金島地域に渋川地区広域圏運動場があります。運動広場やテニスコート、そしてプールなど。そのうちのプール、かなりの老朽化が進んで、今年度は休業していました。このプール等広域体育施設の負担金が、毎年課せられております。このプール施設の改修等今後の運営計画概況、また、吉岡町民の利用状況等について、わかる範囲でお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 渋川地区広域職業訓練センターは、昭和51年4月に設置され、平成6年度には実習場を、平成10年度には製図室及びとび科実習場を増築し、平成27年度からは渋川地区高等職業訓練校として職業訓練法人渋川職業訓練協会が使用しております。

2つ質問をいただいておりますけれども、総務政策課長のほうから答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） まず、職業訓練校の関係でございますけれども、平成28年度末における職業訓練生の数についてでございますけれども、木造建築科6名、左官タイル施工科3名、建築板金科3名、配管科ゼロ名、とび科4名、鉄筋コンクリート施工科8名の合計24名という状況になっております。

この渋川地区広域職業訓練センターにつきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が維持管理する施設を職業訓練法人渋川職業訓練協会が認定職業訓練校である渋川地区高等職業訓練校として使用するという運営形態をとっておりますが、施設につきましては、建築から42年が経過しているため、建物全体が老朽化してきております。修繕費等が今後も見込まれるわけでございますけれども、必要最小限の補修工事等を実施し、継続していくものと思われま。なお、大規模な修繕工事が必要になった場合には、関係団体や圏域市町村での協議が必要になると考えられます。

次に、広域のプールでございますけれども、渋川広域圏運動場のプール施設につきましては、今年度は設備のふぐあいにより休場となりましたけれども、発生した漏水箇所について本年度中に修繕を実施していますので、平成30年度につきましては開場される見通しだと思われま。

また、プール施設の平成28年度の利用状況でございますが、開場期間が8月1日から8月24日、利用者につきましては、この運動場がし尿処理施設建設に伴う周辺環境整備事業として設置された経緯もあり、プールの所在地である渋川市が1,612人と最も多く、吉岡町と榛東村がゼロ人、圏域外が4人と、合計1,616人という状況になっております。以上でございます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） これらの老朽施設、相当の経費がかかる施設です。早急な方針決定で良好な方向性を期待し、次の質問に移ります。

大きな3番、中学校校庭の部活動安全環境対策を。

生徒の増加による教室不足に対処すべく、急遽、中学校の校舎増築計画が浮上し、現状の学校敷地内での教室不足解消に新年度予算が計上されました。生徒らの学校活動の環境適正等については、万全を期していただけるのでしょうか。特に、現在の狭隘な校庭での体育授業や部活動の競合は、安全面に不安を感じます。増築計画における現状の校庭での部活動等への影響は、どのようにお考えかお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

中学校の校舎増築計画については、平成30年度に設計、平成31年度に増築工事を予定しておりますが、現在、校庭で活動している部活動には影響が出ないように検討しております。もちろん、万全を期してやっていくつもりであります。具体的には、校舎の東側の駐輪場と体育器具庫のあたりを建設予定地ということで計画をしております。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 昨年末、藤岡市の藤岡高校で部活中の死亡事故が起きました。複数の運動部が同じグラウンドで同時時間帯に活動している学校は少ないと思われまます。どこも安全確保の具体的な指針は示されていない中、各部間で場所の調整や声かけなどでそれぞれ安全対策を講じているのが実情のようです。

本町吉岡中にしてもしかり、野球部、ソフト部、そして陸上部が混在して行われている校庭での部活動への支障に不安を感じます。私は時々、中学校校庭で行われるソフト部の練習試合に審判員として部活動支援ボランティアをさせていただいておりますが、各部ごとにやりくりをしてそれぞれの部活動を展開しているようですが、時々、一緒のときがあります。そんなときは、試合でない野球部の練習は球の飛ぶ方向を定めて守備や打撃の練習をしておりますが、球の方向が一定方向へ全員が行くわけではありません。時には打ち損じや送球ミスによりソフトの試合をしているほうに飛んできたり、あるいは逆に、試合中の打球が野球練習の生徒らの中に飛び込んでいくこともあります。極めて危険な状態が起きます。幸いにも私が出動しているときには一度も事故は起こりませんでした。いつも不安がよぎりながらの審判活動です。

そこで、中学校における部活中のけがや事故は、年間どのくらい起こっているのでしょうか。また、けがの程度は、校舎増築に係る今後の安全面における対策も含めてお聞かせください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 部活動中のけがは、すり傷などの軽傷が多いものと聞いておりますが、件数の把握はしておりません。また、医療機関での治療は年間30件程度で、けがの内容は骨折、捻挫、挫傷などです。

また、校舎増築による対策につきましては、校庭で活動をしている部活動に支障がない

ように増築を計画して、安全面での十分な配慮をしていく予定であります。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） けがなどにより落ち込んだ生徒らへの心理的アフターケアなどは必要なことと思います。教育委員会事務局は、学校管理責任者としてどのような対応がベストであると思いますか。危険予知トレーニングって知っていますか。部活動現場でのリスクマネジメントは必要不可欠です。いずれにしても、仲間とともに部活動に汗を流し、懸命に打ち込む生徒らの安全対策は、いつも万全でなければならないと思います。

そんな中、現教育委員会も教職員の多忙化解消に向けた具体策をまとめられ、新年度からの対応策が通達されたとのこと。働き方改革や部活改革を契機に、全ての教育の危機管理、マニュアルの作成を含め、場所や設備等環境に合わせた対策、先生や生徒らの意識共有と町教育委員会の環境整備の適正化と安全対策の徹底に期待し、次の最後の質問に移ります。

4番、職員の心の健康管理、ストレスチェックのその後について。

以前というか、平成27年12月1日からの労働安全衛生法の改正による職員ストレスチェック制度の義務化が始まったことにより、町職員らへの心と体の健康づくり対策についてお伺いしましたが、そのときは、これから予算計上をし、ストレスチェックを進めていく旨答弁をされておりました。その後のストレスチェックはどのような形で行われているのかお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ストレスチェックについてですが、先ほど柴崎議員がおっしゃられたように、平成27年12月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づき、従業員数が100人以上の全ての事業所に義務づけられ、本町でも平成28年度から実施しております。

以下、詳細につきましては総務政策課長に答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 実施方法としますと、吉岡町職員ストレスチェック実施要領に基づきまして、実施者を産業医として、8月から11月までの間のおおむね3週間の期間を設けて、年に1度実施しているところでございます。対象者は、正職員と、1週間の労働時間が正職員の4分の3以上の再任用職員及び臨時・嘱託職員としているところでございます。調査は、厚生労働省が示した職業性ストレスチェック簡易調査票を用いまして、原則的に庁内LANによりオンラインで行い、これを利用できない職員は紙媒体で行っているところ

ろでございます。

職員が回答しましたストレスチェックの結果は、厚生労働省が提供するストレスチェック実施プログラムを用いまして集計・分析を行い、職員に直接、通知しているところです。その結果、高ストレス者として判定された場合は、本人の同意に基づきまして産業医が面接による指導に当たっております。また、産業医面接を申し込まなかった人や高ストレス者と判定されていなくても心身の不調が気になる人に対しては、群馬県市町村職員共済組合の実施している無料のメンタルヘルス相談を利用するよう周知しているところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 今まさに新聞・テレビで、国会における働き方改革関連法案をめぐる議論が注目を寄せられております。全ての職員らに対する健康管理やメンタル対策等々、ストレスのない明るい職場づくりへのストレスチェック機能を活用しての職場づくり展開は、どのように変化してきたのでしょうか。

心の健康問題、人の心は複雑怪奇、デリケートです。その人の心を読み解くことは大変難しいものです。でも、職場の仲間が悩んでいるとき、心の病で苦勞されている職員には、誰かが手を差し伸べてあげるべきです。心の健康回復に向けたメンタルヘルスチェックの活用により、どのような対策が効果的なのかお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ストレスチェック実施後は、所属ごとのストレス分析も行うことで各所属のストレス傾向なども見えてきますので、こうした分析結果を適正な人員配置や職場環境の見直しにも活用をしております。

また、心の健康問題は、一旦陥ってしまうと長期間の治療を要することが多く、本人が非常に辛い思いをするだけではなく、周囲のフォローも大きな負担となってきます。もちろん、ストレスチェック結果は本人のみ通知されるため、誰が高ストレス者であるかは周囲の人は知り得ないものでありますが、ストレスチェックを実施することにより、メンタルヘルスに対する周囲の意識が高まり、いち早く異常に気づくことでサポート体制も築いていけるのではないかと考えております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 現在、本町には長期休暇中の職員は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。そのうち、メンタル的な職員数はどうでしょうか。

他市町村においても、心の病で長期休暇に入っている方が多々見受けられますが、当町にあつて重症化防止策に向けた対策は。

いずれにしても、ストレスの増加が重なり、心の障害に悩む職員らに日常的にサポートしていく体制づくりは必要不可欠です。それぞれが自分のこととして極めて身近な課題ではないかと思われます。早期回復、職場復帰に手を差し伸べていただきたいと思います。

職員らの業務負担軽減に向けた対策、管理職向けの労務管理研修など、心の病に対する労働環境・職場環境の改善策として、どのようなことを実施されておられるのか伺います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 莊作君発言〕

総務政策課長（小淵 莊作君） まず、長期休暇中の職員についてでございますけれども、3月1日現在で2名おります。そのうち、メンタル的な理由で休んでいる者は1名でございます。

また、重病化防止に向けた対策としまして、本人と周囲がいち早く体調の異変に気づき、まずは所属内での相談やサポートできる体制を整えることが必要であると考えているところでございます。加えて、早期に医療機関を受診させることも重病化防止には非常に重要になってくると考えているところでございます。

また、職員の業務負担軽減に向けた対策としましては、現在取り組んでいる事務事業棚卸調査業務をもとにしまして事務事業の見直しを行うとともに、組織機構の再編成を視野に入れて検討し、適正な人員配置や業務分担をすることにより図っていきたいと考えているところでございます。

また、管理職向けの労務管理研修につきましては、これまで町村会が実施している職務研修に室長に対する研修がございませんでした。そこで、町独自の室長研修を平成30年度当初予算に計上させていただいたところでございます。この室長研修の中で、労務管理やメンタルヘルスの内容を盛り込み、管理職として室員に適切なケアができるよう知識の習得を図り、各所属の職場環境の改善を進めていきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎 徳一郎君発言〕

5番（柴崎 徳一郎君） 私は、職場内の環境改善を進める上でどうしても気にかかることがあります。以前、自治労県本部に伺ったとき、労働組合に加盟している管理職が在籍するのは当町だけであり、そろそろ職場内団体の見直しの時期にあるのでは問いかけさせていただ

きましたが、その後の指向性に変化は見受けられておりません。町の管理職は、一方で執行側、また一方で自治労労働組合の傘下に身を置く組合員、部下である組合幹部としては戸惑いは否めません。

自治労は公共サービスを提供する労働者で組織、全国的な自治体ネットワークを形成しています。各組織において仕事を続けていく上で起こり得るあらゆる問題に対して、健康でゆとりと豊かさをもって働き続けることができるように、多くの仲間、団結で交渉力を発揮し、安全で快適に働くための労働条件や職場環境の改善などを掲げて闘っています。一方、管理職とは、労働現場において労働者を指揮し、組織の運営に当たる者を指すとあり、一部ただし書きがあるものの、労働組合法で労働組合に加入したり結成する権利はないと解釈すると示されております。

私は、管理職は執行サイドとして求められる組織マネジメント能力の発揮に多くの期待感を抱いております。各自の立場をはっきりと、町のリーダーである町長の補佐役となって職員らを統率し、町民サービスに全力を傾注、種々取り組んでいただきたいと望みます。町職員は、町内全てがマイフィールド、仕事場だと思います。管理職皆さんのサブリーダーシップのもと、職場内の連帯感を持って、明るく笑顔の絶えない職場づくり、健全な心と体で健やかな住民対応、きめ細かな住民サービスへの心がけを期待します。

最後に、今回、所管とされる各質問に主に向けさせていただいた小淵総務政策課長を初め福田健康福祉課長、飯嶋教育委員会事務局長のお三方においては、この年度末をもって定年退職ということですが、長い間、町の発展へのご尽力、お疲れさまでした。これからはそれぞれの道で再出発とのこと、お体にご自愛くださり、ますますのご活躍をご期待申し上げます。そして今回、ご多用の中お運びいただいた傍聴者の皆様に改めて感謝申し上げます。私の一般質問を終わります。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、5番柴崎徳一郎議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） 昼食休憩を終わります。会議を再開いたします。

議長（馬場周二君） 11番岩崎信幸議員を指名します。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 議長への通告に従い、一般質問を行います。

昨年3月、第1回議会定例会において質問しました空き家対策について再び質問します。

前回、以前までは、まだ空き家に対しては行政側の取り組みも初段階であり、住民も空き家対策の重要性を認識するに至っていない状況でありました。今回は1年が経過し、執行も当事者も利用者も重要な施策であると認識するに至ったと思うわけでございます。

そこで、まず、昨年私が質問した特定空き家の現状に対しまして、その答弁では、まずは特定空き家を含めた空き家の実態などについて、水道の廃止や停止の状況を踏まえた状況調査をもとに、29年度、自治会の協力をいただきながら空き家に関する地域の情報を収集し、さらに、空き家所有者に対する利活用・維持管理に関するアンケート調査や現地調査を行うなどで詳細な実態を把握し、実態をデータベースとしてまとめていく予定でございまして。また、住民代表、専門家や学識経験者などで構成される協議会を設置して、吉岡町空き家等対策計画を策定する計画であると答えております。

そこで、まず、把握した実態のまとめられたデータベースはどのようであったか、設置された協議会の構成員と策定されたであろう空き家対策計画はどうであったかをお答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 岩崎議員から空き家対策について質問をいただきました。

空き家等対策計画についてですが、これまでに2回の協議会を開催し、計画内容の検討を進めているところでもあります。協議会の構成員といたしましては、学識経験者、関係団体の代表者、地域住民の代表者、行政機関からの12名で構成されており、本協議会の意見や現在進めているアンケート調査の結果などを踏まえ、空き家対策計画を策定していきます。

なお、アンケート調査結果等の詳細につきましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 空き家対策につきまして、今年度、現地調査とアンケート調査による実態調査を行いました。現地調査の対象は、休廃止水栓情報、水道が要するにとまっている情報ですね、からの595戸と、住宅地図での空き家138戸との合計733戸となっており、実際に空き家候補として現地調査を行ったのは619戸となりました。

当初想定していた対象数より114戸減りましたが、その主な理由は、集合住宅の個々の部屋の休廃止水栓情報をまとめて1戸としたこと、現地調査時には水栓の利用が再開されていたことなどによります。

空き家候補として現地調査をいたしました619戸のうち、217戸は入居者または生活感が確認でき、また、128戸は建物が存在しない、または倉庫や物置でありました。

この結果、空き家と判断される建物は220戸となり、傷みがほとんどない建物は24戸、外観的な劣化はありますが危険な状況ではないと判断される建物が93戸、倒壊のおそれはないが外観的な損傷が顕著である建物が33戸、重度の損傷が見受けられる建物が50戸、塀などで目視できない建物が20戸ということ把握し、データベースとして整理しており、さらに、特定空き家の候補として83戸を把握しております。

この空き家と判断される建物220戸において所有者調査を行ったところ、明確な所有者を把握できました163戸、所有者数では142人を対象として今後の取り扱いの意向等に係るアンケート調査を実施し、82人から回答を得たところでございます。現在、そのデータ等に基づきまして整理・分析・調査を進めておるところでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 大分進んだね。いや、これは、しかも特定空き家が83戸としっかりと数字が出たことは大きいんだよ。これに対して少しずつこれからまた質問させてもらうわけだけれども。

まず、それに対しまして、昨年10月25日、改正住宅セーフティネット法が施行されました。内容は前回説明しているのですが省略いたしますが、ここで重要なのは、空き家・空き部屋の持ち主は自治体に物件を登録する必要があるため、空き家登録して活用してもらうにしても、民間と自治体が連携して入居希望者に物件を紹介することが大切であります。そこで、その対策として、持ち主も入居希望者にも物件を利活用してもらうための空き家バンク制度があります。前回もこれに関しては質問したのですが、その質問をした時点ではまだ完全に事務局で把握している段階には来ていないとの答えでしたが、空き家バンクの制度の周知は進んでいるのか、また、空き家と認定してもらい、利活用を望む所有者と希望者はいたか、これに対してお答えください。

また、改正住宅セーフティネット法に基づいて、高齢者や子育て世帯、低所得者などに民間の空き家・空き部屋を賃貸住宅として提供し、一定の条件を満たせば自治体が家賃や改修費など一部補助される制度が町民に周知されているかどうかお答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 空き家バンク制度の周知の進捗、利活用を望む所有者情報、改正住宅セーフティネット法に関連する空き家・空き部屋の賃貸住宅としての提供や補助制度の町

民への周知についてですが、空き家の利活用とその周知の状況、補助制度として、現在、空き家等対策計画の内容として検討を進めているところでございます。

空き家の利活用や補助制度については、所有者の意向を確認することが最重要でございますので、今回のアンケート調査である程度把握できると考えております。周知については、まず、今回のアンケート調査そのものが吉岡町の空き家に対する取り組み状況、それぞれの所有者へ周知した取り組みになっていると考えております。しかし、今回のアンケート調査で回答を得られなかった所有者もおりますので、継続的なアンケート調査を進めてまいることが必要であると考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

- 11番（岩崎信幸君） これも、今聞いていたら、周知も大分進んで、問題は一番大きいのは何といても所有者、そして、この後出てくる利活用に対しまして、それを利用する人なんだね。どう考えましてもやっぱりまず、所有者に関してはしっかりと周知をこれからも頼むよ。それに対して、先ほど申しました今回特定空き家が83戸、これがもう確定したということで、これからは年がたつにつれふえるのだから、今回83戸ということで確定したことに対して、これに対して、前回も一番問題だと言ったわけで。今回も、これは大きな問題だからしっかりと対策を練ってもらわなければならないが。改めてまた折り返すね。

私が前回特に問題にしたのは、特定空き家でありまして、前橋市の朝日町と平和町の空き家を例に挙げ、解体し、廃材などを撤去されたと述べましたが、その後も多くの市町村におきましても、特定空き家だけでなく、空き家の解体撤去費用を助成する制度を設けています。先駆者である前橋市や高崎市では昨年度、既に年間100件以上の利用があり、同様に渋川市、沼田市や富岡市なども補助制度があります。解体撤去を行っています。加えて、昨年は太田市でも市内にある個人所有の住宅や長屋、店舗などを兼ねた建物で、おおむね1年以上居住やその他の使用実態がないことを条件として、その所有者が相続人、またはその同意を得た敷地の所有者を対象として、取り壊しと撤去にかかった費用の2分の1、最大60万円まで補助する。また、新しい住宅を建てかえるために空き家を解体する場合も対象となるとしています。伊勢崎市でも、上限50万円の解体費用を補助し、地域に役立つ施設への改修費を上限250万まで補助するとしております。桐生市におきましても、改修して住む場合は最大70万円、解体撤去に最大50万円を補助するとなっております。その他、長野原町、下仁田町や大泉町で制度を設けております。

今回、前橋工科大学による空き家の実態調査によりますと、特定空き家はそのとき70件といったけれども、今正式に83件という数字が出たということは大きいことであって、その結果において、町でも吉岡に合った補助制度を設けなければならないと思うわけであ

ります。いかがでしょうか、その制度に関しまして。お答えください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 空き家の利活用の解体の意向などについて、アンケート調査結果を整理、そしてまた分析をしておりますが、解体費の補助制度については、県内市町村の取り組み状況を参考にしながら、平成30年度から取り組んでいく予定となっております。詳細な補助要綱などの検討を空き家対策計画の検討とあわせて行っていきたいというふうに思っております。

議 長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） これから補助制度を設けてという話なんですけど、先ほど申しましたように、もう前橋から大泉町まで、大分それなりの制度がそろっております。これに関しては、特定空き家に関しては利害が当然出てくる問題でありますので、しっかり対処して、補助制度を設けて、解体なり利活用なり、そこら辺もしっかりとやってもらえればいいかなと思うわけでございます。

次に、安中市や渋川市、大泉町など多くの市町村が、空き家の適正な管理の推進に関する協定を市町村のシルバー人材センターと結んでいます。この協定は、空き家・空き地の所有者から管理の相談を受けた場合、市町村はシルバー人材センターのシルバー空き家等管理事業を紹介し、同センターは依頼を受けて有料で空き家・空き地の現状を確認し、依頼者に建物や庭木、雑草の状況を写真に撮って報告する。希望によって除草や庭木の剪定などの作業を請け負うようになっております。

社会福祉協議会の業務がふえるのが懸念されると思うわけですが、シルバー人材の活用が図られる利点を考えますと、町も協定を結ぶのが妥当と考えますがいかがでしょうか。お答えください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議 長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） シルバー人材センターを空き家の管理に活用するのは、今後、有効な手段となるであろうと認識はしております。しかし、空き家の管理についても、何といたしても所有者の意向が重要でございまして、過日実施いたしましたアンケート調査において、管理の状況などについても質問項目を設けております。したがって、アンケートの整

理・分析結果を参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今言ったとおり、所有者がとりあえず問題なんだよね。所有者の場合は、当然ながら保護法がありますので、個人情報保護法がありますので、その辺を鑑みながら物事を判断しなければならないと思うのですが、ただ、問題は、やはり特定空き家というものがあるということが現実だということを取りあえず認識していただかなければ困る。それに対処することが何よりの施策であると、これだけは認識していただきたいと思うわけでございます。

5番目に、先月18日に開催されました吉岡町空き家シンポジウム2018、これを取り上げなければいけない。素直にこの内容の評価は、また現状は、また反応は、成果は、そして課題等は。いろいろあったと思うんだよ。それに対して、ありのままに声高らかに、そして全てを吐露するような形で大いに語ってください。どうです、町長、お願いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 平成30年2月18日の午後に文化センターホールで、吉岡町空き家シンポジウムを開催いたしました。前橋工科大学の堤准教授をお招きし、基調講演とパネルディスカッションを行い、また、前橋工科大学の学生に現地調査の概要の報告をしていただきました。パネルディスカッションではパネラーとして、関係団体、地域住民、まちづくり支援、行政機関からの代表者4名の方のご協力をいただき、貴重な意見をいただくことができました。ご来場していただいた方は、一般の方が42名、関係団体の方が12名、行政機関の方が26名、合わせて80名でありました。

町の広報や回覧、ホームページ、県内の市町村の関係団体へ県を通じて周知をしましたが、今回の来場者数で考えますと、吉岡町での空き家に関する認知度は今のところちょっと低いのかなと言わざるを得ない参加者であったのかなというふうには思っております。

今後の重要な課題であると考えておりますので、今回のシンポジウムにおいてさまざまな視点からたくさんの貴重な意見を得ることができました。吉岡町空き家対策計画策定の参考として、十二分に活用していきたいというように考えております。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 高田課長、高田課長が当事者として当然ながらいろいろと考えられたと。

そこら辺、ちょっと聞かせてもらえないかな。

議長（馬場周二君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） ただいま町長から説明がありましたとおり、調査研究の結果を取りまとめいくきかけとしてシンポジウムを活用させていただきました。今後、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 残念ながら今、80人という話でね、ちょっと少ないというのを私も実感しております。実際のとおりです。当日そこにいたので。私の今回は少なかったなど。それは当然ながら認識していることで。それに関しては周知が足りないと思うんですけども、結局、それをもっと周知するには、もう一回このようなシンポジウムを催したらいいんじゃないかと。私、ぱっとあのときも思ったし、今回も思っているんですよ。もしそこら辺の予定があるようでしたら、考えがあるようでしたらお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） その件に関しましては、協議会とよく協議しながら検討していきたいというふうには思っております。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） よろしく頼みます。

次に移ります。次は、総合型地域スポーツクラブの推進をということでございますが、昨年5月16日、渋川市全域をエリアとする総合型地域スポーツクラブしぶかわクラブが設立されました。設立の目的は、全ての市民のスポーツ活動を推奨し、「一市民一スポーツ」を合言葉に、スポーツによる市民の健康づくりの推進と地域の活性化に寄与することを目的とすることです。そして、多種多様なスポーツ教室やイベント等を実施し、世代ごとに合わせた個人個人の体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、誰でもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ活動の場を提供するとしています。

その特徴は、全ての市民に種目を限定しない遊びを取り入れて、特にスポーツをしていない人やスポーツが苦手な人を対象として、多種多様なスポーツ種目等のスポーツ教室を実施し、企業や自治会などの団体の要望に応じてスポーツ指導者を派遣するようにもしています。そして、子供のスポーツへの機会の充実を図り、高齢者を対象として介護予防を含めた軽スポーツ教室等を実施し、高齢者の健康づくりを推進しているの

ります。しぶかわスポーツクラブの設立で、渋川市は総合型地域スポーツクラブが全国に先進的な取り組みを実施している自治体となったわけであります。

そこで、吉岡町の総合型地域スポーツクラブは、平成23年2月に設立されましたが、体育協会の23番目の専門部に過ぎないことでもあります。私が思いますに、文部科学省が平成7年度から地域のコミュニティーの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として、住民の主体的な運営を目指す総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業を育成する方針を受けて町はとりあえず設立したに過ぎないとは私には思えないんですよ。そこで、まず、体育協会の一団体としての位置をどのように認識しているかお答えください。そして、活動状況を知らせてください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 総合型地域スポーツクラブについての質問をいただきました。現時点においては、体育協会傘下の23ある専門部のうちの1団体として多方面に活動していることは認識はしております。平成23年に設立後、地道に活動を行っており、競技スポーツではなく軽スポーツを中心に活動をされていると承知をしております。

活動状況については、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） まず、総合型地域スポーツクラブ設立理念であります地域住民の自主的な運営を目指すことを主に、施設中心の体育競技とは異なり、身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいスポーツであります。子供から高齢者まで、多世代がさまざまなスポーツを愛好する人々が、多種目を、初心者からスポーツが苦手な人まで、対象範囲を限定せずに、全ての人々に体を動かすスポーツに親しんでいただく機会を提供する団体であります。年間を通じて適宜、軽スポーツの教室や大会を実施しております。また、柔軟な視点から、子供を持つ母親との相談会、発達障害の子供を育てるお母さんたちとの相談を適宜、開催しております。

特に多くの方に参加していただいている事業といたしましては、毎朝のラジオ体操であり、年間を通じて多くの老若男女の方々が吉岡温泉に集い、指導者のもとラジオ体操を行い、周辺部のごみ拾いを自主的に実施し、集う皆様がそれぞれに自身を鍛練されております。活動回数として約1,500回を超えている基幹事業でもあります。

今後も、他団体との協調を図りながら、双方に相乗効果を見出す取り組みができることを支援していければと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） 今説明したとおりでありますけれども、結局、私もそこら辺は承知しているので率直に申しました。ただ問題は、結局、1団体に過ぎないということは、総合にはなり得ないんですよ。事業も環境も、先ほど言いましたとおり、ラジオ体操及びスカイクロス、スポーツ吹き矢等もありますし、一番最後に、発達障害児を持つ親の支援も当然行っている。これはもう当然、このことなんです。ただ、問題は今言ったとおり、ある程度真に総合型地域スポーツクラブというものを考えますと、やはりそれでは軽スポーツとしてこれから発展させて、町民のため、子供のため、老人のためにやっていくのにはやはり足りないんですね。それに関しましていきます。

そこで、吉岡町の総合スポーツクラブは、先ほど申しましたように平成23年2月に設立されていますが……。いいんだ、これはさっきやったんだね。

渋川市は設立に際して、体育協会を中心に市スポーツレクリエーション協会、ボランティア協会などの所属する団体等が参加し、理事長に体育協会会長、会長に副市長を選任し、全市を挙げて盛り上げようとしています。町でも総合型体育組織として構築し、多種多様なスポーツを取り入れ事業を行ったらと思って。実際そうしないといけないんです、総合スポーツクラブはね。それに対して、どう判断したらいいかお答えください。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 総合型体育組織として構築できれば理想かと思いますが、吉岡町ではまだその環境や組織、人材が整っておりません。将来的には、生涯学習活動に続き、生涯スポーツ社会の実現に向けた新たな取り組みを行うべきであると考えております。また、先進地の活動状況を研究し、吉岡町に合った体制構築を検討していかなければならないと思っております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） そのとおりだね。それで、次に例を述べさせてもらうのだが、既にしぶかわスポーツクラブは多種多様な教室を年間を通じて行っているわけです。先ほど申しましたように6月に設立して、ことし2月まででもう10カ月。今、皆さんに資料を提出しましたように、こういうプログラムを設けて実際やっているわけです。そして、裏面も見てのとおり、会員を募集してそれなりのスポーツの、これからの教室の情報等いろいろと提示して、これからのスポーツクラブの発展を図ろうとしているわけなんです。そこで、ここに申しましたように、2つをごらんのように、この教室の種目や日時、会場、内容の計画を立てて、1年間有効の個人と団体を対象とした会員制を設けて、全

ての行事に参加できるようにしています。また、自治会や企業の要望に応じて指導者を派遣し、推進しています。

町の総合スポーツクラブが実施している教室やイベントなどの種目や内容とは比較にならないと思うんですが、対比して現在の活動状況を教えてください。そして、高いレベルで活動している専門部との連携はなかなか難しいとしても、既に設立されているスポーツ少年団との協力は十分行えると私は思っているんですよ。そこら辺がまた必要と思うんですが、そこら辺の連携をお答えください。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 質問の前段で、現在の活動状況につきましては、最初の質問の回答と重複しますので省略させていただきます。

まず、先進地との比較対照は難しいです。しかし、渋川市の取り組みも一例であり、吉岡町独自の取り組み方を今後模索していかなければ、この先、住民ニーズに対応できない事態にならないよう努めてまいりたいと思います。

また、次世代の生活圏が広域的であり、町内の幹線道路網の整備が進み、渋川、前橋、高崎の近郊都市として利便性が飛躍的に向上したことを背景に、町としてもさまざまな面で連携していくことも視野に入れた対応も適切であると考えます。

町のスポーツ少年団の現状については、県大会、関東大会に出場する単位団も多いことから、体育協会専門部と同様に競技性の高い活動を行っております。しかし、広く、スポーツとして団員が自主的で自由に楽しく活動することを念頭にしている単位団も存在します。また、今年度は総合スポーツクラブ協力事業として、昨年7月23日吉中体育館において元気県ぐんまの障害者スポーツフェスタ2017が開催され、吉岡中学校協力のもとに実施されました。このように、今後は専門部に限らず、できるところから連携を図っていただきたいと思っております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） よろしく頼みます。

今言ったとおり、現時点では町の体育館と、施設も同じですが、渋川のスポーツクラブのようなプログラムを実行するのは当然私も難しいとは思っております。でも、これから、高齢者のことにかかわるわけですが、昨年放映されましたNHKスペシャルの「平均寿命100歳時代を考える」という番組の中で、1日に5時間寿命が延びているわけでありまして、2045年には平均寿命が100歳を迎える時代がやってくるという話でございます。健康で長生きするためには、仕事にしても趣味にしても遊びに

しても努力しなければならない時代がやってくるわけでございまして、事実、現況におきましては、平均寿命と健康寿命の差が、平均寿命が延びているにもかかわらず、健康寿命はそれに応じて延びていかない、変わっていないという状況でありますので、健康寿命を延ばす努力をしなければならないと思うわけでありまして。これに対して、渋川が行っているパワーウオーキング教室やノルディックウオーク教室、ラグビーフットボール教室のような軽スポーツは、野外で行うスポーツです。また、年間行事として行われている運動会やハイキングも野外スポーツです。

私が何度か質問で取り上げました八幡山公園多目的広場の整備事業が私は成されてからこそ、軽スポーツがある意味、健康増進のために役立つと思っているんですよ。そこで、当然ながらそれに対しても地域コミュニケーションも活性化するわけでございまして、この八幡山公園の整備拡張計画が重要だと思っているんですよ。それなので、その後の計画は、今の進捗状況はどんな感じになっているかお答えください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今年度、文化財センターの新築工事を行っております。工事が完了すれば、八幡山公園の整備拡張計画を実施する上では物理的には支障はなくなるわけでございます。ご存じのように、土地はほとんど協力を得て買い上げられたかなというように思っております。しかしながら、私の施政方針でも触れましたが、明治小学校職員室の改修事業、そしてまた、駒寄小学校体育館改築事業及び吉岡中学校校舎増築事業など、新規事業その他多くの継続事業も控えております。これらは膨大な予算が必要となってくるわけでありまして。子育てや教育に関する施設整備は最優先されるべきであり、町の重要課題であると思っております。

こうしたことから、大変申しわけないですけれども、八幡山公園拡張整備につきましてはもう少し時間をいただきながら、何らかの手だてを模索して道筋をつけたいと考えております。そういったことで、ちょっとおくれるのかなというように思っております。

議 長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 国からの補助金は今のところ、どうしても見込めないような形なのかな、やっぱり。そこら辺をお答えください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 国からの補助金も、いわゆるどういった形で補助金がいただけるかなと

いうことも研究をしているというのが実態であります。いろいろなことで、こういったことでやれば補助金が出てくるのかな、こういったことでやれば交付金が出てくるのかなということ、庁内挙げて今研究をしている、また、模索をしているというのが実態でございます。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 当然ながら、優先順位があるのは議員でも職員でも当然のことで、また、町のほうでもわかっていることでそこら辺は無理を言いませんが、ひとつこれからの高齢化に対しまして、寿命を延ばす努力はせざるを得ない状況になっておりますので、そこら辺の取り組みをしっかりとお願いしたいと思っております。

次の質問にまいります。次は、子供の貧困についてでございます。

昨今、各新聞社の記事やコラム、特集等において、子供の貧困を問題にする紙面が著しく目立っております。朝日新聞では昨年8月に、二度にわたりフォーラムで「子供の貧困」を取り上げ、上毛新聞ではことし1月11日の視点で「子供の貧困率」を、また、それに関連して「子ども食堂」を、公明新聞ではことし1月9日より「世代を越えて考えたい子供の貧困」の問題点を連載し始めて、そしてその現状分析を27日に載せております。読売新聞も8月に、「脱貧困」を図る記事を取り上げております。

その中で各紙が共通して問題視しておりますのが相対的貧困率でありまして、各紙とも2人親家族において13.9%の率であり、17歳以下の子供の7人に1人が貧困状態にあると記しております。しかし、各紙ともこぞって、相対的貧困はまだ解明できていないことが数多くあり、「見えない貧困」と呼ばれている。お金がなくて十分に食べられない、物も買えないような外観的にも明らかな状態を貧乏と言っておりますが、それとは違って、現代の貧困は「見えないけれどもいないわけではない」「何が苦しいか苦しくないかと言えば、苦しい」、そういう状態であるというわけです。この見えにくく理解できない状態であることは、これがまた深刻であるというわけでございます。

2013年に子供の貧困対策の推進に関する法律が制定され、対策を講じることが行政に位置づけられて5年経過しております。早急に町としても子供の貧困の現状をまとめるとともに、方向性を定めなければなりません。特に、貧困の現状を、その対象者たちの実情に即して「見える化」をすることが求められているようでございます。まず、漠然としてつかみどころのない子供の貧困を町としてどう捉えているか、そこら辺をお答えください。

また、町は平成29年度、子供の貧困の現状を探るための実態調査を実施していると聞いております。既に町の特性をもとにした調査結果が出ていると思うのですが、所管

課ごとに報告をお願いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 岩崎議員から貧困ということで質問をいただきました。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び、子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として関係法令が制定されました。平成28年度より群馬県子どもの貧困対策推進計画が策定され、その中において、対策の基本理念である「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4本の柱による支援を総合的に実施するとしております。

子供の貧困に関する調査については、各担当課長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 岸こども福祉室長。

〔こども福祉室長 岸 一憲君発言〕

こども福祉室長（岸 一憲君） ご質問いただきました内容につきましては、以前、柴崎議員より同様のご質問をいただきました。また、平成30年度、町長の施政方針においても答弁いたしておりますが、現在、平成27年度より策定された吉岡町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭の支援事業に取り組んでおります。計画は、平成31年度までの5年間で、今年度はその中間年となっております。

平成32年度から新たな計画策定に当たりまして、子育て事業に係るアンケート調査を平成30年度中に行うことを計画しております。その中に、子供の貧困に関する実態や要望等の設問を設け、事業計画と同時に調査を行うこととしております。調査の結果を踏まえまして、より吉岡町に適した支援策を考えていきたいと思っております。以上です。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 補助、控除等も答弁してよろしいでしょうか。（「そうだね」の声あり）それでは、それも担当室長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 岸こども福祉室長。

〔こども福祉室長 岸 一憲君発言〕

こども福祉室長（岸 一憲君） 補助、控除等での援助につきましては、町長の答弁にもありましたとおり、群馬県では平成28年度より子どもの貧困対策推進計画が策定されておしま

す。その中で、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4本の柱による支援が示されております。

当町において、これまでも低所得世帯の経済的負担の軽減などを図っておるところでございますが、先ほどの答弁と重なるところもありますが、子どもの貧困対策計画策定に向けた調査を実施いたしまして、調査の結果を分析し、適切な支援が進められるよう取り組みたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） そうだね。これに向けて次の質問が実態調査の段階であり、少なからず対策を講ずることが重要であると思います。その後の補助関係だから、一致するので構わないでしょう。

それに付随しまして、当然ながら出てくるのが子ども食堂の話になっております。貧困や育児放棄といった困難を抱える家庭などの子供の力になろうと、無料か安い値段で温かい食事を提供する子ども食堂が県内で急増しております。昨年9月末の時点で、県内27カ所開設されており、約8割が月1回、2回程度運営しているとのことでございます。ひとりぼっちで放課後を過ごす子供にとって、食事や団らんを楽しみ、安心して過ごせる場所であり、孤立を防げる場所であると言えるのです。その後も、県の補助金も申請できるので、手軽に事業化できるようになってふえているようでございます。

しかし、開業に当たってはボランティア協会や食材の確保、食器の調達、食中毒やアレルギー対策、資金や拠点、事業の周知などの課題があるようです。その課題も行政のかかわり方でどうにでもなると私は思っているわけでございまして、子ども食堂は貧困世帯が対象との悪いイメージを払拭して、対象を貧困家庭に限定せず、子供の成長や自立、親子関係への支援に結びつけていく仕組みづくりを推進して、また、快適な居場所づくりを目指す事業としていくわけでございまして、それには6カ所の学童クラブと児童館が活動しておりますので、並行して取り組んでいけたらよいと思うのでございます。

そこで、拠点として昨年開設されたロボロボなどは最適と思うのですが、そこら辺の、学童クラブ、児童館及びロボロボの拠点等で拠点づくりはいかがかお答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この質問内容については、以前、山畑議員より同様のご質問をいただきました。

近年、前橋市や高崎市など県内の市部においては、子ども食堂の運営が徐々にふえてきていることについて把握をしております。運営についてはボランティアが中心となっ

ており、月に1回か2回程度開所をすることが多いようであります。また、利用者もお年寄りから子供など、その運営状況についてさまざまであるようでもあります。

アンケート調査の分析結果や県内の他町村などの情報も伺いながら、吉岡町に必要とされるものはどのようなものか、検討をしていきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） よろしく頼みます。

最後に、午前中に柴崎議員が質問をしました手話言語条例の制定に関して、重複するわけでございますので割愛する手もあるかなとは思いますが、とりあえずは、問題は聴覚障害者の支援が一番重要でありまして。

今回、問題としたいのは、聴覚障害者の支援が重要な課題となったと思えるわけでございますから、県では2月8日、子供の先天性難聴を早期発見するための新生児聴覚検査について、全市町村での公費助成導入など、検査を受けやすい環境をつくろうと支援に取り組む方針を明らかにしております。県医師会を初め関係機関と協議し、助成の実施主体になる市町村に対して予算確保を呼びかけるほか、助成時の一部事務を代行する。親の経済負担を減らし、多くの新生児が検査を受けられる態勢を整えるとなっておりますが、まず、県が明らかにしていた方針に対して対応を教えてください。これに関しましてはちょっと柴崎議員と重複しますが。

また、県によると新生児の1,000人に1人か2人は聴覚に障害があるとされております。町の障害者の現状を改めてお答えください。また、新たに、窓口の対応を伺います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 吉岡町における聴覚障害者の現状を町が把握している範囲でお答えをいたします。

聴覚を主障害とする手帳取得者は、平成30年1月末現在で59名おられます。障害の等級はさまざまですが、高齢化社会を迎え、老化による聴覚機能の低下によって新規で手帳を取得する方が年々ふえ続けています。

その一方で、先天的に聴覚に障害がある方に対する支援は拡充されており、議員の質問のとおり、平成30年度から吉岡町でも新生児聴覚検査の費用の助成が実施されております。これは、先天性による聴覚障害が早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療養を図るため、重要な検査となります。検査は、原則的に医師会に加入し

ている産院で出生から生後1カ月までの間に行われます。

新生児聴覚検査に係る費用については、上限3,000円まで公費負担で行い、受診者の経済的負担の軽減を図ることで全新生児が検査を受けられる仕組みとすることを目的としています。

検査の結果、支援が必要と判断された新生児に対する療育は、遅くとも生後6カ月ごろまでに開始されることが望ましいこととされていることから、その時期までに対象となった町内の新生児に対し、受診状況の確認を行うことに努めております。

また、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくりや、新制度の周知啓発にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 当初予算が計上されているのは当然今回わかっておりますので、しっかりとその施策をよろしく頼みます。

特に、障害者に関しましては、障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されておりますので、それに関しましては、今まで柴崎議員や富岡議員も一般質問で質問しておりますので、そこら辺を絡めてしっかりと対応をお願いするわけでございます。

最後に、手話言語条例は、先ほど柴崎議員と全く同じ文章かなとも思うんだが言わせてもらいますが、手話言語条例は2013年鳥取県が県として全国初で制定し、同年石狩市が市町村として初めて制定しました。群馬県では2015年3月12日に制定し、前橋市が2015年12月7日、中之条町が2016年6月17日に制定しました。その後、渋川市、みどり市、大泉町、桐生市、高崎市、館林市、伊勢崎市、安中市、太田市と11市町で制定されております。言語として手話への理解と普及を促進するため、町が啓発活動などに取り組む責務を負わなければならないわけでありまして、災害に際しても情報などは音声では伝わらない耳の不自由な方に的確な対応を義務づけられています。

町も、手話の学習や交流の場として活動しているぶどうの会という手話サークルがありますが、早急に手話言語条例を制定し、聴覚に障害があると認められれば即座に対応できる体制を整えたいと思うのです。答えは結構です。努めて制定をよろしく願います。以上です。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして11番岩崎信幸議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分とします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

議長（馬場周二君） 会議を再開します。

議長（馬場周二君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、第1問目でございますけれども、行政改革について質問するものであります。

まず、（1）といたしまして、過去2回にわたる行政改革における成果・課題についてであります。

町では、平成18年度から平成22年度までを取り組み期間としたいいわゆる第1次行政改革、平成23年度から28年度までを取り組み期間とした第2次行政改革が終了し、さらに、平成29年度から32年度までを取り組み期間とする第3次行政改革大綱及び行政改革実施計画が制定され、1年が経過しようとしているところであります。そこで、第3次行政改革の進捗状況等を質問する前に、過去2回の行政改革における成果と課題についてお伺いするものであります。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 坂田議員から行政改革、そして、過去2回にわたる行政改革における成果・課題について質問をいただきました。答弁させていただきます。

吉岡町においては、平成18年度から平成22年度までの第1次と言える吉岡町行政改革大綱、そして、平成23年度から平成28年度までの第2次行政改革大綱のもと、行政改革を推進してきました。

吉岡町行政改革大綱では、広報誌・ホームページ等の情報発信の充実、パブリックコメント制度の導入、行政区制度から自治会制度への移行、町附属機関への公募制の導入など、地方分権時代に対応した町民参加型行政への転換等を図り、そして、第2次吉岡町行政改革大綱では、新地方公会計制度の導入、指定管理者制度の活用、人事評価制度の運用、コンビニ収納の導入、補助金等の削減など、効果的・効率的な行政改革の推進を図ってきました。

しかし、これまで実施してきた取り組みに加え、新たなステージを迎えた地方分権時代に求められる組織づくりなどの視点から行政改革を推進していく必要があり、権限移譲や人口増加により複雑化し増加する業務に対応するため、職員の能力が発揮しやすい組織づくりや、今後の財政事情を考慮したより一層の財政健全化が今後の課題として重要であると考えております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、（2）の第3次行政改革大綱に基づく行政改革実施計画における取り組み行程の進捗状況等について質問をいたします。

第3次行政改革実施計画の推進体制は、行政改革実施本部を中心に行うほか、諮問機関として作業部会を設置し調査研究を行い、個別の取り組みの執行については所管の担当部署が行うというふうにあります。取り組み項目としては31項目あり、平成32年までの取り組み行程が明示されています。それらをローリング方式によって毎年毎年見直していくというふうにあるわけでございますけれども、今回、32項目全ての取り組み項目として掲げられているものについて、その進捗状況等についての質問はちょっと時間の都合上できませんので、以下の6項目について質問いたします。

まず、①として将来に責任を持つ財政基盤の確保についてでありますけれども、ここではアとイで、ネーミングライツとマルチペイメントについて質問するものでありますけれども、まず、ネーミングライツ、いわゆる命名権について質問するものであります。

施設の名称を企業等に売却して資金を得る民間資金活用策であるネーミングライツは、近年、地方自治体の新たな収入源確保策として大きな注目を浴びているところであります。地方自治体の広告事業については、これまで自治体の公式ウェブサイトへのバナー広告、広報紙や公用車への広告掲示が中心であり、少額の収入が中心でありました。しかしながら、このネーミングライツについては、アメリカ合衆国などの先進事例からより大きな額の収入が想定できたため、比較的規模の大きな自治体等で導入され、新たな収入源確保策として期待されているものであります。町の取り組み状況についてお伺いするものであります。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては財務課長より説明をさせます。

議長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） ネーミングライツにつきましては、行政改革実施計画の新たな自主財源の確保に向けた取り組みの内容の中で、町税以外の自主財源の確保策の1つとして、ふるさと納税の拡充やホームページバナーなどの広告収入と並んで記載されております。確かに近年、多くの自治体において企業等を対象にスポンサーを募集し、対価を得ることで、公共施設などに社名や商品名を付した通称を命名できるネーミングライツが新たな自治体の収入源の確保策の1つとして注目され、都道府県や比較的規模の大きい都市を中心に導入

が進んでおります。

自治体にとってのネーミングライツのメリットといたしましては、契約期間中は継続的に広告収入という新たな自主財源を得ることができる一方、愛着が湧く名称になるかどうかという心配や、施設名が変わることにより施設利用者の混乱を招くなどのデメリットがあることも指摘されております。

また、ネーミングライツは、企業に応募してもらうことが前提となるわけですが、企業側に広告塔として投資効果があると興味を持っていただけそうな公共施設が町内には少ないことも想定され、今後は、例えば吉岡町文化センターなど、対象となりそうな施設の管理担当との調整を進めていくことになるかと考えております。

いずれにいたしましても、町としては、ネーミングライツを含む自主財源の確保のための取り組みとしまして、引き続き、今後も広く情報収集などを行いながら検討していきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今の答弁の中で、比較的規模の小さい自治体においては、そのような施設がなかなかなくて応募してくれる企業さんが少ないんじゃないかというような懸念も表明されておりますが、私がちょっと調べた限りでは、県内の町村においては明和町さんが恐らくこのネーミングライツについては要綱等を制定して募集されているようであります。ホームページのバナー広告を導入する際もそうでしたけれども、本当にこのバナー広告、応募してくれる企業があるのかどうかというのは大変懸念されていたことでありますけれども、こここのところホームページを見ていると8割方埋まっているのかなという気もいたします。このネーミングライツについては、バナー広告ほどお安い値段で広告ができるというわけではなくて比較的高額になってしまうので、もしかしたら応募してくれる、買い取ってくれる企業が出ないかもしれませんけれども、要綱等を整備して、まず、ネーミングライツできる施設を洗い出して要綱等を整備する、そして募集をかける。もし応募してくれる企業さんがあれば、それは非常にありがたいことだというぐらいの頭でやっていたらよろしいのではないかというふうにも思います。

そんなことで、次の質問に移ります。マルチペイメントであります。

町税等の納付手段として、クレジット納付やペイジーなどによる納付が可能になれば、町税等の収納率向上に資するだけでなく、町民の利便性向上にもつながると考えられます。クレジット納付、ペイジーともに、インターネットに接続されているパソコン等の端末から納付も可能となるわけです。つまり、コンビニあるいは金融機関、役場の窓口等に出かけなくても、在宅にいながら税納付が可能となるわけでありまして。マルチペイメント

については、第2次行政改革から引き続き取り組み項目として掲げられているわけであり
ます。この件についてはおととの予算審査の際にある議員からの質疑においてほぼお答
えのほうは出された感がありますけれども、重複するところがあるかと思えますけれども、
再度お尋ねするものであります。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましても担当課長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） クレジット納付やペイジー納付などの新たな納付手段についてですが、ま
ず、クレジット納付につきましては、パソコンやスマートフォンからインターネットのサ
イトにアクセスしてクレジットカードの番号などを入力して納付するというもので、イン
ターネット限定のサービスとなります。また、納付額に応じた手数料が上乗せになります。

次に、ペイジー納付につきましては、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が
運営するマルチペイメントネットワークを使い、パソコンやスマートフォンからインター
ネットバンキングやモバイルバンキングを利用して納付するというもので、インターネッ
トバンキングやモバイルバンキングを利用するには利用される方が事前に金融機関へ申し
込み、契約をする必要があります。こちらもインターネット限定のサービスとなります。

クレジット納付やペイジー納付は、現在、県や前橋市、高崎市、伊勢崎市、桐生市で導
入されておりますが、他の市町村においてはその効果を見きわめている状況です。

また、国におきましては、総務省が全国の地方自治体共通の電子納税システムの導入を
目指しており、今後、納税の電子化が進んでいくものと思われまます。

町といたしましては、このような状況を踏まえながら、町民の皆様の利便性向上を図る
ため、今後も多様な納付方法について調査検討を進めてまいりたいと考えております。よ
ろしく申し上げます。

議 長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ちょっとこれはお伺いしたいんですけども、クレジット納付においては
納付する者に手数料がかかってくるということで、ペイジーに関しましては、そうすると、
クレジット納付ということで町のほうで手数料等を払わなくてもいいんですか。

議 長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） クレジット納付の手数料につきましては、現在、導入している市のホーム

ページ等を見ても手数は納付される方が負担するというようなことになっております。全国の事例を見ますと、全国的にはその地方自治体が手数料を負担するというところもあるようですが、群馬県においては手数料は本人に負担していただくという形になっております。以上です。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ペイジーのほうはどのくらいの手数料かということは、把握していらっしゃいますでしょうか。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） 大変申しわけありませんが、ペイジーにつきましては、手数料等はホームページを見る限り、手数料は幾らということは載っていないような状況ですので、今後また調べてみたいと思います。済みません、よろしくお願いします。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） コンビニ納付を導入する際も、町が負担するコンビニに支払う手数料等が若干、口座引き落としなんかよりも高くつくので、その辺が主な議論の対象で、これがふえると、コンビニ納付がふえてしまうとコンビニに支払う手数料も多くなってしまいうところがこの議論の対象になったのではなかろうかというふうに記憶しておりますけれども、確実に利便性の面では町民の方の利益に資するというふうに思います。そしてまた、納付額のほうも年々ふえているようでありますので、マルチペイメントについて、平成31年度からですか、政府のほうで。そういったものも見きわめながら、できるだけ早期にさまざまな方法。本当に便利です。深夜わざわざ、忘れちゃったというのでコンビニに行くよりは、自宅の端末をいじって納付できるのが便利だと思います。また、そういうコンビニと金融機関と役場の窓口と、遠いところで高齢者の方等が納付するには、自宅でできるのがよろしいのかなというふうに思いますので、ぜひとも早期にお願いしたいというようなことで、（イ）マルチペイメントについての質問を終わります。

続きまして、②簡素で効率的な行政についてであります。

まず、（ア）の情報公開の充実についてを質問するものでありますけれども、この実施計画によりますと、情報公開制度の適正な運用とともに、町民の信頼を得るために行政の政策決定過程について積極的に公開し、住民に開かれた行政の実現を図るとあります。なかなか踏み込んだ表現であるというふうに思いますけれども、「政策決定過程の積極的公開」というのは、具体的にはどのようなことを想定していらっしゃるのかお答えをいただ

きたいと思います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 情報公開の充実についてということでご質問をいただきました。この件については、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 町民の理解と信頼を得るための行政の政策決定過程の積極的な公開について、具体的には、政策や計画を決定する際に審議会等の計画検討委員会など検討組織を設置するわけでございますけれども、その際の委員を一般住民から公募することも政策決定過程の公開につながるのだと思われまして、その計画等の素案にパブリックコメントを実施すること、そして、その素案をホームページに掲載すること、そして、その際使用するホームページを住民に見やすく、わかりやすく充実すること、そのような計画等策定に当たる検討組織での会議録を作成し、情報公開に備えることなども取り組みとして考えられますが、吉岡町情報公開条例第7条第1項第4号には、要約しますと、町の機関等の内部等における審議、検討、協議に関する情報で、公にすることによって率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者への不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるものについては不開示とする旨の規定がありますので、このような情報を公開することによって、かえって町民の理解と信頼を得られず、誤った情報により住民を混乱させ不利益が生じる場合などを注意しながら検討していくことが必要であると考えているところでございます。よろしく願いします。

議 長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 不開示情報について公開できないのは条例上、明らかであります。いずれにいたしましても、この情報公開制度、政策決定過程における情報公開をしていけば、透明な町政、そして結果として町民の信頼を得る町政ということにつながっていくと思います。情報公開等に耐えられるような、また、わかりやすい資料づくりを心がけていただきたいというふうに考えております。

続きまして、（イ）の地域情報化の推進について質問するものであります。

これについては、主に自治体クラウドについて質問するものでありますけれども、自治体クラウドはクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方自治体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムの経費の削

減や住民サービスの向上を図ることができるものであります。

費用削減効果については、国内にこの自治体クラウド、56グループあるそうでございます。恐らく平成28年の4月ぐらいの段階であると思えますけれども、国内56のグループがありまして、そのうち29のグループにおいて3割以上の削減効果が認められたと。

県内においても吾妻郡において平成25年からですか、平成25年に吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会というものが発足しまして、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町において自治体クラウドが導入されております。これ、たしか平成25年に吾妻郡情報システム共同化推進協議会が設置されまして、約1年の検討期間、平成25年の5月から平成26年の9月まで検討期間ということで、プロジェクト推進会議を開きまして、平成26年の9月から平成26年の10月に入札、プロポーザル方式で行われたようであります。そして、平成26年の10月から平成27年3月までに協定書締結協議、そして、締結されたのが去年、平成27年の2月3日だそうでございます。その後、データ移行テスト等を行いまして、中之条町においては平成28年の3月28日から、草津町においては平成28年の9月26日から、長野原町におきましては平成28年の10月24日から、東吾妻町におきましては平成28年の12月5日から、嬭恋町におきましては平成29年の9月25日から、高山村におきましては平成29年の11月27日から本格稼働がされているようであります。

自治体クラウドが導入されれば、削減された費用やそこに投入されていた人的資源を他の分野で有効活用することが可能になります。町でも他市町村等に働きかけ、早期導入すべきではないかと考えますけれども、町のお考えを伺いたいと思います。

議長（馬場周二君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 自治体クラウドの導入は、議員がおっしゃるように、コストの削減等への有効な取り組みと考えられ、この行政改革の実施計画にも記載されているところでございます。

自治体クラウドは、複数の自治体でのシステムの共同利用が可能になるため、コストの削減等のメリットがあるということになり、参加団体が多ければ多いほどコストの削減の効果は大きいと考えられます。コスト削減だけでなく、管理運用業務の軽減や業務プロセス標準化による業務効率化などの効果も考えられます。このようにさまざまな効果が期待できますが、現実的には自治体クラウドの導入は現時点では難しいと考えられます。

自治体クラウドの導入に当たって最も重要な点は、どれだけのコスト削減効果が得られるかだと考えているところでございますけれども、効果の得られる団体数で多数の団体が参加するクラウドを導入するには、どの団体がリーダーシップをとって先導していくかが

問題であり、自治体単独では不可能な事業ですので、連携の形を模索することから始まる必要があると考えているところでございます。

クラウド導入について、現時点では困難である旨を説明させていただきましたが、クラウド導入はコスト削減のほかにもさまざまな効果が期待される有効な策であることは間違いないと思いますので、今後も研究検討に努めていきたいと思っています。

また、クラウド化する場合、住民基本台帳や税、国保、介護などの基幹系システムになると思われますけれども、現在、基幹系のシステム会社につきましては株式会社ジーシーと平成30年1月から5年間の長期継続契約を締結させていただいておりますので、この5年間に何らかの形で自治体クラウドの導入を模索する必要があるのではないかなと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今の答弁ですと、吉岡町1町ではどうもならないからなかなか難しい側面があるというようなお答えでした。ちょっとこの件について調べておりましたら、地方行政サービス改革の取り組み状況等ということで、平成28年4月1日現在で行政改革について総務省が全国の自治体の取り組み状況について調査して取りまとめたものがあるわけですが、このクラウド化について単独クラウドについて26.8%、吉岡町の類似団体において実施されているというようなことも書いてあります。そこで、単独クラウドというのは検討されなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（馬場周二君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 町では、単独での自治体クラウドについては検討はしておりません。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 理由についてお話しただけだと思います。

議長（馬場周二君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 最初の答弁のところでも申し上げましたけれども、コスト削減につながらないという中では、やはりそういったことは検討しなかったわけでございます。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） なかなか、この、どこが言い出し始めて、どの組み合わせでやっていくかというのは難しいことであると思います。平成26年3月24日に政府が出した電子自治

体の取り組みを加速するための10の指針というものの、その10の指針の中の1つに、都道府県による域内市町村の自治体クラウドの取り組み加速ということで、国としても都道府県、県に主導してもらってやるんだというような指針を出しております。

この総務省の、自治体クラウドについて特にホームページを開設してまとめてあるわけでありまして、結構、今手元にあるのは長野県の事例でありますけれども、長野県なんかは県がやはり主導いたしまして、県内の77の町村、10の広域を対象として、まず県内を4ブロックに分けて共同化研究会、その後、長野県市町村電算システム共同化検討会を設立して、1年くらい共同化を検討しまして、参加団体を募って、14の町村が参加しているような状態であります。吉岡町としても、なかなか、吉岡町が旗振り役になって多くの賛同する自治体を集めるというのは難しいと思いますので、県のほうに強く働きかけていただきたいと。働きかけて、この自治体クラウド。例えば、おうみ自治体クラウド協議会、ここの費用削減効果は60%だそうでございます。少ないところは1割2割しか削減できないところもありますけれども、おおむね3割ぐらいは先ほども申し上げましたけれどもこの情報システムに係る費用が削減できる。そういう効果も明らかなわけであって、この自治体クラウドを導入することは最先端の事例ではなくて、いろいろなノウハウも積み重なっておるわけでございます。全国平均で自治体クラウドを導入しているところは、19.1%の自治体が自治体クラウドを導入しておるわけでありまして、吉岡町としても県に働きかけて、県主導のもとでやっていただきたいというふうに思いますが、町長、一言お願いできますか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 坂田議員から、これをやると大分経済効果もあるし人員も削減できるというような話を伺っておりますが、今の時点では、先ほどから課長が答弁しているとおりに、県のほうにいろんな面で相談しながらも、行政改革を交えた中でやっていきたいというようには思っております。

議 長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、次の質問に移りたいと思います。町民協働のまちづくりと町民サービスの向上について。

今回質問をするのは、町民サービスの向上についてになると思うんですが、まず、（ア）役場窓口サービスの向上についてということで、実施計画には町民サービスの向上のための具体策の展開ということで、庁内にATMを設置することによって来客者の利便性向上というふうに記載されております。大変便利なことであります。早期実施をお願い

したいと思いますが。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） このATM設置については、昨今、コンビニATMの普及が進んでいることや、国の低金利政策による金融機関を取り巻く経営環境が非常に厳しくなっているということでお聞きをしております。これを1つ設置するのに約1,000万円かかるというようなことで、各金融機関においては既存のATMについても見直しを図っているということでも聞いております。新たなATMの設置については、費用対効果が十分に見込まれることが前提となると伺っておりますので、町といたしましては来庁者の皆様の利便性向上を資するため、今後も要望していきたいというふうには思っております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ぜひともよろしく願いいたしたいと思います。

次、（イ）のホームページ等での情報発信についてを質問いたします。

ホームページ、よしおかほっとメールだけでなく、SNSによる行政情報や防災・防犯情報をタイムリーに発信していくことは、大変重要なことではないかというふうに思います。特に災害時などには、SNSの双方向性という特性から有効であるというふうにも考えられます。12月議会でしたか、平形議員も質問されておりましたけれども、SNSに関してはちょっと炎上の危険もあるというような指摘もありましたけれども、SNSで発信される情報が行政情報あるいは防災・防犯情報ということに限れば、炎上の危険性というのもそれほど大きくはないのではなかろうかと。県内の市町村のホームページ等を見ましても、多様なSNSを利用して情報発信しているようであります。町としてのお考えを伺いたいと思います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ツイッターやフェイスブックなどのSNSは、現在、情報化社会におけるコミュニケーションや情報発信のツールとして多くの市町村で活用が広まっていることは承知をしております。

こうした状況から、自治体職員向けに群馬県の情報政策課が主催する、SNSを活用した情報発信講座を昨年12月6日に本町で開催し、SNSによる情報発信にかかわることが想定される各業務の担当者が参加し、主に自治体による導入事例や、どのような活用ができるかなどの情報収集を行っております。その後の具体的な導入予定については、現段階では未定ということになりますが、行政改革実施計画では平成30年度から導入の

検討となっていますので、今回の講座や既に活用している周辺市町村の運営状況などを踏まえまして検討していきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 実際問題として、例えば大雪が降ったと。うちの前の道が雪がたくさん積もっちゃってできれば除雪してほしいなんていうときに、町としては、SNSを通じて、自治会を通じて上げてくれれば、町でも順次対応していきますというようなことを流せば、例えば雪のときに誰に言ったらいいかわからないというのを、周知徹底の手段としても使えるような利点もあるようであります。そういった利点を考えれば、早期に実施ということで考えていくということでございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

2番目の、小学校におけるプログラミング必修化についての質問に移ります。

まず、プログラミング必修化の概要についてを質問するものでありますけれども、平成29年3月に新学習指導要領が公示され、小学校においてプログラミングが必修化されました。平成32年度から完全実施されるところでございます。プログラミング必修化の背景としては、「近年、飛躍的に進化した人口知能は所与の目的の中で処理を行う一方、人間はみずみずしい感性を働かせながら、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかなどの目的を考え出すことができ、その目的に応じた創造的な問題解決を行うことができるなどの強みを持っている。こうした人間の強みを伸ばしていくことは、学校教育が長年目指してきたことでもあり、社会や産業の構造が変化し成熟社会に向かう中で、社会が求める人材像とも合致するものとなっている。2点目といたしまして、自動販売機やロボット掃除機など、身近な生活の中でもコンピューターとプログラミングの恩恵を受けており、これら便利な機械が魔法の箱ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすることは、時代の要請として受けとめていく必要がある。3番目といたしましては、小学校段階におけるプログラミング教育については、コーディング、これはプログラミング言語を用いた記述方法だそうでございますけれども、このコーディングを覚えることがプログラミング教育の目的であるとの誤解が広がりつつあるのではないか」ということが挙げられております。

この新学習指導要領に小学校からプログラミング必修化ということが示されて、そのプログラミング必修化ということがひとり歩きして、一部の間では誤解もあるようでもあります。そこで、ここにおきまして、まず、この必修化の概要についてどのようなものであるか伺います。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） 次期学習要領で決定された内容にかかわるご質問をいただきましたので、私からお答えをさせていただきます。

次期学習指導要領の総則に、「児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的な思考力を身につけるための学習活動」というふうに示されております。

小学校段階では、子供たちにコンピューターに自分が意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考を育成することにあります。例えば、プログラミングにおける順次処理や繰り返し、分岐などについて、学習した体験を生かして割り算の筆算について順次処理を繰り返し、分岐の組み合わせで説明させるような学習活動が考えられます。このような学習活動は、直接的にはコンピューターによるプログラミングをしていないが、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力、つまり、プログラミング的思考を育成することになります。概要としてはこのようなことではないかというふうに考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9番（坂田一広君） 今の教育長の答弁で、実際、コーディング等を勉強してプログラミングをやるんじゃないかと、あくまでも指示したことができるのかというプログラミング的思考を養う、小学校ではそのようなことをやっていくのだよということに理解いたしました。続きまして、教員の研修等の体制について質問するものでありますけれども、文部科学省では、小学校段階におけるプログラミング教育の実施例として、総合的な学習の時間や理科、算数、音楽、図画工作、特別活動でそれぞれ例を挙げながら、このような実施例があるよということを示しておるわけでございますけれども、そういたしますと、教員の研修等の体制はどのようになっておるのか。今、多分、移行期間で研修等が始まっているのではないかと思いますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 群馬県総合教育センターでは、来年度、研修講座で小学校プログラミング教育研修講座の開設が予定されております。また、各学校の校内研修においても研修支援隊として派遣事業も予定されておりますので、これらの活用を検討していきたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、次、学校におけるICT環境の整備について質問するものであります。

文部科学省で平成29年12月26日に、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備についてという通知がございまして、それに添付された別紙において、新学習指導要領の実施等に向けたICT環境整備の必要性等について3点ばかり述べております。

まず、第1点として、児童生徒の情報活用能力の育成についてということで、総則において、各学校において、言語能力、情報活用能力、これは情報モラルを含むものだと思いますけれども、問題発見、解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするのが規定され、とりわけ新小学校学習指導要領においては、児童がコンピューターで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動及び児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動について各教科等の特質に応じて計画的に実施することとされました。

第2点目といたしまして、各教科等におけるICT活用についてということで、総則において、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補完的な学習や発展的な学習などの学習活動や、指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実などを児童生徒や学校の実態に応じて取り入れる際、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を図ることが規定されました。また、各教科等の指導計画の作成と内容の取り扱いにおいて、各教科の実際の指導においてコンピューターなどを適切に活用できることについて規定されました。

3点目といたしまして、学校のICT環境整備についてということで、総則において、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが規定されたとして、学校におけるICT環境整備の検討に当たっての視点としてまた3点。

まず、第1点目として、新学習要領におけるICTを活用した学習活動を具体的に想定しながら検討を行うこと。ICTを活用した学習活動を踏まえ、優先的に整備すべきICT機器等と機能について具体的に整理を行うこと。必要とされるICT機器等及びその機能の整理に当たって、限られた予算で予算を効果的かつ効率的に活用する観点から検討を行うこととの3点を挙げております。

町では、どのように小学校においてそのICT環境整備を行っていくのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 平成26年度にパソコン教室の児童生徒用のパソコンの整備を行い、児童生徒が1人1台のパソコンを利用できる環境を整備してきました。さらに、平成28年にはタブレットを各学校に25台整備し、グループに1台使用できる環境を整備しております。次期学習指導要領が本実施になるまで、今後は、必要となるソフトウェアやハード機器についての整備を検討していきたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、パソコン、タブレット等をそろえたということではありますが、このICTを活用するに当たって全ての先生方がそのパソコン等の操作、ICT機器の操作に通じているわけではありません。そういった中で、小学校においては各教科の中でプログラミング的思考を養った授業を行っていくということで、先生の業務負担の増加というものも懸念されるところでありますけれども、外部専門スタッフの活用も含めた対策、特にICT機器等の導入当初、情報端末や通信のトラブル等に対する技術支援などを行うためのICT支援員を配置するなどの考えはありますでしょうか。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 現時点では、ICT支援員の配置は、予定はございません。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） いずれにいたしましても、子供たちが十分な環境の中で学べるような対策をとっていただきたいというふうに思っております。

時間ちょっと早いですけれども、私の質問は以上で終わらせていただきます。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了いたしました。

明日は、2人の一般質問を行います。

散 会

議長（馬場周二君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時03分散会

平成30年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

平成30年3月9日（金曜日）

議事日程 第4号

平成30年3月9日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
産業建設課長	高田栄二君	会計課長	大澤弘幸君
上下水道課長	笹沢邦男君	教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君
高齢福祉室長	米沢弘幸君	こども福祉室長	岸一憲君
健康づくり室長	永井勇一郎君		

事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議 長（馬場周二君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより会議を開きます。

小渕総務政策課長。

総務政策課長（小渕莊作君） 昨日福田健康福祉課長が体調不良ということで欠席させていただいたんですが、本日においても体調不良ということで、休ませていただいておりますが、本日の一般質問の答弁につきまして、それぞれの所管の室長が答弁する場合もあるかなと思っておりますので、それぞれの岸こども福祉室長、そして永井健康づくり室長、それと米沢高齢福祉室長を出席させてよろしいか、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（馬場周二君） お諮りいたします。

ただいま総務課長の報告のとおり、室長の出席にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認め、出席を許可します。

それでは、一般質問の通告のあった6人のうち、本日は2人の通告者の一般質問を行います。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（馬場周二君） 一般質問を行います。

4番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4 番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。通告に従い、一般質問を行います。

厚生労働省の人口動態統計によると、2016年の県内における出生数は、前年比595人減の1万3,661人で過去最少となり、また全国の出生数は97万6,979人で、現在の形で統計をとり始めた1899年以降、初めて100万人を割り込むなど、人口減少に歯どめはかかっていない状況にあります。

そのような中であって、人口1,000人に対する出生数を示した出生率を県内市町村別で見ると、最も高いのは吉岡町の9.6とのことでありました。これも、我が町が「吉岡町次世代育成支援行動計画」の前期計画を平成17年に、後期計画を平成22年に策定し、石関町長の陣頭指揮のもと、「子どもたちの夢を育てるまち 吉岡～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～」を基本理念に掲げて、「子育てするなら吉岡町」をモットーに放課後対策の充実や子育ての経済的負担軽減などといった各施策に鋭意取り組んでこられ

た結果、吉岡町では女性が働きながらも子供を産み、育てやすい環境整備が充実してきているあかしであると受けとめておるところであります。

そこで、以下4項目の観点から「子ども・子育て支援」に関して、町長にお伺いします。まず1つ目は、産後ケア事業の現状についてであります。

吉岡町における出産後の母子に対して、心身のケアや授乳相談などの育児支援を行う産後ケア事業は、現在どのようになっていますでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

本日はお二方の議員より質問をいただきます。精いっぱい答弁をさせていただきたいと思っております。また、先ほどは3室長の参加を認めていただきまして、まことにありがとうございます。精いっぱい室長のほうからも答弁する場面があるかと思いますが、ご指導のほどよろしくお願い申し上げますところでございます。

それでは、五十嵐議員から質問をいただきました。産後ケア、事業の現状はということとで質問いただきました。答弁をさせていただきます。

吉岡町における出産後の母子に対する育児支援、いわゆる「産後ケア」についてのお答えをいたします。

現在、吉岡町保健センターでは大きく分けて3つの事業を行っております。

一つ目は「新生児訪問」であります。

この事業では、助産師が1人目のお子さんが生まれた家を訪問し、お子さんの体重測定や授乳などの育児に関する相談に乗ります。2人目からは保健師が訪問し、お子さんの体重測定はもちろん、育児相談では、上の兄弟とのかかわりに悩む母親の相談にも乗ります。

詳しい調査は行っておりませんが、吉岡町のように全てのお子さんの新生児訪問を実施している市町村は、それほど多くないと認識しております。

二つ目は「母子保健推進員による乳児全戸訪問」であります。

新生児訪問とは別で、地区ごとに選ばれた母子保健推進員が生後2カ月から4カ月のお子さんのいる家を訪問し、元気に過ごされているかの確認と、1カ月健診結果に記入した用紙の回収を行います。また、母親からの悩みや相談を聞いた場合は、保健センターへ情報の橋渡しを行います。

最後は、「母乳相談」です。

これは月に1度、保健センターで開催している事業で、助産師と栄養士、保健師が行います。内容は、助産師への授乳や卒乳の相談、栄養士への離乳食の相談など、幅広く相談できる場となっております。

以上が、吉岡町における産後ケア事業でもあります。

この中で特に新生児訪問と母子保健推進員による乳児全戸訪問は、母親と新生児の家を直接訪問することで、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられないことで産後の心身の回復期に孤立してしまったり、育児不安を抱えてしまったりしている母親をサポートし、産後鬱や新生児への虐待から母子を守ることにつながる大切な事業と思っております。

このように出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を今後も確保してまいりたいと思っております。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） ただいま町長から、当町においては新生児訪問とか乳児の全戸訪問、それから母親の相談、非常に産後ケア事業に関しては充実しているなど改めて実感しております。ただ、こういった中であつてもやはり心身ともに不安定になりやすい出産後の女性に寄り添い、専門的な知識で支えていくことで、できれば子育て世代包括支援センターといったものの設立も視野に入れて、子育て世代の安心につながる産後ケア事業の充実には今後とも力を入れていっていただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、子育てアプリによる情報発信についてであります。

今日の特に若いお母さん方は、日常的にスマホから多種多様な情報を賢く取り入れ、活用しているといった実態があります。特に、日常働いているお母さんなどは、わざわざ行政の窓口に出向いていかなくとも、空き時間を利用してインターネットで情報を見られ、調べられることはとても便利なことでもあります。

そのような時代的背景を先取りするかのように、子育て支援策に関して先進的な自治体では、妊娠から子育てまでを一貫してサポートするスマートフォン用のアプリを導入しているところもあるようであります。

県内では、富岡市の「子育てナビ」とかみどり市の「みどりん」などが該当し、「子育てナビ」では、子育て支援情報を一元的に提供できるシステムをつくり、困ったことがあったら「子育てナビ」にアクセスすれば情報が得られるようにしてあり、とても好評を得ているようであります。

県外に目を移してみますと、宮城県栗原市のアプリでは、主に子供の成長記録や予防接種の予定などを一括管理。そこで沐浴の仕方や離乳食の作り方などの「赤ちゃんのお世話」を動画で確認できる。さらに、子育てに関する市の助成制度や市内で行われるイベント情報も配信されるなど、多様化するお母さん方のニーズに応えられるよう配慮している

とのことであります。

吉岡町にも若いお母さん方がたくさんおり、そのニーズは多様化しているものと受けとめ、それに応えていくためにも子育てアプリを導入し、積極的な情報発信につなげていくべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 子育てアプリについては、担当室長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 永井健康づくり室長。

〔健康づくり室長 永井勇一郎君発言〕

健康づくり室長（永井勇一郎君） 五十嵐議員の質問にあるとおり、スマートフォンの普及によって今や手軽に子育てに関するさまざまな情報や疑問を調べることができるようになりました。

「子育てアプリ」についても、民間企業によって多くの種類が開発されており、授乳の時間やお子さんの測定記録、育児相談から予防接種のタイミング、子供の写真管理まで多種多様な機能があるようです。

ただし、情報化社会もここまで進んでくると、ネットにあふれる情報の中から何が正しくて何を選択していけばよいのか、困惑する母親も多いでしょう。そういった中で、生活に密着した身近な機関である自治体が直接発信する子育てに関する情報や育児支援サービスは、住民に安心を与えるものでなければなりません。

子育てアプリについては、現在のところ導入は考えておりませんが、先ほど述べたとおり、子育てに関する正確で有益な情報を日々育児に奮闘する子育て世帯に確実に届けることの重要性は認識しています。

特に町が力を入れているのは、気軽に相談できる体制を確立することによって可能となる母親との直接的なコミュニケーションです。先ほどの質問に対する町長の答弁にもあったとおり、出産後の母子には「新生児訪問」と「母子保健推進員による乳児全戸訪問」を行っております。

一方通行の情報発信だけではなく、専門家や子育て経験者による話し相手が直接訪問して話を聞くことで、身近に相談できる方がいない子育て世帯に安心を与えることができると考えています。

町では、こういった活動を産後に心身の不調や育児不安があるなど、特に支援が必要なケースを早期に発見し、支援につなげるための足がかりとしています。

今後も町のホームページや自治会のネットワークを通じて適切な情報発信を行うとともに、訪問活動による育児支援の強化にも努めてまいります。

以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの答弁ですと、今のところそういう予定はないということですが、やはり子育て世代に対する支援というのは、いろんなオプションを用意しておくことも大事かと思えます。子育て支援のワンストップサービスの利用が可能なスマホ子育てアプリを導入することにより、子育て中の若いお母さん方に移り住んでよかったと思ってもらえるような吉岡町にしていくためにも、前向きに検討していただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、祖父母手帳の配布についてであります。

若い子育て世代が移り住んでくれる町、吉岡。前橋市や高崎市といった県内の中枢都市に近接しているものの、ほどよく自然が残り、道路交通網が整備され、大型ショッピングモールもあるなど、便利で暮らしやすい環境が魅力となって、町外からの転入者も増加し続けております。そして、そんな転入者の中には、高校あるいは大学卒業後の就職を機に吉岡の地を離れていた子供たちが、結婚を、あるいは子供の保育園や小学校入学を契機に、自分たちの共働き生活を維持するために、両親の助けを求めて実家へ、あるいは実家の近くに帰ってくるケースも多々あります。

しかし、世の中はめまぐるしく変化をし、それは子供の育て方にも影響を及ぼしているのが現状ではないでしょうか。祖父母が昔の感覚でよかれとしたことがあだとなることも。30年前後の月日のたつ中で、父母世代と祖父母世代の教育方法や価値観などの変化が生じているのに、それに気づかない祖父母世代。そういう私もそのうちの一人かもしれません。

そのような状況から生まれるトラブルを解消すべく、仙台市では両世代間の教育方法や価値観の変化を互いに知り、共有することを目的として、祖父母世代の孫育てをサポートする「祖父母手帳」の配布を昨年12月からスタートさせ、好評を博しているようであります。

子育て世代の若い住民であふれる吉岡町にあっても、祖父母世代が迷うことなく自信を持って孫育てに取り組めるよう祖父母手帳を作成し、配布することを提案したいと思います。町長の考えをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても担当室長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 永井健康づくり室長。

〔健康づくり室長 永井勇一郎君発言〕

健康づくり室長（永井勇一郎君） 近年の少子化や女性の社会進出等に伴い、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは、重要な課題と認識しております。

特に現在の核家族化、地域のつながりの希薄化により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係るさまざまな不安や悩みを抱える若い両親にとって、祖父母の協力が欠かせないものであることは言うまでもありません。

しかしながら、頼りたい祖父母が仕事で忙しくしていたり、遠方に住んでいるなどで子育てに協力を得られない方も多く、運よく祖父母の支援が受けられたとしても、五十嵐議員が言うとおり、今と昔の感覚の違いによって、教育方法や価値観の違いによって家族間でトラブルが起こることもあると思います。

そういった時代背景を受けて、子育ての今と昔が対比になっていて、今どきの育児がわかりやすく掲載されている「祖父母手帳」の需要が高まっているのではないかと思います。

祖父母手帳は、自治体独自で製作しなくても、児童関連の書籍などを扱う出版社などから購入が可能です。出生時に窓口での配付を想定した場合、既に祖父母を亡くされていたり、祖父母がいても仕事で忙しくしていたり、遠方に住んでいるなどの事情で子育てに協力を得られない方、また、祖父母に育児に介入してほしくない方もいらっしゃいますので、そういった方々の心情にも配慮して慎重に検討していかなければなりません。

祖父母手帳ではありませんが、現在町では生後3カ月ごろまでの「赤ちゃんのお世話BOOK」という冊子を出生時に全対象者に配付しています。これは赤ちゃんの成長過程や授乳、おむつがえ、沐浴などの知っておきたい基本のお世話についてわかりやすく解説されたパンフレットです。現在はお子さん一人につき1冊のみの配付ですが、希望者には予備分をお渡しすることもできますので、窓口などでの問い合わせがあった場合には、対応は可能です。

また、先ほど述べたように、頼りたい祖父母が仕事で忙しくしていたり、遠方に住んでいるなどの事情で子育てに協力を得られない方に対する支援にも町では取り組んでいます。一時保育サービス、病後児保育や産前・産後サポート事業は既に定着してきています。

今後においても優先的に取り組むべき子育て支援の課題を取捨選択し、事業を推進していく考えであります。

以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいま答弁の中で、「赤ちゃんのお世話BOOK」というものがあるということですので、ぜひこういったものの周知をより図っていただければありがたいと

思います。やはり少子化という人口減少社会にあって、働く場での人手不足というのは一段と深刻になるおそれがあります。その対策の一つに女性の就業を促すなど、働き手をふやすことが求められており、特に子育て世代の女性の就労促進を後押ししていくためにも、やはり祖父母世代の孫育てというものは重要な役割を担っていることをお伝えし、次の質問事項に移らせていただきます。

それでは次に、3項目の観点から「高齢者支援」に関して町長にお伺いします。

まず1つ目は、認知症初期集中支援チームの活動状況についてであります。

2025年には団塊の世代が全員75歳以上となって、全人口の3人に1人が65歳以上という超高齢時代を迎える我が国では、また認知症高齢者が最大730万人にまでふえるとの推計があり、実に65歳以上の約5人に1人に達することが見込まれます。さらに国立社会保障・人口問題研究所がこの1月に発表した世帯数の将来推計では、2040年には単身世帯が全世帯の約4割に達し、その単身世帯に占める65歳以上の割合は、45%に達すると予測されております。

このようなことから、認知症を患ったひとり暮らしの高齢者が多くを占める社会の到来といった重大な社会問題になりつつあり、我が国の社会保障や地域社会のあり方が今問われております。

このような中で、日常のごみ出しや炊事といった自分自身の世話などが面倒になり放棄してしまう状態、いわゆる「セルフネグレクト」に陥ってしまうケースが報告されております。セルフネグレクトに陥った人は、自分から支援を求めずSOSの発信力が低下して、それにより心身の安全や健康が脅かされ、人権も侵害されている状態なので、放置すれば孤立死する可能性もあるわけであります。

これに対する対策のポイントとして、早期の兆候である「挨拶をしなくなった」、「夜、電気がつかない」、「洗濯物が何日も干してある」、「身なりの乱れが目立つ」、「回覧板を回さない」などの状態を見つけたら、ご近所で、あるいは民生児童委員が「さりげない見守り」、「ちょっとした声がけ」、「少しのおせっかい」といった心がけで手を差し伸べることによって、孤立死を防ぐと同時に地域コミュニティーの再生につながることを期待できるのであります。

「揺りかごから墓場まで」の社会福祉政策で知られたイギリスで、メイ首相は「孤独担当相」を新設して、孤独をなくす政策を検討し出したとの新聞記事を目にしました。イギリスだけでなく、今、先進国の人たちの多くが「不安・不満」の病にかかっていると言われております。我が国では、認知症高齢者が地域社会の一員として活躍できるよう、これまでの「お世話型支援」から「寄り添い型支援」への転換が求められる中で、行政側の対応として「認知症初期集中支援チーム」の設置が全国で相次いでいるところでもあり、吉

岡町においては平成29年度から本チームを設置して活動を開始したとの認識ですが、これまでのチームの活動状況についてお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 五十嵐議員から2つ目の質問をいただきました。

認知症初期集中支援チームの活動状況ということでよろしいでしょうか。それでは、答弁させていただきます。

認知症初期集中支援事業は、国が掲げる認知症施策推進総合計画「新オレンジプラン」の7つの柱のうち、認知症の样態に応じた適時・適切な医療・介護等に位置づけられており、平成30年度までに全市町村で実施することとされております。

吉岡町では、先ほど議員が申されたとおり、平成29年4月から吉岡町地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、発足いたしました。

認知症初期集中支援チーム員は、認知症サポート医、看護師、精神保健福祉士、他職員が参加しております。認知症サポート医については、渋川地区医師会に依頼し、選任していただいた医師に担当していただいております。

活動状況ではありますが、支援状況は2件ございました。2件ともチーム全員が会議を行い、家族等の支援のもと、2件とも施設に入所となったと聞いております。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） やはり認知症初期集中支援チーム、この存在というのは非常に心強いものがあります。そのチームのさらなるご活躍をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、介護者支援の現状についてであります。

超高齢社会にまっしぐらに突き進む我が国において、要介護や要支援の認定を受けている人は、厚生労働省の年報によると、2016年3月末現在、全国で620万人に上ることです。当然、そこには介護を必要とする人がいるように、介護をする人が世の中にはたくさんいるという事実をしっかりと受けとめる必要があります。

しかし、ケアラーといわれる家族等介護者の問題は、社会保障制度の谷間に落ち込んでいて、具体的な支援システムとか政策が全くないといった現状であります。

介護・看病・療育・世話などのケアに必要な家族や近親者などを無償でケアする人のことをケアラーといいます。このケアラーの4人に1人は「老老介護」や「認認介護」、「育児と介護」、「老障介護」、「障老介護」などのさまざまな形態のケアをしているのであります。

そこで、吉岡町における家族等介護者支援の現状はどうなっているのか、ご説明願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 介護支援の現状については、担当室長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 米沢高齢福祉室長。

〔高齢福祉室長 米沢弘幸君発言〕

高齢福祉室長（米沢弘幸君） 町の支援事業としては、介護慰労金事業を実施しています。これは、介護度1以上の方を在宅で1年以上介護している方及び在宅で寝たきりの方を介護している方に、介護度により一定の金額を慰労金として支給しています。この事業のほか、平成29年度から事業を開始した徘徊高齢者等検索サービス事業、いわゆるGPS機器の貸し出しがあります。実績としては、申し込みとして4件、ただし1件については入院のため返却となっていますので、現在3件の機器の貸し出しを行っています。

また、社会福祉協議会の事業として、家族介護者交流事業として、家族で介護している介護者同士の交流を図る場を年に一度提供しています。また、吉岡町敬老福祉大会で一定の要件を満たし、3年以上介護をしている方に介護表彰を実施しています。

また、本年度、吉岡町大久保地内に開設しました地域福祉交流施設、通称よしおかロバロバですが、そちらを活用して家族介護者交流事業等の展開もしていきたいと考えております。

以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） いろいろな施策を講じていただいているということで、少しは安心してはいるんですが、やはり現状ではまだまだ介護をする側への支援が不十分であると考えます。支援策の充実へ本気度を示していただくことを期待して、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、吉岡町地域包括ケアシステムにおける介護者支援の位置づけについてであります。

無償でケアをする家族等の介護者であるケアラーの2人に1人が心の不調を、そして鬱症状を訴えている人が大体4人に1人おり、年間介護自殺者が300人ぐらいいるとも言われております。介護殺人、心中といった悲惨な結果を招く事案が、この10年間で約450件に上っております。一人っ子やシングルの娘や息子が介護をしているケースがとても多い状況にもあります。虐待をしてしまうという人の6割は、孤立介護で追い詰められ

ているのであります。

働くケアラーについては、平成29年1月1日施行の改正育児介護休業法による介護休暇や介護休暇制度の柔軟な運用など、最近行政や企業の関心が高くなってきており、カバーされつつありますが、在宅のケアラーが最も放置されている状況といっても過言ではなく、ケアラーを社会的に孤立させないための支援が急務であり、今求められております。

平成27年度開始の第6期介護保険事業計画に合わせて平成25年3月に公表された「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書（地域ケア研究会）地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」では、介護者を地域包括ケアシステムの主体と位置づけ、介護者支援は不可欠であるとしております。

そこで、制度的には吉岡町においても構築されたものと考えますが、地域包括ケアシステムにおける介護者支援の位置づけはどのようになっているのか、ご説明願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件についても、担当室長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 米沢高齢福祉室長。

〔高齢福祉室長 米沢弘幸君発言〕

高齢福祉室長（米沢弘幸君） 地域包括ケアシステムは、自助、共助、公助を基本とし、高齢者等の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるような包括的な支援、サービス提供体制の構築を目指すもので、地域包括ケアシステムとは、「地域で支え合うまちづくり」であると思います。

以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 今のお答えですと、まだ確固たる位置づけというのはなされていないような気がいたします。高崎市が介護者の負担や不安を軽減し、介護離職者を減らすことを目的に、全国に先駆けて始めた介護SOSサービス、これは非常に画期的な事業であると私も思っております。吉岡町にあっても、ケアラーを社会的に孤立させないための支援、施策を真剣に考えていただきたいことをお伝えして、3つ目の質問事項に移らせていただきます。

それでは、地域資源の活用に関し、吉岡町風力発電所の存続について町長にお伺いします。

吉岡町は県のほぼ中央に位置し、西は榛名山南東の山麓に位置する県下に誇る名爆「船

尾滝」から、東は坂東太郎・利根川河畔に君臨する、高さ41.5メートルの吉岡風力発電所の巨大な風車まで、東西に長く伸びる地勢となっており、船尾滝・風車ともに吉岡を代表する地域資源であります。

ところが、吉岡の西のシンボル、船尾滝にあつては、地盤のもろさが災いし、現在は立入禁止処置がとられている状態で、その雄大な景色を目の当たりにするのは困難な状況に陥っております。

県内他市町村の人に道の駅吉岡温泉・リバートピアよしおかのことを尋ねても、聞いたことはあるが場所はわからないという返事が大方であります。ところが、「巨大な白色の風力発電の風車があるところなんだけど」と言うと、これまた大方の人が「そこなら知っているよ」と即答してくれるほど、この風車は県下に名の知れた大きな存在、シンボルであることに気づかされるのであります。

確かに、新坂東橋からはもちろんですが、上毛大橋や大渡橋、それに中央大橋上からも、車窓からの眺めにしっかりと飛び込んでくる存在ですので、多くの方の印象に残っているものと思われれます。

しかし、今、その吉岡の東のシンボルである吉岡風力発電所が、県の廃止計画に挙げられているのであります。昨年12月21日付の群馬県企業管理者から吉岡町長宛ての発出文書の内容説明を、ことし1月19日に開かれた全員協議会の場で担当部課より受け、大いに驚いたところであります。

平成30年度末で運転開始から満20年となり、メーカーによる保守対象期間を外れ、安全な保守管理の確保が難しくなることや、風力発電所としての経済性が悪いなどの理由で、企業局電気事業における本発電所の継続運営は困難と判断し、廃止する方向で検討を進めているとのことで、吉岡風力発電所の廃止に関する議案がただいま開会中の第1回定例県議会に提出されたものであります。まことに、遺憾であります。

企業局では、そのかわりに高さ14メートルの小型風力発電設備を建設するとのことでありますが、現状風車の3分の1ほどの高さのものでは、最も至近距離にある新坂東橋を走行中の車窓からもその姿を確認することが困難な状況にあります。つい最近その小型風車を取りつけられたということで、私も現地に行ってみました。そのときに撮影した写真がこれになりますが、新しいものが小さ過ぎて、周りの景色に吸収されてしまいそうであります。風車のシンボリックな存在感は全く失われてしまうのであります。

思えば、この風力発電所は内陸部での風力発電の普及と啓発のために、平成10年に群馬県がNEDO新エネルギー・産業技術総合開発機構と共同で、漆原地内の吉岡自然エネルギーパーク内に建設した経緯があります。この自然エネルギーパーク内には、地熱・風力・太陽光・水力の4種類の自然エネルギーを利用した施設が集まり、主に小学生を対象

にした環境学習の場ともなっている、まさに漆原地内の誇れる地域資源であり、地元住民はもとより吉岡町民のお宝的な存在なのであります。

見てください。議会だよりNo.118号の表紙を飾るこの雄姿を。また、吉岡町勢要覧の表紙を初め、中身の随所を飾るこの雄姿を。そして、一番新しいものでは、過日学校配布となりましたが、これは私が平成27年12月定例会で小池議員が平成28年3月定例会で同様の趣旨のもと、町のガイドブックなるものの作成配布を提案していたところですが、今回作成していただきまして、ありがとうございます。とても使い勝手のよさそうなすばらしいできればこの「吉岡町暮らしのガイドブック」でも同様にその雄姿がおさめられております。とにかく、ひときわ目立ちます。そばに立って上を見上げると、迫力満点なのであります。

この貴重な宝を、県の意向だからといって廃止にすることには到底賛成できません。この思いは漆原住民のみならず、吉岡町民の思いでもあるともいえます。西のシンボル船尾滝に加え、東の玄関口のシンボル、風車までもがこのような憂き目に遭っているのを黙しているわけにはならないのであります。主要な町の観光や交流スポットとなっているのでありますから。

以上のようなことから、吉岡風力発電所の存続を強く、強く求めるものであります。町長の考えをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 五十嵐議員から吉岡風力発電の存続をとということで。

私も今答弁する前に、本当に残念だなという思いでいっぱいしております。そういった中においては、納得せざるを得ないのかなという意味も含まれておりますが、いわゆる吉岡町のシンボルとして、今まであそこに悠々と立っていたということで、先ほどから申されたとおり、吉岡町の一つのシンボルとして今まで存続してあったわけでございます。そういった意味におきましては、再三におきまして、いわゆる県のほうには通達をいろんな面でしております。そういった意味も込めまして、今から答弁をさせていただきます。

吉岡風力発電所の存続を、ということでご質問いただきました。

議員が言われるとおり、吉岡町にとってこの大型風車はこれまで吉岡町の広告塔としての役割も担ってございました。風車の撤去がもたらす町への影響は非常に大きく、町としても危機感が募る思いであります。

しかし、この風力発電施設は吉岡町の施設ではなく、吉岡町の土地には建っておりますが国と群馬県との共同事業により実証実験設備として設置されたものであり、現在も群馬県企業局により運転及び維持管理がされております。簡単にいいますと、維持管理はどの

ぐらいかかるかということではございますが、今年間800万円ぐらいかかるという話を聞いております。売電収入よりも維持管理にかかる費用のほうが大きいといわれる状況でもあります。平成30年度末でメーカーによる保守点検期間を外れ、安全な保守管理の確保が厳しくなるといった理由を考慮した場合、群馬県の今回の判断はやむを得ないものと考えております。

先日、リバートピア吉岡の東側に小型の風力発電施設が群馬県により設置されました。これは、大型風車が撤去されるかわりに設置された訳ではなく、群馬県が実施した可能性調査結果から、県内で年間平均風速が最も高かった当地に発電施設を設置し、県内の小型風力発電の普及可能性について検証を行うためのものであると聞いております。

このことにより、吉岡自然エネルギーパーク内に引き続き風力発電施設が設置されることとなり、自然エネルギーを学べる場所ではあり続けるということなので、一安心はしているところでもあります。

今後、吉岡町としては、町の広告塔であった大型風車が撤去されるという大きな穴を埋めるべく、町の魅力向上に向けた各種施策に力を入れていくとともに、この地に大型風車があったことを残せる記念碑的なものが設置可能かどうか、今後、群馬県企業局と調整してみたいと考えております。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 国と県の共同出資ということで、私もハードルが高いことは承知いたしております。しかし、将来にわたって道の駅よしおか温泉を核としたこの一帯が吉岡町の東の玄関口としてきらりと輝き続けていくためにも、存続、あるいは別に対応した処置に向けての町長の粘り腰を大いに期待して、最後の質問に移らせていただきます。

4つ目は「学校教育」に関して、6項目の観点から教育長にお伺いします。

まず1つ目ですが、小中学校におけるがん教育への取り組みの現状についてであります。がんは、世界で、そして日本で最も多くの方が亡くなる病気の一つで、日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人の死因になっております。しかし、早期発見・早期治療さえできれば、患者の5年生存率は肺がんを除いて9割を超え、患者全体でも6割以上に達する時代となってきており、決して治らないという病気ではないのであります。

がん対策基本法は、第5節「がんに関する教育の推進」で、第23条において「国及び地方公共団体は、国民ががんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする」とし、がんに対する知識と患者に関する理解を深める学校教育を求めています。

また、2017年3月に告示され、2022年度に全面実施される中学校の次期学習指導要領では、保健体育の保健分野でがん教育の実施を明記しております。

それらのことから、小中学校におけるがん教育への取り組みは、現状どのようになっているのかご説明願います。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、小中学校のがん教育の取り組みの状況につきましてご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず小学校では、6年生の保健体育の時間に、健康教育の一環としまして「がん」について学習しております。また、3年生ですが、保健福祉事務所の保健師を講師に招きまして、これは児童と保護者を対象に喫煙防止教室を開催しております、喫煙による健康への害について講演をしていただいております。

中学校では、3年生の保健体育の時間に飲酒や喫煙、あるいは薬物乱用等による健康被害として、がんについて学習しております。

現状につきましては、以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいま教育長から答弁をいただきました。健康と命の大切さを学ぶがん教育というのは、学校現場で全国的にも少しずつ広がってきております。誰でも細胞分裂時のコピーミスでがんになる可能性があることや、がんイコール死ではないんだよとか、早期発見、早期治療ががん克服の近道なんだよ、それにはがん検診がとても大切なんだよと、正しい知識を身につけることが生き抜く力になることを信じ、吉岡の子供たちもがん教育の場がさらに充実することを願って、次の質問に移らせていただきます。

次は、小中学校における新学習指導要領への対応状況についてであります。

2020年度から、小学校を皮切りに新しい学習指導要領がスタートします。それまでの2年間は移行期間として、多くの課題に挑戦しなくてはなりません。

今回の改定では、学習内容の新設や見直しが少ない一方、授業の質の改善を重視したのが特徴で、能動的学習として「主体的・対話的で深い学び」の実現を掲げるとともに、単元計画の見直しなどによって効果的な実施方法を考える「カリキュラム・マネジメント」を一人一人の教員にも求めております。

そのような中で、大幅に充実されたのが英語教育であります。小学校中学年で年間35時間の外国語活動、高学年で70時間の教科「外国語」が導入されます。

また、18歳選挙権の導入に伴い、中学校で主権者教育にかかわる内容が充実します。

さらに、小学校での総合的な学習の中で、プログラミング教育を明記しております。現場教員の皆さんが試行錯誤しながら準備・対応に追われているさまが想像されます。

そこで、小中学校における新学習指導要領への対応状況は現状どのようになっているのか、ご説明願います。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 現行の学習指導要領は、ご承知のように小学校が平成32年4月1日、吉岡中学校は平成33年4月1日から新学習指導要領に移行するということが、平成29年7月7日に文部科学省及び文部科学省告示によって公示されております。

また、同日に「小学校及び中学校の学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導要領等について」と題しまして、文部科学事務次官から通知がございます。この通知の内容につきましては、移行期間中の授業時間、時数、各教科ごとの特例、学習指導要領上の注意事項、それから学習評価の取り扱いなど、多岐にわたっておりますので、ここでは説明は少し省かせていただきますが、いずれにしましても、小学校が平成32年、中学校が平成33年の完全実施に向けまして、今、県教育委員会が主催する教科ごとの説明会にそれぞれの学校の教員を参加させ、また、校内研修で情報の共有を図りまして、次期指導要領で示される内容の理解を十分図ること、それによりまして、教育課程の編成準備を進めておるといった状況でございます。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 2年間の移行期間、長いようであつという間であります。やはり平素から少しずつ準備をお願いいたしたいと思っております。

それでは次に、平成29年度において、生徒や保護者への周知・徹底はなされていると思っておりますが、どのような手段・方法で行ったのか、説明願います。

議長（馬場周二君） 飯嶋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言〕

教育委員会事務局長（飯嶋由紀夫君） 生徒や保護者への周知・徹底の手段につきましては、学校のホームページや学年通信等で保護者へお知らせしております。

また、今後についても「学校だより」等を通して周知していく予定であります。

以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番(五十嵐善一君) ホームページというものは一方的なもので、見る人はわかるんですが、見ない人は見ないということもございます。ぜひ学校通信、ペーパー等で積極的に周知徹底を図っていただければありがたいと思います。

吉岡町の小中学校の教室で子供たちが主体的、対話的で深い学びの実践を通じて、吉岡の未来を背負ってくれる頼もしい人材へと成長してくれることを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

次は、小中学校における医療的ケア児の実態についてであります。

たんの吸引や人工呼吸器の装着、チューブで栄養補給する経管栄養など、日常生活の中で医療的な支援を必要とする「医療的ケア児」は、2016年5月に成立した改正児童福祉法で初めて法律上に規定され、適切な支援を行うよう努力義務を自治体に課したところではありますが、通学支援や学校でのケア体制にはばらつきがあるのも現実であります。

一方、医療の進歩を背景に、低体重や先天性の難病などを抱える新生児は近年増加傾向にあり、厚生労働省の推計によると、2015年度で19歳以下の医療的ケア児は全国に1万7,078人で、この10年間で約1.8倍にもなっております。

そこで、現在吉岡の小中学校にはこのような医療的ケア児が在籍しているのかいないのか、いるとすれば何人なのか、また支援の具体的内容はどのようになっているのか、お答え願います。

議長(馬場周二君) 飯嶋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言]

教育委員会事務局長(飯嶋由紀夫君) 医療的ケアを必要とする児童、生徒は、現在在籍しておりません。また、支援の具体的内容についても定めておりません。以上です。

議長(馬場周二君) 五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4 番(五十嵐善一君) ただいまの答弁ですと、現状では小中学校にはおられない。ただし、今後吉岡町もたくさんいろんなところから人口流入で人が移り住んできます。そんな中で、このような医療的ケアを必要とする子供は出てこないとも限りません。ぜひ対応についての定めもしていないということではありますが、現状に安堵することなく、将来への危機管理意識を持ってそのようなことも検討していただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、そういった医療的ケア児に対する支援体制、今後どのようにしていくおつもりなのか、お気持ちをお聞かせください。

議長(馬場周二君) 飯嶋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 飯嶋由紀夫君発言]

教育委員会事務局長(飯嶋由紀夫君) 教員等が行うことができる医療的ケア・特定行為には範囲が

あるため、医療的ケアを必要とする児童生徒の個々の病状に応じて、保護者や医師等との連携協力のもと、支援体制の整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 平成23年12月20日付、23文科初第1344号文部科学省初等中等教育局長通知の「別添」において、学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置、または活用を計画的に進めるとともに、その看護師等を中心に教員等が連携、協力して医療的ケアに対応する、そういった体制整備に努めていただくようお願いするという局長通知が出ております。ぜひその辺のことも勘案しながら、対応していただきたいと思います。

医療的ケア児は24時間目が離せない場合が多いわけでありまして、教育現場において家族に対するきめ細かい行政指導というのも急務の課題であることをお伝えして、私の全質問を終わらせていただきます。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、4番五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時29分休憩

午前10時50分再開

議長（馬場周二君） 会議を再開します。

議長（馬場周二君） 14番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず第1点目ですが、子育て支援についてお伺いするものであります。

子育て支援もハードとソフトがありますが、本日はハード面ではなくソフト面についてお尋ねするものであります。

まず第1点目としまして、一昨日、そして本々と、教育環境の充実だとか子供の貧困対策につきまして、さまざまな角度から質問がありました。子供の貧困対策では、地方自治体の責務を定められております。6人に1人が貧困と言われております。母子家庭、父子家庭では、2分の1、半分以上が貧困と言われております。このような実情を見れば、行政は今何をすべきかが見えてきます。

これまで「子どもを育てるなら吉岡町」をキャッチフレーズに、子育て支援策を行って

きました。子育て環境は時代とともに変わってきています。子育て、教育環境は、時代に即して柔軟に対応していかなければなりません。

どんな時代でも子供たちが安心して生活ができる環境を整えるのが行政の役割ですが、特に新年度、平成30年度ではこのことを念頭に置き行政を進めていることと思っておりますが、この平成30年度に向けました教育環境の整備に関する町長の決意をまずお伺いしたいと思います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員から新年度教育行政に対する施策と決意ということで、質問をいただきました。

新年度においての子育て環境・教育環境についてご質問をいただきましたが、今年度については、施政方針でも述べさせていただきましたが、特に教育環境等の整備がめじろ押しであります。まさに吉岡町の現状をあらわすような予算となっております。

新規事業としては、明治小学校教員室改修事業、駒寄小学校体育館改築事業、吉岡中学校増築事業、そして第3保育園の私立保育所等施設整備助成事業などがあります。ソフト事業では、第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定業務で基礎資料となる住民アンケートに、子供の貧困対策に係るアンケート調査をあわせて実施する予定でもあります。

継続事業としては、学校給食費保護者負担の軽減、マイタウンティーチャーの配置、小中学校の各種学級補助員の配置、学童クラブ利用料の軽減化、保育料の軽減化、こども福祉医療、ファミリーサポート事業、こどものこころの発達健診、年中児こころの成長アンケート等々、これらは全て子育てや教育にかかわる環境整備であり、最も重要な施策と考えております。

今年度も「子どもを育てるなら吉岡町」を合い言葉に子育て支援策に重点を置き、「心豊かな教育と文化のまち」を目指し、その時代に即した子育て、教育の環境を柔軟に対応していきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） さまざまな諸問題がめじろ押しだということではありますが、それでは、一つずつちょっと各論に入ってお尋ねしていきたいと思っております。

子育て支援の中の2点目ではありますが、学校給食費の無料化についてですが、新年度予算で食材費500万円、月1人181円です。継続事業として、給食費助成は月950円の補助があります。町長の選挙公約にも遠く及びません。給食費の無料化を目指す町長は言った以上、近隣先進地におくれることなく、町民に対し「少しおくれたが、約束は果

たします」とここではっきりと明言をされたらいかがでしょうかと思っておりますが、その決意はいかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 学校給食費の無料化ということで、質問をいただきました。

一昨年の第4回定例会、昨年の第1回と第3回定例会においても同じ質問をされたと思っておりますが、同様な回答にはなりますが、新年度以降、明治小学校の職員室の拡張工事、駒寄小学校の体育館改築工事及び吉岡中学校の教室不足による校舎増築工事が控えております。そういったことで、学校教育施設に膨大な予算が必要とされております。

私も公約の中で、常に無料化に向けて努力はしております。その考えは今でも変わりはありません。吉岡町で暮らす子供たちのために、今何が必要かを適正に判断して、限られた予算の中で優先順位をつけてやっていきたいと考えております。

さて、私の施政方針でも触れましたが、平成30年度当初予算に、新規事業として学校給食事業特別会計繰出金（食材費助成分）を盛り込んでおります。これは、給食の食材費を助成することで、学校給食のより一層の中身の充実を図るためのものでもあります。

昨今、給食の食材費が高騰し続けておりますが、今までと同様に給食を提供するには、やはりやや限界がきていると聞いております。本来であれば、給食費の値上げはしなければこれまでと同様の給食が提供できないというところですが、私は給食費の値上げだけは考えておりません。

そこで、新年度においては、保護者の給食費の補助の増額ではなく、子供たちにおいしい給食を提供するために学校給食の充実を図るため、給食費の補助とは別枠で食材費の助成分として繰り出しを決断させていただきました。これに関しては、PTA、給食センター運営委員や教育委員からも賛同を得ているところでもあります。

どうか、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今、町長がハード面にお金がかかるという話がありました。このことは、吉岡町は人口が増加傾向にあり施設に金がかかるということは、これはもう5年も10年も前から予想はされていたことですから、予想の範疇だったと思います。そのことをもって給食費の無料化はできないということは、私は言えないんじゃないかと思っております。町長も、10年も前からもう吉岡町はこれからずっと人口がふえますよということはわかっていたわけですから。

そして私はなかなか理解できないんですが、今町長から新年度予算で、確かに月額にし

ますと食材費が年間の場合500万円、1食月当たり1人で181円。それはいいよりはいいですが、でももう少し、町長、これは何とかしないと、やっぱり公約というのは何のための公約だったのかという話にもなりかねないと思います。隣の渋川市では無料にしていますよね。無料となりました。そして、全国的な流れでも無料化が進んでおりまして、そういう中で、これはどこだったかな、安中市ですね。安中市は中学校の2年、3年、こういう限定をして無料を始めたりしております。渋川市がそうで、みどり市がそうですね。嬭恋村、上野村、南牧村、草津町等が無料となっております。だから、財政規模から見ても市の特徴を見ても、そんなに裕福ではないところも実施していますよね。そういうところを見ると、町長がその気になれば私は簡単にできることだと思うんです。新年度予算で食材費500万円、月1人181円、確かにそれはいいよりはいいかもしれないですが、そんなちんけなことを言っていないで、どうですか、先進地事例に学ぶということは私は本当に大事なことだと思います。

なかなか踏み切れなければ、では町長、今私が言ったように、それぞれの先進地事例、渋川市であるとかみどり市、安中市では中学2年、3年、こんなことをやっています。こういうものを見たときに、町長はどのような感想をお持ちでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 感想といわれると、私はこれから答弁で申し上げるとおり、無料化に向けて努力をいたしますということは日ごろ言っておると思っております。そういった中におきましても、努力はしておるつもりではおります。何年度、何年度に無料化にしますよと言った覚えは私は一度もございません。

無料化に向けて努力をいたしますということを言っておるんですが、他町村と違って我が吉岡町はいわゆる子供たちが大変いる町だということですが、この吉岡町が10年、20年前にはまさか30人学級、35人学級になるとは思ってもみない方が全員だと思っております。そういった中においては、今、国・県でも教育行政が大分変わったということの中においては、そういったいわゆる人数的なこともやっているということになりますと、これは一番被害を受けるのは吉岡町かなとも思っております。他町村は学校統合だとかいろいろなことで、学校の部屋数をふやすとか、何をふやすとか、そういうところは他町村にはないのかなと思います。逆にいえば、統合されて35人学級になり、30人学級になってもやっていける体制というのは整っていると。我が吉岡町はそういったことの中においては、いろいろな面において子供がふえてくることはそれは確かにすばらしいことでありますが、そういった他町村にないものが我が吉岡町にあるということだけは理解していただきたいと思っております。

他町村が給食費をただにするとか何とかということは、私も多々聞いております。これはいいことだなというような中には、議員が今おっしゃる、町長が簡単に首を縦に振ればできることだということではございません。いろんな面を見たときには、できることからやっ払いこうということが私の考えでございますので、このいわゆる給食費の無料化ということについては、私も前向きにこれからも考えていきたいとは思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 町長、同じことを何回も言ってなんですが、ハード面に金がかかるということをもって、これは予想の範囲内だからそのことをもってできないというのは、やっぱりそれは先を見通せない話になっちゃいますから、それは私は余り言わないほうがいいと思います。

そして先ほども一例を出しましたが、一遍に無理であれば、先ほど安中市の例を出しましたが、渋川市、みどり市は無料にしていますが、安中市は中学2年生、3年生を無料にしているそうです。そのような形で一度にできなくても、じゃあ手始めに人数の少ないほうの中学生からどうだろうということで、手始めに中学生無料化にする。このような考えには立てませんか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今言ったそういったこともこれから考えていきたいとは思っておりますが、はいわかりました、やりましょうとはちょっと言えないという状況であります。教育長のほうには私から、これこれこういうことで、今回の新年度予算にはこういったものをつけたいから、教育長、ひとつそういったものができるかできないか検討してくれということも指示はしております。そういったことで、教育長から何かそういったことの施策、こういうことをやりましたということであるならば、教育長から答弁をさせますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 私のほうから。町長から検討しろという指示を受けておりましたが、そこで町長からもちょっとご答弁がございましたが、校長会、あるいは教育委員会等で町から少し給食費の助成をいただけるということで検討しておりましたが、子供たちにできるだけおいしい給食を食べてもらうということも、形を変えた保護者負担の軽減の一部策ということもあるのではないかと、そんなこともございました。無料化するのがいいかもしれませんが、現在も既に保護者の軽減のために約2,200万円ほど補助をいただいております。

まして、今回500万円をいただくと2,700万円ほどになるわけですが、先ほど町長も申し上げましたように、ハード面ということですが、吉岡町みたいにハード面にお金のかかっている市町村というのは、多分県下でもほとんどないという状況になっているかと思います。子供がふえている、あるいは少人数教室といった政策面を考えますと、どうしても学校にいろいろ投資をしていかなければならないということを考えますと、教育委員会としても少しでも補助をいただいて、子供たちにおいしいものを食べていただくということが、形を変えた保護者の負担軽減の一部にも、一つの策にもなっていくのかなということで、町長も答弁申し上げましたが、PTAの全部ではないんですが、学校長会を通してPTAの方々にもご意見を伺って、結果的にはこういう形がいいのではないかとということで町長に意見具申をしまして、このような形をとっていただいているという経緯がございます。

そういうことでございますので、これで町から出している金額が、総額にしますと約2,700万円ぐらいになっておるわけですが、財政の許す範囲で少しずつでも補助をしていただければありがたいと考えておるところでございます。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 聞いていると、確かにおいしいものを食べさせたいのと、また無料にするというのは別な次元の話だと思うんです。次元が別だと思うんです。それは当然おいしいものは食べさせてあげる、それはその考えでいいと思います。町長、聞いていてちょっと感じるんですが、町長がやろうと思うんですが、それを「よせ、よせ」と誰か袖を引っ張る人がいるんですか。それはしちゃんならないと。聞いていてどうもそのように感じるんですよ。町長の袖を引っ張る人が誰かいるんですか。「よせ、よせ」と。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 袖を引っ張る人は誰もいないと思っております。やりたいんだ、これはするんだという決断があれば、できることということで言うておりますが、袖を引っ張る人は誰もおりません。私の指示どおり動いていただいているというのがこの予算の立て方でありまして、そういったことで今後この給食費については、いわゆる無料化に向けて、また先ほどいろんな施策を、議員から言われたものも頭に入れながら物事を考えていきたいとは思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ほかにも給食の問題だけではなくて、保育料の問題は今これから提起しま

すが、そのこともありますから、あれもこれも皆一度に無料にしろということとはなかなか難しいでしょうから、少なくともこの学校給食費の無料化というのは町長の選挙公約だったということだけの認識はしっかり押さえていただきたいと思います。私もそれはいいことだと思っておりましたので、任期も残すところあとわずか1年です。確かに来年度の予算編成は行えますが、それを見守ることは、再選すれば別ですが、そこはクエスチョンマークがつくところですから、何としてもこの間にその実施をお願いしたいと思います。一度にできなくても、先ほど言ったように小学生からでも、またあるいは中学生からでも、その無料化の実施のために全力を尽くしていただくということを強く要求しておきます。

続きまして3点目であります。保育料無料化への動きも活発となっております。隣の渋川市では、新市長は保育料の無料化を掲げて当選をしました。私は今年度からもう渋川市は給食費も無料になって保育料も無料になるのかなと思っていましたら、今年度はどうも第3子を手始めとするということが提案されているようであります。

町長、吉岡町は保育料の無料化というのは私は以前から考えるべきだと提案していますが、保育料の無料化について、今どのような考えを持っていますか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この質問も無料化ということではあります。

今、保育料の無料化は、国が取り組んでおります幼児教育の段階的無償化については、吉岡町においても平成28年度から保育料徴収規則の見直しの取り組みを行っております。

平成28年度以降の見直しの内容については、保護者の市町村民税の所得割の額が国の示す基準（7万7,101円・5万7,700円）未満の多子世帯についての軽減やひとり親世帯などの場合の軽減を行っております。また、市町村民税が非課税である世帯については、保育料を無料とすることなどの改正を行いました。

今後については、国が平成31年4月から3歳から5歳児についての保育料を無償化する方向のようですが、それなりの町の負担増も想定されておりますので、国の動向を見ながら段階的な無料化に向けて取り組みをしなければならない、また継続していかなければならないかなとも考えております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 確かに無料化に向けて国も取り組んでいますが、子育てをするなら吉岡という以上は、やっぱり国に先駆けてその前に行くということが私は望まれるのではないかと、また格好いいんじゃないかなと思うんです。少なくとも一度では無理だったら、第3子を無料にしているというところは結構あります。第2子からというところもあります。少な

くとも、町長、今人口減の中でもっと子供もふえてほしいという、これはもう日本全体が思っているところですから、子育て支援という意味では少なくとも、全面無料化がだめであれば、では2人目からは無料化にしましょう、3人目からしましょうというぐらいの世間並みぐらいのものがあってもいいような気がするんですが、どうでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この問題は、吉岡町は世間並みのことをやっているのではないかなと私は思っております。

そういった中におきましては、国がする前にすれば格好いいとか何とかと言われましたが、確かに吉岡町は何年か前になりますか、今中学校までの子供たちの医療費は今県で見えておりますが、先駆けて吉岡町は中学3年生までの無料化をやったという経過もございます。そういった中におきましては、今政府はこういった方針を出してきたという中においては、いわゆる町としてどういったことができるかということには取り組んでいきたいとは思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 手始めに、少なくとも今町長は世間並みのことはやっていると思うと言っていますが、今は第3子を無料にするということはもう世間並みですよ。少なくともちゃんと検討、第3子までにこれまで子供の保育料の無料化について、各担当課というか、全体で無料化に向けた協議をしたことはあるのかどうか。そして全てが無料でなければ、ではその第2子までの無料化、あるいは第3子までの無料化について、庁舎内で議論をしたことがあるのか、協議をしたことがあるのかということをお尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） その件については、第3子の無料について幾らかかるとかといったことは金額的にはわかりませんが、そういったことも私から担当には聞いた覚えがございます。そういったことで、いわゆる無料化にすれば幾らになるんだということも聞いたこともあります。もちろん先ほど答弁をさせていただきました給食費の件についても、無料化にした場合は町が幾ら持つんだと、幾ら必要なんだということも言ったこともございます。金額的には給食費は大体わかりますが、いわゆる保育料の無料化ということは、金額的には聞いたこともございません。ただ、どのぐらいかかるのかなと、給食費を無料にしたら幾らかかるのかなということ、聞いたことはあります。ですから、この福祉教育問題については、何ていうんでしょうかね、これをわかりました、やりましょうといった途端にず

っと永遠にやっていくという事業であります。そういったことの中では、慎重に物事を考えていかないと、この吉岡町のいろんな面、財政面だとかいろんなものを考えたときに、これのかわりのものが吉岡町にお金が入ってくるのかということも考える中においては、おいそれといわゆる無料化をやりましょうというわけには、私も今の吉岡町の番頭としては、即座には言えないというのが実情でございます。

だがしかし、無料化にした場合には幾らかかるということは、日ごろ頭に入れながら物事をやっております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 吉岡に限らず、どこの町村でも実施しているところ、未実施でこれから実施するところ、今町長が言われたように、それぞれそういうことを考えて決断をしていることだと思います。

学校の給食費については計算をしたことがあるという話でしたが、それでは、きょうは課長がいませんが、わからなければわからないでいいんですが、これまで担当の課の中で第3子を無料にした場合は幾らかかるか、第2子まで無料にした場合には幾らかかるかという試算はしたことはありますか。していなければしていないで結構なんです。

議 長（馬場周二君） 岸こども福祉室長。

〔こども福祉室長 岸 一憲君発言〕

こども福祉室長（岸 一憲君） ご質問いただいた内容について、お答えを申し上げます。

これまで無料化について、一体幾ら費用がかかるかということについて精査を行ったことはございませんが、保育料の新年度当初予算におきましては約1億5,000万円という予算が見込まれております。無料化にした場合には、その程度の町の負担が発生してくるのではないかなど。あくまで保育料についてということになります。それに対しての子供・子育てにかかる町の実際の負担については、少々金額が違うかなとも思いますが、保育料の予算についてはそういう状況でございます。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ぜひとも、実施できる、できないは別の問題として、そういうことが世間で騒がれていて、渋川市も始めるよということも、近隣市町村は結構始めて、前橋市とか何かはやっていると思うんですね。高崎市でもやっているかな。多くやっています。そういうものを見た場合には、やはりそういうものが我が町で見たときにはどのぐらいかかるかなというぐらいの試算というのは、しておいてもいいことだと思いますので、ぜひもう少し全体的なアンテナを高くして、それは町長は町長でアンテナを高くしなければなり

ませんが、まずは担当もアンテナを高くして、周りの状況をよく見ておくと。確かに自分の自治体で、その事務で手いっぱい追われているということもそれはわかりますが、やはりいろんな行政を進めていく上で、アンテナを高く上げて、国の方針であるとか近隣市町村の方向、そういうものも担当の職員はそれぞれ見ていくことが大事だと思いますので、ぜひとも検討課題としてそういうところは見ておいていただきたいと思います。

そして、近隣の市町村は結構あちこちで随分やっていますので、人口で見ますと相当な人口でなされていると思いますので、そういうものも見ながら、ぜひとも再検討をお願いしたいということをお願いしておきます。

続きまして4点目ではありますが、高校生等の通学支援事業であります。さきの予算決算委員会の中でも町のほうから説明がありまして、これまで定期券7,000円以上に対して1,000円の補助をしていたということ、それを引き下げて5,000円と1万円からということでそれぞれ値上げしたということが、町のほうから回答がありました。

そんなことで、これは高校生に対する通学支援の一つではありますが、なかったところから進めてきたことは随分評価してみたいと思いますが、これももう少し枠を広げることが可能ではないかと思っております。例えばそういう中で、高校生のヘルメットに対する助成なんていうのも今言われております。東京都でしたか、どこかの区で高校生の交通事故なんかが多いので、ヘルメットの着用を義務づけさせたいんだけど、法律がないから義務づけることはできないんだけど、そういう事故から子供を守りたいということで、そんな方策を練っているところもあるようではありますが、質問につきましては高校生の通学支援の見直しということを出しておきましたので、まずは質問がやたら変わっちゃって、答えるほうがまたちぐはぐになるとそれも失礼ですから、まず出しておいたように高校生の通学支援事業の見直し、その補助、それぞれのものに対する補助の考え方について、まずお尋ねしておきます。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） バス通学については、再三今議員がおっしゃったように変えていくということでご理解いただいているのかなとは思っております。自転車通学の補助という面では、現在、中学生の自転車通学者へのヘルメット購入は補助で実施しているということになっております。自転車通学の高校生対象の補助は、現在は実施しておりません。いろんな面で今高校生はバスで通わない、電車で通わないという人はほとんどが自転車で通学しているということですが、パトカーなんか尋ねられている高校生を見ると、ほとんどがヘルメットをかぶっていない、道路交通法を余り守らないで走っている子供たちが大分いるのかなということは私なんか見受けられるところなんです。危ないなという場面も大分

あるということも見たり聞いたりもしております。

高校生のヘルメット、今のところ現在は補助は実施していないということですが、「子育てするなら吉岡町」という言葉もあるとおり、近隣自治体や今後の動向を注視しながら考えていきたいとは思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 町長、バス通学、電車通学には補助ということで、今町長からヘルメットの補助はちょっと考えてみたいという回答がありました。自転車通学というのも結構今はお金もかかる、自転車もピンからキリですが、電動自転車ですと大体10万円以上しますね。結構私も乗ることがあるんですが、確かに楽です。坂なんていうのは本当に、普通だったら立ちこぎしたような坂でも、座ったままどんどん進んでいってしまいます。

そういうことで、一定の額以上の自転車については町は補助を認めてもいいような気はするんですが、電車・バスにはあるけど自転車にはないというのも何かちょっと不合理なので、その辺も、きょう言ったからあしたからしろとは言いませんが、ぜひともこれも検討の中に入れて、前向きな回答が得られるようにと思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今ヘルメットということも検討しようということでもあります。そういったことも検討の中に、いわゆる自転車に乗っている人には補助も出せということですが、そういった内容も今後の検討の一つの内容として考えていきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） それではもう一点なんですが、小学生、中学生のバス通学が行われておりますが、以前に質問しまして、それから半額になって、そのままずっと来ているわけですが、そのころはまだ吉岡に限らず、通学バスというのほとんどが無料というのはいわゆる、有料だったと思っております。

しかし、最近の事例で見ますと、渋川市をちょっと調べてみましたら、合併した当時はありませんでした。しばらくなかったですね。最近になって聞いてみたら、やはりこれは小学校、中学校ももう無料になっていますよということでした。吉岡町では上野田の上のほうは対象になっておりますが、小学生で1,640円から2,200円、中学生が2,470円から3,300円までの間ですね。3カ月定期ですと、小学生で6,320円、中学生が9,480円ですが、中学生は余り利用者がいないと聞いております。これは割高なものですから利用者がいないんだか、部活動の都合で利用者がいないのだから、それはち

よっとわからないんですが、いずれにしましても決して安い金額ではないと思っております。

また、子供の学ぶ環境というのは、全てが平等であるということが私は大前提だと思います。学校に近いからといって、割を食うという言い方が適当か不適当かわかりませんが、離れていてもその分は決してこの町に住んでいる以上は不都合はないんだということで、通学バスをそろそろ無料にしてはよいのではないかと思っております。先ほど言いましたが、洪川市は17路線あるそうですが、これを全て無料にしたそうです。

町長、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 今現在、小池議員が言われるように、バス通学をさせていただいているのは上野原と上野原南部ということでやっております。中学生は、先ほどから言われているように、部活動をするということの中においては使用していないとも思っております。

この件に関しては本当に申しわけないんですが、現在のところは条例どおり使用料を徴収していただくと、無料化ということは今のところは考えておりません。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 私も以前からこのことは質問しているんですが、町長は「無料化にできない、有料でいくんだ」という、そのこだわっている意味というのは何なんでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） こだわっているとか何とかということではなく、このバスの徴収を始めた理由というのがあると思っております。あのところには昔は普通のバスが走っていたということもある。そういった中においては、これを決めたときにはそのときの状況を加味した中で決めたという、私は余り定かではないんですが、そう聞いております。ですから、あのところには今までバスに乗って学校に行っていた人が、そのバスがなくなってしまったと。ですからそのところに、じゃあ町で出してやりましょうと。そのかわりお金はちょっといただくんですよということで始めた事業かなとは思っております。距離的にはいわゆる吉岡中学校に来る一番下の寺下地区だとか新田地区から比べますと、幾らか上野原地区のほうが中学校を対象にした場合には遠いのかなとは思っておりますが、距離的なもので物事を始めた事業ではないと私は思っております。

そういった中においては大変気の毒だなとは思っておりますが、今のところいわゆる無料化ということはちょっと考えていないと。何かこじつけで私が因業になって考えている、

そういうことではございません。そういうことで、そういったどうしてもしなくてはならないという場面がこれからも来るのではないのかなとは思っております。

そういったことをご理解をいただきたいとは思っております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） これは財政担当に聞きますが、通学バスの購入時では交付税措置されま
すよね。されますよ。ちょっと確認します。

議 長（馬場周二君） 小林財務課長。

〔財務課長 小林康弘君発言〕

財務課長（小林康弘君） 交付税措置をされております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ですから、全てが町の持ち出しというわけではなく、それはバス購入時に
はされて、確かに人件費はそれは町持ちであります。しかし、交付税算入される目的とい
うのは、やはり教育の機会均等とかということから、やっぱり国も責任を負うべきことと
いう考えのもとに交付税算入されているわけですね。やはりその制度に立ち返れば、私
はその程度のことは補助していいのではないかと思います。何回も言っているんですが、
町長もなかなか首を縦に振りませんが、それでは最後の質問としておきますが、少なく
とも県下全体のスクールバスの実態調査はまだしていないと思うんですが、ぜひともスク
ールバスの利用について、全体ではどのようになっているかという調査をしておいてくだ
さい。そうすると全体がまた見えてくると思いますので、そのことをお願いしたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 実態調査ということでございます。他町村の実態調査もそれも一案かな
とは思っておりますので、調査もしてみたいと思っております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） それでは、ぜひともそうなれば、今スクールバスを利用している人たちは
喜ぶことと思いますので、早く実現されることを願い、そして実態調査に則しておける
ことなく吉岡町も実施されることを強く望みまして、次の質問に移ります。

続きまして、2点目の高齢者対策であります。

吉岡町は「支え合う健康と福祉のまち」をキャッチフレーズとしまして、「健康No.

1」プロジェクト、あるいは各種検診の無料化・補助、そして乗り合いタクシー助成が主だと思えます。各地域で行っているお楽しみ会であるとかサロン、また老人会などへの助成も必要とされている時代だと思っております。

私はこの高齢者対策、時代に即した新たな施策の検討も必要になってくると思っております。そして検討し、実施していくべきだと思っておりますが、これらについての町の見解をまずお尋ねしたいと思います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員から、時代に即した施策の検討ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

吉岡町でも、高齢化に伴ってニーズの多様化や担い手の減少など、既存の施策だけでは対応できない課題に直面しております。これからも住みなれた地域で暮らしていくためには、行政や社協による公助だけに頼らない、共助、自助の取り組みを進めていかなければなりません。そのためには、「高齢者」イコール「支えられる人」という認識を改め、高齢であっても元気なうちは担い手になっていただくことも必要になります。そして、高齢の担い手が人の役に立つ実感を持ち、それが生きがいにつながるような支え合いの地域をつくりたいと考えております。

また、いつまでも元気に、できるだけ長く担い手になっていただくためには、既存のサロンの会場や筋トレ会場等の充実も図らなければならないと思っております。

町では社協とも協力し、新たな担い手の発掘を進めています。今年度はボランティア講座を開催し、ボランティアに従事する人とボランティアに興味がある人の交流の機会を設けました。また、合同サロンを開催して、サロン同士の情報交換を図るとともに、その場に作業療法士の先生をお呼びして、介護予防の講座も実施いたしました。

今年度設置した地域福祉交流施設では、まだまだ課題は多いものの、認知症サポーターによる「元気になるカフェ」の運営を実現しています。一步一步ではありますが、住民同士が支え合うまちづくりが進んでいるところでもあります。

今後もボランティア等の養成・活用方法を検討し、担い手が生きがいを感じながら活動できる、支え合いの地域づくりを進めていきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今、自助・共助・公助という話がありまして、確かに今いまは自助、みずから、この中は何とかサロンとかいろいろ行っていますが、これは自助ということで自分の健康はまずみずから守るということでサロン等に多くの人が出かけておりますが、現在

吉岡町にはこのサロンという形をしたものは何カ所ありますか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） サロンという形の中には、今、北群JAの持っている下野田に1カ所と、そして今できた駒寄に1カ所という2カ所だけかなとは思っております。

その件については、担当室長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 米沢高齢福祉室長。

〔高齢福祉室長 米沢弘幸君発言〕

高齢福祉室長（米沢弘幸君） サロンの数が幾つかというご質問ですが、先ほど町長が答弁したのは認知症カフェの数だと思います。サロンに関しましては、町内35カ所うちのほうで認識しております。以上です。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） このサロンに町がいろんな講師等を招くということの補助は出るんですね。サロンにいろんな体操する人とか、筋トレする人とか、その分の補助は出ていますよね。私は見えて、それもやっているんですが、体操とかもするんですが、お茶を飲んだりするのが結構お楽しみという人も随分いるんですね。人との会話を楽しむ、誰がどうしたとか、私のところだと北町公会堂なんていうのが近くでありますから、結構高齢者が集まってきて、そういう人が集まるところに、自助・共助・公助とありますが、そういうところで公助という形で、少し茶菓子代というんですか、高齢者が寄って、そのところで少し楽しめるような、そんなところに少し助成を、茶菓子代みたいなものがある助成もいいのではないかと思います。町長、そういうことはいかがでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ちょっと先ほどは間違っ、大変申しわけございませんでした。

その件については、今こういった形でサロンを35カ所やっているとかということは、担当室長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 米沢高齢福祉室長。

〔高齢福祉室長 米沢弘幸君登壇〕

高齢福祉室長（米沢弘幸君） 町としましては、現状サロンに直接補助という形での補助というのは行っておりません。そのかわりと言ってはなんですが、各自治会に対しまして一定の金額の支払いをしております、各自治会においてそのサロンに、一部というか、補助をしているというのは聞いております。以上です。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 私はそのことは知っているんです、確かに自治会に助成補助という欄がありますから。でもそこへの補助とはなっていませんから、町がそういう考えを持って、だから自治会によってさまざまですよね。幾つもある自治会もあれば、サロンが少ないところもありますから。三十数カ所ありますから、35カ所ですか、そうすると偏りがありますよね。でも高齢者が長く健康でそこで、ましてひとり家庭、ひとり高齢者も多いですから、そういう人たちが集ってお茶を飲んだら、そのお茶菓子でもちょっとつまめるような、そういうことが大事だと思うんです。だからそういうところに、町長、そんな多くの額じゃないんですよ。わずかに茶菓子代を補助してあげてもいいのではないかと考えているので、今は自治会には行っているんですが、その自治会から先はどうなっているか、行っているところもあるでしょうし、行っていないところもあるでしょうから、そういうサロンをつくれば、少なくともその1カ所何人以上には幾ら分出しますよと、何人から何人まで幾ら、何人以上は週幾日にして何人集まる場所は幾らという決まりをつくって、わずかな茶菓子代でも提供してやると。そのことでまた参加する人も多くなるような気がするんですが、そういう考えに立っていただけだと思うんですが、いかがですか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 大変申しわけないんですが、自治会にそういった幾らかの費用、幾ら出してもちょっと私もわかりません。そういった中においては、よく自治会と相談しながら進めていければなとも思っております。

一つにすれば南下にそういったサロンが3カ所ぐらいあるのかなと。そういったところではどういった形でどうやっているんだ、町から幾ら入っていて自治会から幾ら出ているんだということも把握しないと進まないのかなとは思っておりますので、そういったこともよく把握して考えていきたいとは思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ぜひとも、自助という中には、高齢者がそういうことも目的で、ただお茶を飲むといたって、お茶だってなければ、集まって水を飲んでいるわけにもいかないですから、お茶があり茶菓子があって、ちょっと2時間、3時間、4時間遊んでこれるといことが自助の中に入ると思っていますので、検討をお願いしたいと思っております。

時間も限られてきましたので、最後の回答まで来るかどうかはわかりませんが、まず乗り合いタクシーがありますが、私はこれはなかなか条件が厳しいので、当初の予算は一番

最初につくったときは500万円ぐらいでしたかね、それが10分の1も使われないで余ってしまったということがあります。そして、今回また相乗りタクシーも違う角度からできました。しかしこれも見ているとどうも使い勝手がよくないということで、使い勝手をもっとよくしたら利用する人というのはたくさんいると思います。そういうことで、使い勝手の検討をぜひともしていただきたいということで、検討をお願いしたいと思います。

それともう一点ですが、以前の議会のときにも健康福祉課長に質問しておいたんですが、介護を主とした配食サービス、吉岡町では週に2回、みやまの弁当と、あとは業者ではなくて町のボランティアの人たちがつくって配食サービスをしています。ちょっと進んでいる市町村では、業者と提携しまして365日配食サービスをしています。場所によりますと、これは朝、昼、晩と3通りあるんですが、一般的に使われているのはお昼だそうです。大体1カ月1万円ぐらいですね。というのは、2万円ぐらいかかるんですが、2万円から2万円ちょっとはかかるんですが、半分は自治体が負担して、半分は個人負担というところ、大体1食300円ぐらい、600円ぐらいはできるんですかね。そしてそれが配食サービスとともに、そのことがひとり高齢者の見守りにもなります。そして必ず紙を持ってきて、見守りですからチェックして、いなかったときというのはまたその日の夕方に電話したりして、安否を確認して、また次の日行ってもらえなかったら、「きのうはどうしたんですか」といって、また判こをもらってくるような形で安否確認をしています。そういう時代になっていますので、今ボランティアの方とかそういう人から行っているものだけではなくて、行政が主としてそのような見守りサービスを兼ねた配食サービスをしていく時代になっていると思いますので、ぜひともこのことも検討、実施されることを強く望みたいと思いますが、どちらの方が答えてくれるんですが、検討、実施ということで、町長ですかね、お願いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） いろんなことを最後に来て言っていただきましたが、頭に入れておきたいと思っております。（「それでは、よろしく申し上げます。以上で質問を終わります」の声あり）

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、14番小池春雄議員の質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了いたしました。

散 会

議長（馬場周二君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦勞さまでした。

午前11時50分散会

平成30年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

平成30年3月16日（金曜日）

議事日程 第5号

平成30年3月16日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告
(総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告)〔第2～第25〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第 1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第 2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第10 議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第11 議案第 9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)

- 日程第12 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第13 議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第14 議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第15 議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第16 議案第14号 吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例
(討論・表決)
- 日程第17 議案第15号 町道路線の認定・廃止について
(討論・表決)
- 日程第18 議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算(第6号)
(討論・表決)
- 日程第19 議案第17号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
(討論・表決)
- 日程第20 議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(討論・表決)
- 日程第21 議案第19号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
(討論・表決)
- 日程第22 議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第23 議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
(討論・表決)
- 日程第24 議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)
(討論・表決)
- 日程第25 議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)
(討論・表決)
- 日程第26 委員会議案審査報告(予算決算常任委員会委員長報告)

(委員長報告に対する質疑)

日程第27 議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算

(討論・表決)

日程第28 委員会議案審査報告

(総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告) [第29～第36]

(委員長報告に対する質疑)

日程第29 議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第30 議案第26号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第31 議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第32 議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第33 議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第34 議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第35 議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

(討論・表決)

日程第36 議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算

(討論・表決)

日程第37 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第38 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第39 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第40 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第41 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第42 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第43 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
14番	小池春雄君	15番	岸祐次君
16番	馬場周二君		

欠席議員（1人）

13番 山畑祐男君

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小湊莊作君
財務課長	小林康弘君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	飯嶋由紀夫君		

事務局職員出席者

事務局長 中島繁 主 事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議 長（馬場周二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。小林財務課長。

財務課長（小林康弘君） 3月9日の一般質問の中で、小池議員からの通学バスの購入時には交付税措置がされるかというご質問に対しまして、交付税措置はされているという答弁をいたしました。このことについて修正答弁をさせていただきたいと思っております。

通学バスの維持管理費等につきましては、基準財政需要額に算入されておりますが、通学バスの購入に際して車両購入費が基準財政需要額に算入されていることはありません。

以上修正させていただきます。

議 長（馬場周二君） これより議事日程（第5号）により会議を進めます。

本日の議事日程中、各委員会に付託した議案の委員長報告を日程第1、第26、第28で予定しております。

日程第1では、主に条例関連と平成29年度の各会計の補正予算であります。日程第26では、平成30年度一般会計の当初予算、日程第28では平成30年度一般会計以外の各会計の当初予算です。

各委員長にはよろしくお願ひいたします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）

議 長（馬場周二君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第2から第25までの中で付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務常任委員会であります。岩崎委員長、委員長報告をお願いいたします。

〔総務常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

総務常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。

総務常任委員会では、3月1日、本会議において議長より付託されました議案4件について、3月12日月曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査いたしましたので、結果を報告します。

議案第1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例は、町長部局の職員が兼ねる職員の定数を見直す所要の改正であり、農業委員会の職員を3人から4人に改め、適正な業務分担を図るためのものであり、審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決

であります。

議案第2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ3億6,945万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,912万4,000円とするものです。歳入歳出事項別明細書の項、目の順に審査を行いました。主な質疑としては、歳入では17款寄附金2目ふるさと納税では、好評な返礼品もあるのに、納税額がふえなかったのはPRの仕方が弱かったのでは、との質問に、町外の方々へのPRなので、ホームページやふるさとチョイスで周知を図った。広報でも町内の方々により町外の方々へのPRをお願いする記事を載せたら、なかなかであったとの答えでありました。21款町債1目総務費緊急防災・減災事業費（役場庁舎非常用発電機設置事業）1,000万円の減額は、機能のレベルアップと考えているかとの問いに、緊急時でのサーバー等の電源での対応に不備があって、30年度事業に振りかえたとの答えでした。

歳出では、2款総務費1目一般管理費13節委託料自治会事務委託料66万5,000円減は確定での減額とのことだが、各自治会への分配ではアパートの住民などへの配慮がなされているかとの問いに、自治会事務委託に関する規則があり、均等割と1世帯400円での配分となっているとの答えでした。3款民生費4目老人福祉費19節5項老人クラブ補助金11万8,000円減では、老人クラブ自体が衰退しているが対策は、との問いに、役員になり手がいない、つながりも希薄となっている、またその活動の主体が健康ナンバーワン事業などにシフトしている現状があるとの答えでした。3目児童保育費19節負補交保育充実促進費補助金242万5,000円減の理由は、との質問に、1歳児の保育の充実を促進するために、1人1万900円補助している。当初見込んでいた人数より少なかったとの答えでした。同じく民生費5目学童保育事業費14節賃借料学童クラブ駐車場借地料34万7,000円の増での駐車場の面積と借地料との問いには、駒寄第3学童の駐車場で693平方メートルで、平米当たり500円である。7款商工費2目観光費花と緑のぐんまづくり協議会負担金300万円と予算が膨らんだわけは、との問いに、花枯れなどの害を想定しての増額であるとの答えでした。8款土木費2目道路維持費8節報償費除雪謝礼40万円の明細は、との問いに、個人で除雪を協力してくれた方々に自治会を通して1万円を謝礼金として渡したとの答えでした。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1

号)は、住宅新築により改正事業収入を15万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394万1,000円とするものです。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長(馬場周二君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(馬場周二君) 質疑なしと認めます。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会飯島委員長、お願いします。同様に委員長報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長(飯島 衛君) 10番飯島です。それでは、文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

3月1日に本会議において、議長より付託されました議案13件について、3月14日水曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の参加の中、審査しましたので、審査の結果を報告いたします。

議案第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国保の運営を県が主体となることによるもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、これも県が運営主体となることによるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例については、認可権が都道府県から市町村に移行すること、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例については、包括支援センターの強化を図るためであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第14号 吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ6,431万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億1,166万2,000円とするものです。延滞金について質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ3,792万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億8,690万5,000円とするものです。認定調査費について質疑がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ532万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,048万2,000円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会平形委員長、委員長報告をお願いいたします。

〔産業建設常任委員会委員長 平形 薫君登壇〕

産業建設常任委員長（平形 薫君） 12番平形です。産業建設常任委員会の審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、3月1日の本会議において議長より付託されました議案7件につきまして、3月15日木曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、関係課長及び室長の出席のもと審査をいたしましたので、報告を

いたします。

初めに、議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第15号 町道路線の認定・廃止については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第17号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出の確定による相殺のための一般会計繰入金の減額補正であり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第19号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入における分担金の減額補正、歳出における炭化設備の未稼働による施設管理費の減額補正などで、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）については、水道使用量や新規加入金の増額による水道事業収益の増額補正、石綿管更新事業の国庫補助金の確定による資本的収入の増額補正などで、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

平形委員長、ご苦労さまでした。

日程第2 議案第1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第2、議案第1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第3、議案第2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 吉岡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第4、議案第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第5、議案第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第6、議案第5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第7、議案第6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正

する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 吉岡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議 長（馬場周二君） 日程第8、議案第7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第9、議案第8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号 吉岡町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第10、議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第11、議案第9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第12、議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第13、議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を委員長の報

告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第14、議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第15、議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 吉岡町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例

議長（馬場周二君） 日程第16、議案第14号 吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 吉岡町文化財センターの設置及び管理に関する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 町道路線の認定・廃止について

議長（馬場周二君） 日程第17、議案第15号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 町道路線の認定・廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議長（馬場周二君） 日程第18、議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第19、議案第17号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第20、議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第21、議案第19号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第22、議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第23、議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第24、議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第25、議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 平成29年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開を10時半からといたします。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

議長（馬場周二君） それでは、会議を再開いたします。

日程第26 委員会議案審査報告（予算決算常任委員会委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第26、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、小池委員長、お願いいたします。小池委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員長（小池春雄君） 報告します。

予算決算常任委員会に付託されました議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算について審査報告をします。

3月5日、委員会室におきまして9時半から、委員全員と議長、執行より町長、副町長、

教育長、課長、局長、室長の出席のもと、委員会を開催しました。審査は各目ごとに細かく審査を行い、初日5日は歳入ですが、町税の滞納整理や法人税の見込み件数、固定資産税の課税見込みで件数の推移や寄附金のふるさと納税の対前年比の減額の件に質問がありました。

3月6日には歳出の審査を行いました。歳出では総務費の総務管理費で、返礼品のあり方に対し多くの意見が出ました。また、新年度から開始されます相乗り推奨タクシー運賃等助成事業に対しても質疑が多くありました。6款農林水産業費1項13節、15節の地域特産品生産体制構築委託料、乾燥芋用施設整備工事にも多くの質疑がありました。

3月7日は歳入歳出の総括質疑を行い、採決しました。採決の結果、本案は可決されました。当委員会としまして、委員会の総意としまして、予算執行に関する要望を行うことを決定しました。

予算執行に関する要望事項、1つ、町の助成事業及び補助事業の徹底のため、一覧表の冊子作成を図りたい。2、地方創生事業に対しては慎重に実施されたい。3、ふるさと納税の返礼品については吉岡町の特産品の活用を図りたい。4、タクシー事業及び相乗り推奨タクシー運賃助成事業については利用者の立場に立ち、1回の利用金額の改善を図りたい、です。

以上、委員長報告とします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦労さまでした。

日程第27 議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算

議長（馬場周二君） 日程第27、議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 平成30年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第28、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第29から第36までの中、付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務常任委員会岩崎委員長、お願いします。岩崎委員長。

[総務常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇]

総務常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。総務常任委員会では、先ほど報告しました補正予算などに引き続き、3月2日、本会議において議長より付託されました平成30年度当初予算の議案1件について、3月1日9時30分より委員会室において審査いたしましたので、結果を報告します。

議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、歳入では貸付事業収入対前年比3万2,000円増の375万7,000円、民生費県補助金6万6,000円、歳出では一般会計繰出金対前年比3万3,000円増の31万円、償還金6万3,000円などで、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ382万3,000円とされるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告します。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会飯島委員長、お願いいたします。飯島委員長。

[文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇]

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。それでは、文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

3月2日に本会議において議長より付託されました議案4件について、3月14日水曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教

育長、局長、関係課長、室長の参加の中、審査しましたので審査の結果を報告いたします。

議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億2,145万6,000円とするものです。児童生徒数に関して質疑があり、2,111人とのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ19億146万8,000円とするもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ14億4,835万9,000円とするもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億8,474万9,000円とするもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会平形委員長、お願いします。平形委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 平形 薫君登壇〕

産業建設常任委員長（平形 薫君） 12番平形です。産業建設常任委員会の審査及び委員会要望書についての報告を行います。

産業建設常任委員会では、3月2日の本会議において議長より付託されました議案3件につきまして、先ほど報告しました補正予算などに引き続き審査をいたしましたので、報告いたします。

初めに、議案第26号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算については、区域拡大に伴う歳入における国庫補助金や町債の増、歳出における建設費の増など対前年度比106.3%の予算であり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入における町債の減、歳出における地方公営企業法適用業務委託料の減など、対前年度比96.2%の予算であり、また炭化処理施設の稼働は未定とのことでした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算については、前年度に比べ給水戸数の微減、年間総給水量、一日平均給水量の微増であり、また老朽管布設がえ工事費は前年度比11.5%の増となっています。収益的収入及び支出は前年度比ほぼ横ばいで、資本的収入は駒寄スマートインターチェンジ関連の工事費減、国庫補助金の増などで前年度比減となり、資本的支出は建設改良費の増で9.5%の増となりました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

また、平成30年度予算執行に当たり、当委員会としての要望書を取りまとめました。

1つ、地方創生推進交付金を活用して、地域特産品生産体制構築事業（小倉乾燥芋）を進めておりますが、経緯及び平成30年度の事業活動について5月初旬までに当委員会へご報告願います。

1つ、再生可能エネルギービジョン（平成26年2月付成果）については作成から4年が経過しており、技術の進歩や導入経費なども変化していると思われ、については見直しの実施を図られたい。

1つ、農業集落排水事業の主要施設である炭化施設については多額の事業費用をかけ、消臭設備の追加設置などの改善策を試みたにもかかわらず、稼働見込みについては未定の状況にあります。このような事態に至った事業検証の実施を図られたい。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

平形委員長、ご苦労さまでした。

日程第29 議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第29、議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 平成30年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり決定されました。

日程第30 議案第26号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第30、議案第26号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり決定されました。

日程第31 議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第31、議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第32、議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第33、議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり決定されました。

日程第34 議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第34、議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第35、議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算

議長（馬場周二君） 日程第36、議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第37 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第37、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第38 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第39 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第40 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第41 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第42 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第38、39、40、41、42、各常任委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にします。

採決はそれぞれ分離して行います。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しま

した。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第43 議会議員の派遣について

議長（馬場周二君） 日程第43、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議長（馬場周二君） これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回吉岡町議会定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議会開会中には東日本大震災から7年がたち、犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興復旧と被災された皆様が安心して生活が送れるように願うばかりであります。

本議会におきましては、上程をいたしました全議案を可決をいただきまして、まことにありがとうございます。心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、いよいよ新年度予算が認められ、新しい年度に向かっての準備が整い、スタートいたしました。それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位の協力とご支援をよろしくお願いを申し上げます。これまで手がけてきた事業をしっかりと軌道に乗せ、着実に推進していく覚悟でもあります。何とぞ、皆様方のご理解とご協力をお願いをいたします。また、町民の意見に耳を傾け、一層努力を重ね、山積する課題に取り組んでいく所存でもあります。今年度の区切りをしっかりとまとめ、やり残した仕事がないように、円滑な事業の推進を職員にもう一度指示・指導を徹底していきたく思っております。

気候も一段と春めいてまいりました。ようやく西のほうから桜の便りが聞かれるようになり、春はもうそこまで来ているという感じがいたします。どうか、議員皆様方におかれましては、ますます健康には十分ご留意の上、ご活躍をくださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶にさせていただければありがたいというようにも思っております。

大変長い日にち、お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、平成30年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議員 高 山 武 尚

吉岡町議会議員 飯 島 衛